

## 平成25年第1回板倉町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 3月11日(月曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	5
○自治功労表彰式	6
開 会 (午前 9時00分)	6
○開会の宣告	6
○黙 禱	6
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○町長の施政方針	8
○諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について	13
○承認第 1号 専決処分事項の承認について(平成24年度板倉町一般会計補正予算(第8号))	13
○議案第 1号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定について	17
○議案第 2号 板倉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の制定について	17
○議案第 3号 板倉町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	26
○議案第 4号 板倉町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について	27
○議案第 5号 板倉町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について	29
○議案第 6号 板倉町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について	31
○議案第 7号 板倉町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	32
○議案第 8号 板倉町町営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について	35
○議案第 9号 板倉町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について	

	て .....	3 8
○議案第 1 0 号	板倉町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の制定について .....	3 9
○議案第 1 1 号	板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について .....	4 0
○議案第 1 2 号	板倉町税条例の一部改正について .....	4 0
○議案第 1 3 号	板倉町障害者生産活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について .....	4 2
○議案第 1 4 号	板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について .....	4 2
○議案第 1 5 号	板倉町小口資金融資促進条例の一部改正について .....	4 3
○議案第 1 6 号	板倉町公園条例の一部改正について .....	4 4
○議案第 1 7 号	工事請負契約の変更について .....	4 5
○議案第 1 8 号	町道路線の廃止について .....	4 7
○議案第 1 9 号	町道路線の認定について .....	4 8
○議案第 2 0 号	平成 2 4 年度板倉町一般会計補正予算（第 9 号）について .....	4 9
○議案第 2 1 号	平成 2 4 年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について .....	7 5
○議案第 2 2 号	平成 2 4 年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について .....	7 6
○議案第 2 3 号	平成 2 4 年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について .....	8 1
○議案第 2 4 号	平成 2 4 年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について .....	8 3
○議案第 2 5 号	平成 2 4 年度板倉町水道事業会計補正予算（第 3 号）について .....	8 4
○議案第 2 6 号	平成 2 5 年度板倉町一般会計予算について .....	8 5
○議案第 2 7 号	平成 2 5 年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について .....	8 5
○議案第 2 8 号	平成 2 5 年度板倉町国民健康保険特別会計予算について .....	8 5
○議案第 2 9 号	平成 2 5 年度板倉町介護保険特別会計予算について .....	8 5
○議案第 3 0 号	平成 2 5 年度板倉町下水道事業特別会計予算について .....	8 5
○議案第 3 1 号	平成 2 5 年度板倉町水道事業会計予算について .....	8 5
○会議時間の延長 .....		8 7
○散会の宣告 .....		9 6
散 会（午後 5 時 5 3 分） .....		9 6

第 2 日 3 月 1 2 日（火曜日）

○議事日程 .....	9 7
○出席議員 .....	9 7
○欠席議員 .....	9 7

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 7
○職務のため出席した者の職氏名	9 7
開    議    （午前 9時00分）	9 9
○開議の宣告	9 9
○一般質問	9 9
森 田 義 昭 君	9 9
小森谷 幸 雄 君	1 1 1
川野辺 達 也 君	1 2 3
青 木 秀 夫 君	1 3 4
秋 山 豊 子 さん	1 4 6
黒 野 一 郎 君	1 5 7
○散会の宣告	1 7 1
散    会    （午後 4時56分）	1 7 1

第11日 3月21日（木曜日）

○議事日程	1 7 3
○出席議員	1 7 3
○欠席議員	1 7 3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 7 3
○職務のため出席した者の職氏名	1 7 4
開    議    （午前 9時00分）	1 7 5
○開議の宣告	1 7 5
○議案第26号 平成25年度板倉町一般会計予算について	1 7 5
○議案第27号 平成25年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について	2 2 4
○議案第28号 平成25年度板倉町国民健康保険特別会計予算について	2 2 4
○議案第29号 平成25年度板倉町介護保険特別会計予算について	2 2 7
○議案第30号 平成25年度板倉町下水道事業特別会計予算について	2 2 8
○議案第31号 平成25年度板倉町水道事業会計予算について	2 3 1
○議案第32号 平成24年度板倉町一般会計補正予算（第10号）について	2 3 1
○議案第33号 平成24年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につい て	2 3 1
○閉会中の継続調査・審査について	2 3 4
○町長挨拶	2 3 4
○閉会の宣告	2 3 5
閉    会    （午後 3時38分）	2 3 6

板倉町告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成25年第1回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年3月7日

板倉町長 栗原 実

1. 日 時 平成25年3月11日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 2 名 )

1 番	森 田 義 昭 君	2 番	今 村 好 市 君
3 番	荒 井 英 世 君	4 番	川 野 辺 達 也 君
5 番	延 山 宗 一 君	6 番	小 森 谷 幸 雄 君
7 番	黒 野 一 郎 君	8 番	市 川 初 江 さん
9 番	青 木 秀 夫 君	1 0 番	秋 山 豊 子 さん
1 1 番	荻 野 美 友 君	1 2 番	野 中 嘉 之 君

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 平成25年第1回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

平成25年3月11日（月）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長の施政方針
- 日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 承認第 1号 専決処分事項の承認について  
(平成24年度板倉町一般会計補正予算(第8号))
- 日程第 6 議案第 1号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 2号 板倉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 3号 板倉町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第 9 議案第 4号 板倉町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第 5号 板倉町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第 6号 板倉町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第 7号 板倉町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第 8号 板倉町町営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第14 議案第 9号 板倉町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第10号 板倉町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の制定について
- 日程第16 議案第11号 板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第12号 板倉町税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第13号 板倉町障害者生産活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第14号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第15号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第21 議案第16号 板倉町公園条例の一部改正について
- 日程第22 議案第17号 工事請負契約の変更について
- 日程第23 議案第18号 町道路線の廃止について

- 日程第24 議案第19号 町道路線の認定について  
 日程第25 議案第20号 平成24年度板倉町一般会計補正予算（第9号）について  
 日程第26 議案第21号 平成24年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について  
 日程第27 議案第22号 平成24年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について  
 日程第28 議案第23号 平成24年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について  
 日程第29 議案第24号 平成24年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について  
 日程第30 議案第25号 平成24年度板倉町水道事業会計補正予算（第3号）について  
 日程第31 議案第26号 平成25年度板倉町一般会計予算について  
 日程第32 議案第27号 平成25年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について  
 日程第33 議案第28号 平成25年度板倉町国民健康保険特別会計予算について  
 日程第34 議案第29号 平成25年度板倉町介護保険特別会計予算について  
 日程第35 議案第30号 平成25年度板倉町下水道事業特別会計予算について  
 日程第36 議案第31号 平成25年度板倉町水道事業会計予算について

○出席議員（12名）

1番	森田義昭君	2番	今村好市君
3番	荒井英世君	4番	川野辺達也君
5番	延山宗一君	6番	小森谷幸雄君
7番	黒野一郎君	8番	市川初江さん
9番	青木秀夫君	10番	秋山豊子さん
11番	荻野美友君	12番	野中嘉之君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	栗原実君
教育長	鈴木優君
総務課長	田口茂君
企画財政課長	中里重義君
戸籍税務課長	長谷川健一君
環境水道課長	鈴木渡君
福祉課長	永井政由君
健康介護課長	小嶋栄君
産業振興課長	山口秀雄君
都市建設課長	小野田国雄君
会計管理者	荒井利和君

教育委員会 事務局 会長	根 岸 一 仁 君
農業委員会 事務局 会長	山 口 秀 雄 君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	小 野 田 吉 一
庶務議事係 長	伊 藤 泰 年
行政安全係 長兼 議事事務局 書記	根 岸 光 男

### ○自治功勞表彰式

○事務局長（小野田吉一君） おはようございます。定例会前でございますけれども、ここで群馬県町村議会議長会会長表彰の伝達式を行いたいと思います。

このたびの受賞者は野中議長でございます。小森谷副議長から伝達をお願いしたいと思いますので、お二人とも演壇の前へお願いいたします。

○副議長（小森谷幸雄君） 表彰状の代読をさせていただきます。

表彰状。板倉町議会、野中嘉之殿。

あなたは多年議会議員として、地方自治の本旨を体し、よく住民福祉の増進に寄与された功績はまことに多大であります。よって、ここに表彰いたします。

平成25年2月20日。群馬県町村議会議長会会長、高橋正。代読でございます。おめでとうございます。（拍手）

---

開 会 （午前 9時00分）

### ○開会の宣告

○議長（野中嘉之君） おはようございます。

ただいまから告示第13号をもって招集されました平成25年第1回板倉町議会定例会を開会いたします。

### ○黙 禱

○議長（野中嘉之君） 本日は3月11日であります。東北地方を襲ったあの東日本大震災から2年が過ぎ去ろうとしています。多くの方が犠牲となった震災の日でありますので、ここで犠牲者となられた方々へ1分間の黙禱をささげたいと存じます。

皆さん、自席で結構ですので、ご起立をお願いします。黙禱。

[黙 禱]

○議長（野中嘉之君） 黙禱を終わります。

ご着席ください。

### ○諸般の報告

○議長（野中嘉之君） それでは、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月監査の監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、陳情については、お手元に配付の陳情文書表のあるとおり、年金2.5%削減の中止を求める意見書の陳情及び社団法人群馬県建設業協会館林支部からの要望書の2件が提出されておりますので、報告いたします。

次に、今定例会に付議される案件は、人権擁護委員の推薦に関する諮問1件、補正予算の専決処分の承認

1件、条例の制定議案10件、条例の改正議案6件、工事請負契約変更議案1件、町道の廃止議案1件、町道の認定議案1件、補正予算議案6件、平成25年度各会計予算議案6件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

---

#### ○会議録署名議員の指名

○議長（野中嘉之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

1番 森 田 義 昭 君

2番 今 村 好 市 君

を指名いたします。

---

#### ○会期の決定

○議長（野中嘉之君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、2月25日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告を願います。

委員長、秋山豊子さん。

[議会運営委員長（秋山豊子さん）登壇]

○議会運営委員長（秋山豊子さん） おはようございます。それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件については、2月25日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日3月11日から21日までの11日間ということでございます。

会期の日程ですが、本会議初日の本日は、町長の施政方針の後、諮問第1号について、提出者からの提案理由の説明の後、質疑、討論は省略し、採決をいたします。次に、承認第1号について、提案者から専決処分事項の説明の後、審議決定をいたします。次に、議案第1号から議案第25号までについて、提案者から各議案説明の後、各議案ごとに審議決定をいたします。さらに、議案第26号から議案第31号についてですが、本日は提案者からの議案説明のみとし、審議決定は最終日の21日に行います。

第2日目の12日は、一般質問を行います。

第3日目の13日は休会とし、第4日目の14日は総務文教福祉常任委員会で所管事務調査を行い、翌日の第5日目の15日は産業建設生活常任委員会で所管事務調査を行います。

第6日目の16日と第7日目の17日は、休会といたします。

第8日目の18日は総務文教福祉常任委員会を、第9日目の19日には産業建設生活常任委員会をそれぞれ開催し、平成25年度の予算について事務調査を行います。

10日目の20日は休会とし、最終日の21日は議案第26号から議案第31号について審議決定をします。さらに、閉会中の継続調査及び審査について決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（野中嘉之君） お諮りいたします。

今定例会の会期及び議事日程について、ただいまの委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、今定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から21日までの11日間と決定いたしました。

---

### ○町長の施政方針

○議長（野中嘉之君） 日程第3、町長より平成25年度の施政方針を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） おはようございます。本日は、平成25年第1回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位にはお忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、先ほど野中議長さんにおかれましては、自治功労として群馬県町村議長会の会長表彰ということで表彰を受けられ、その活動、内容等たたえられましたこと、心よりお祝い申し上げます。これを契機に、さらにご健勝にてご活躍されますよう、あわせてご期待申し上げたいと思います。おめでとうございました。

さて、先ほど、東日本大震災の多くの犠牲者に対しまして、冒頭に黙祷をささげさせていただきました。2年前の本日午後2時46分に発生しました想像を絶する大地震は、自然の脅威や残忍さと、余りにも小さな人間の力の差をまざまざと見せつけ、1万9,000人にも及ぶ死者不明者の方々の夢や希望あふれる一生を一瞬で奪い取り、我々国民ひとしく恐怖のどん底を経験したところでございます。何年たってもおさまることのないやり場のない憤りとあきらめ感が、今日なお続いていることを推察し、空前の数に及ぶ犠牲者あるいは被災者全員の皆様に心からお見舞い申し上げるところでございます。

また、同時に発生した原発事故による放射能汚染は、今日に至っても除染を初めとして、やむを得ず避難せざるを得なかった方々の定住、帰還対策も依然として満足にはほど遠い状態でありまして、政治用語と化した「万全の対策を速やかに講じる」との時の大臣の力説も、スピード感もなく、むなしく聞こえる状況であります。本当にその気があるなら、被災地そのものに復興省を置くべきとの現地の声をマスコミを通して聞くたびに、政治とはこんなものかをつくづく無力感を感じているところでありますし、我々自身大きく反省しなくてはならないものとも感じております。被災地の皆さまには、ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

この1年も異常気象を感じさせる自然災害が多発しました。夏場の異常高温による高齢者の脱水による衰弱死、全国あちらこちらでの洪水、竜巻の災害、地震の多発、夏から一挙に冬に入ったような季節の変化、そして年末から今日に至るまでの異常な寒波や史上空前の豪雪等々、不安な1年でもありました。福島原発事故による放射能汚染問題も引き続き大きな不安材料でもありましたが、幸い昨年、当地域におきましては許容基準を下回る状況で推移し、風評被害の再燃もなく、ほっと胸をなでおろせた1年でもありました。一たびまた大地震でもあれば一気に緊迫感が高まり、また同じことの繰り返しのおそれを抱えながら、事故の完全収束にはこれから先40年もかかるとの報道を聞くときに、福島原発も含め原発の持つ危険性を改めて実

感しているところであります。

世界においては、ギリシャ、スペインの財政危機に端を発したユーロ危機が小康状態を保っている中、貧富の拡大によるアフリカ諸国を初めとしたイスラム圏の紛争やテロが多発し、日本人のマスコミ報道関係者も含め被災も目立ってきております。同時にエジプト、リビア、アルジェリア等アフリカ諸国から発した民主化デモによる独裁国家の崩壊や中国の国内の弾圧、あるいは海洋覇権主義に伴う東南アジア地域への国境問題、即発の可能性があるイスラエルとイランの関係、さらにはイランの協力を得たと言われている北朝鮮の核実験ミサイル開発等々、平和を脅かす火種は世界各地、日本の近隣にも大きく点在しております。あわせて昨夏のタイの洪水や韓国、中国との領土問題に端を発した反日運動は、日本企業の海外進出に暗い影を落としている現状だと思っております。

国内においては、大震災、原発事故を契機に、食、住も含めた環境問題に対し、安全安心を高度に希求するようになりまして、最大のテーマとなったエネルギー問題がそのいかんによって大きく経済にも影響することから、原発ゼロか、あるいは再稼働かというような意味での最大の政治課題にも浮上している現状でございます。加えて韓国との竹島、中国台湾との尖閣、そしてロシアとの北方領土問題等々に絡んだ日米安保の基軸をなす沖縄の基地移転の問題、そして拉致問題の解決を目指す日本にとって展望の開けぬ日朝関係等、近隣諸国との外交のあり方も今日ほど重要さを指摘されている時期は過去にはないと言われております。

経済におきましても、円高によるデフレの進行が震災復興特需の牽引によって緩やかな回復基調にある現状の中、不安定な欧州経済に加えて世界経済の減速、あるいは電力供給の制約、そして少子高齢化といった懸念材料もあり、先行き不透明な状況が続いております。その中、12月に行われた総選挙は、内紛ばかりで決められない政治とのレッテルを張られた与党民主党的惨敗に終わり、3年半ぶりの自民政権の復帰は、大方の国民の予想どおりの展開であり、政権交代から3カ月たとうとしている今日、デフレ脱却、経済再生、強い日本を目指して、水を得た魚のように民主党政権の負の課題に対し積極的に対応せんとしていることは、国民の目に好感を持って映っている現状でもございます。特にアベノミクスと言われる三本の矢政策と外交の姿勢は、経済を中心とした不戦の中で、戦わない中で戦争を回避しながら、強い日本を取り戻すための柱とされており、戦後2番目に大型の公共事業費を盛り込んだ補正予算、あるいは13カ月予算とも言われる新年度予算は、崖っ縁と言われる日本経済の再浮上を意図した不退転のものと言われており、その波及効果が読みどおり成果とならず具現化しないとき、日本経済は危機的状況になるとの認識のもと、ぜひ最大限の努力を政権にお願いしたいところでございます。

本町の財政運営は、歳入の多くを占める地方交付税が平成12年度の24億円から平成20年度には14.7億円と減少の一途をたどっております。平成22年度あるいは23年度には16億円台となったものの、臨時財政対策債の増発や財調減債両基金を中心とした基金繰り入れに頼らざるを得ない状況が現在も続いております。さらに、世界的な経済の低迷や円高等による企業業績の悪化の余波を受け、税収が減収傾向に転じておりまして、これまでの借入金の償還がピークを過ぎたものの、構造的に気の抜けない状況でもございます。したがって、今後数年間は公債費の返済に加え、インフラ整備、少子高齢化による扶助費の増加、広域行政による厚生病院の改築、ごみ処理施設の建設、あるいは消防本部耐震改築等、さらに我が町においては新庁舎の建設に向けて財源確保などを考えますとき、課題は山積している状況であり、限られた財源をいかに計画的に投入していくかが課題であります。以上を踏まえた点で、私の基本政策実現に向けて予算編成を行ったところでご

ざいます。

まず、重点施策について申し上げます。防災力強化、安全安心なまちづくりについてでございますが、我が町の位置的観点から、水災害の被災の可能性の高さは、ご承知とおり、否定できない状況でもございます。町民の皆さんの関心も高く、出前講習や避難訓練も好意的に対応いただいております。みずからの命はみずから守るという危機管理の基本から芽が育ち始めていると言える状況下にあると思っております。一回一回考察を加えながら、毎年の訓練を実践型に近づけていきたいと思っておりますし、必要な備品、資機材、周知システム、消防団組織、あるいは役場の庁内の組織、近隣との支援体制、それから国、県も含めた連携を図る中で、それらの充実を図っていきたくと考えております。

心と体の健康増進あるいは子育て等福祉問題も含め、そういった事業についてでございます。国、県の補助により、子宮頸がん、ヒブワクチンあるいは小児肺炎球菌等々、ワクチン接種を推進してまいりましたが、それらの補助金打ち切りにより、町単独費用においてその重要性に鑑み、継続することとしております。その他、9項目に及ぶ各種健診事業、対策事業、推進事業についても引き続き強力に進めることとしています。子育て応援事業としましては、児童館の開設を一昨年しましたが、その利用度は高まっております。保育園の時間外保育、延長保育でもございますが、その需要も多くなりつつあり、多様な保育形態にも対応すべく頑張っているところでもありますが、現在板倉保育園、北保育園の児童数の偏り、それに対する保育士の数と配置の問題、臨時保育士に対する正保育士のいわゆる低下、低年齢児童保育に対する保育士の増員等々、ソフト的課題の解決が求められているほか、ハード面では肝心の園舎の老朽化が目立ちながらも、平屋建てということで耐震診断が未済の状況であります。2園改修か、あるいは2園改築か、統合1園か、あるいは経営手法が民間委託か公設か等々、経営合理性あるいは安全安心性の観点から、課題解決のため今後の経営形態も含め、研究する必要があるため予算計上もさせていただきます。

続いて、教育関係についてであります。いじめ、体罰等学校に対する世論の厳しさを踏まえ、小さな芽のうちに発見あるいは指導、早期家庭との連携を原則に、そのほか状況に合わせてのカウンセリング等も整えつつある組織、制度あるいは手法、そういったものを積極的に活用しながら対応するよう指示しております。また、少子化による就学児童数の減少予測から、集団教育力といたしまししょうか、あるいは団体的な教育力の低下、そういったものに対しての不安が寄せられており、統合の可能性まで言及される保護者等の話も聞くことがございます。現状では、少人数学級のメリットが十分認められ、デメリットの解消に対応していくことで、当面利点の優位性が確保できるとの観点から心配はないとしております。しかし、直近のヤマダ電機さんのニュータウン住宅販売参入による人口増も含め、片や東小の入学児童増が推測されることから、校舎も含め相反する状況、町内各地域の小学校区に対する相反する状況の進行に、どのように実態を合わせて、経営を考えていくかという意味で将来を強く考える時期にあるのではないかと考え、さらに複雑なことに一定の時期を過ぎると、また減少傾向に変わりがないということも含め、検討を真剣に開始する時期に来ていると思っております。

産業振興関係についてであります。県内有数の農業立町として稲作、野菜、施設園芸等、精力的に取り組んできましたが、後継者不足による離農に歯どめがかからない状況であり、結果、経営者の高齢化が極度に進行しております。遊休農地、空きハウス等の増加も年々見られるようになり、広大な農地の管理あるいは維持は誰がするのだろうかとの疑問が湧くほどの状況さえ想定されるところでもあります。まずは、国に実

情を強く訴え、低迷する農産物価格対策、あるいは所得補償の充実等に真剣に取り組んでいただくよう要請しながら、なお職業として真剣に取り組む数少ない後継者に対し、魅力ある農業の視察研修、あるいは制度を利用した経営及び技術、そういったものの支援、営農集団の育成、あるいは費用軽減による土地改良の推進、そして間近にある東洋大学との連携等々も含めて、引き続き対応策を考えてまいりたいとも思っております。あわせてUターン、あるいは新規参入者に対しても支援してまいりたいとも思っております。

商業振興につきましては、近隣の大型ショッピングセンターの出店、あるいは郊外型生活形態への移行に伴い、町内商業は大きな打撃を受けていることは事実であります。この状況に対する新しい対応策がなかなか打ち出せない中、ラムサール登録となった渡良瀬遊水地、あるいは関東初の重要文化的景観、あるいは群馬の水郷、雷電神社ほか、点在する名所史跡等を網羅する形として直売所季楽里の連携を考えながら、昼間人口増を狙いとする平地観光の活性化と方向を実現していければと考えておりまして、そのための検討機関を立ち上げるよう、依然として指示しております。

企業、商業施設誘致につきましては、前年度におきましてはニュータウン外で2社、タイガー川島さんあるいはコメリさん、ニュータウン内でミルックス社さん、あるいはイトアンド社さん、ついこの間東基さんの3社の誘致に成功をしております。現在企業用地につきましては、関心を示される企業さんが数社あり、条件等について地道な努力、交渉を続けている状況であります。商業用地につきましては、ヤマダさんの出店を契機として、企業局と連携を図りながら、町独自の誘致活動も展開しております。ニュータウンを中心としますと、渡良瀬遊水地がいわゆる同心円状に含まれることから、さらには利根、渡良瀬川に挟まれた地域でもありますので、商圈人口の点で、あるいは交通アクセスの点で、大きなハンディが感じられますが、手応えを感じながらの交渉も皆無ではない状況で、依然として水面下で交渉外交を続けております。

次に、インフラ整備でございますが、国道354号板倉バイパス延伸事業につきましては、25年度、橋梁等の詳細設計に地元要望の修正を加え、用地買収に入る手順になっております。29年あるいは29年度開通を目指し、県、国、埼玉側と協議を進めていく計画でございます。八間樋橋につきましては、春先までには2カ所の橋脚が立ち上がる計画で進めており、25年度には兩岸の橋桁の受けとなる橋台の工事に移りながら、接続道のすり合わせも含め着実に進展が見られるよう、引き続き頑張っておるところでございます。また、未整備な生活道路の整備につきましても、引き続き最低時の予算額の約3倍の予算づけをしております。工事路線の決定につきましては重要度、利便性の向上、問題点がないこと、加えて当事者の協力性等々を判断基準としながら、整備率を高めていきたいと思っております。

同じく積年の課題であった庁舎建設につきましては、昨年7月に検討委員会を設置し、町民各界各層及び各種団体代表41名の方に委員として就任いただき、計8回の検討会議の中で建て替えの必要性、必要とする庁舎の内容、必要な延べ床面積、全体の敷地面積、大まかな建設費用、建設の場所、そしてこれからの建設完成までのスケジュール等々、資料、先進地、近隣の庁舎等の視察等を踏まえていただきながらご協議をいただき、つい先日、3月7日、会長である野中議長さんの強力なお骨折りにもよりまして、その内容を答申としてまとめていただき、受け取らせていただきました。これから答申書を十分尊重しながら、必要な手続、まずは予定地の確保を初めとして、建設委員会設置等へ向けて動き出し、アベノミクス等々諸物価上昇機運も感じられることから、可能な限り早く完成に近づけたいと思っております。

屋内スポーツ施設整備の調査検討に対する予算もあわせてつけさせていただきました。現在1市2町間で

進められております広域ごみ処理事業計画も順調に進んでおりまして、平成29年度には新施設での稼働が予定されております。館林市は焼却熱回収施設を、板倉町はリサイクルセンターを、明和町は屋内型最終処分場をとの合意のもと具体的に進行しておりますが、稼働後、それぞれの持つ現有施設は自前にての解体が前提となっております。一方、当町資源化センター建屋については、耐用年数に対する残存年数はおよそ計算上最低30年以上になりますので、内部の機械類を取り除き、手を加えることで、屋内スポーツ施設として利用できないかとの可能性を模索するための調査を行うものとして予算計上しております。これが高額な解体費を計上することよりも、合理的かつ最少投資でのスポーツ施設整備が可能になればと思っています。踏まえて、センター地区を総合運動公園として活用する源になればと思っています。

新エネルギーに対する予算についてでございます。原発事故を教訓として、エネルギーの問題は安全安心の面から、また一方では経済の面から、先ほども冒頭申し上げましたが、原発ゼロか再稼働か、あるいは理想論か現実論か、世論も熱を帯び、立場によって、あるいは考える角度によって大きな違いがあり、論議になっているところであります。安倍政権になり、新安全基準を策定し、安全なものから再稼働を認めていくという方針が定まりつつあると感じておりますが、同時に代替エネルギー、あるいは新エネルギーも強力に推進するとの方向性も示しております。町としては太陽光発電に力を注ぎたいと考え、増額予算としておるところでございます。県のメガソーラー建設も並行して行われており、ヤマダ電機のスマニティタウン構想との整合あるいは合理性、ラムサール登録地あるいは重要文化的景観に鑑み、環境に優しい、自然と近代化の調和した町と銘打ちながら、LEDの普及等もあわせて、あるいは電気自動車関係等々も含め、推進したいと思っております。

合併問題についてですが、いつでも話し合いのテーブルに着くとの姿勢と、アンケートの結果を踏まえ、1市2町以上の合併に可能性もメリットも含まれるという観点から対応していくつもりでございまして、これは一貫しておるところでございます。

仮称といいましょうか、利根・渡良瀬架橋建設推進についてであります。板倉町、加須市、栃木市との間で架橋の必要性の機運が高まり、推進協議会の立ち上げに、位置的關係もあることから我が町が中心になり、約4年間努力してまいりましたが、本議会終了後の3月28日、2市1町課長レベルの会議、これは進め方の意見調整が中心になると思っておりますが、当町で行われることが決定しております。将来に向けての大事な縦軸構想でありますので、土台づくりのため、積極的に対応したいと思っております。

以上、主なものについて考え方を述べさせていただきましたが、その他の既存事業にあっても単純に前年度踏襲とすることなく、町民視点に立って精査しながら、必要かつ最小限の事業費とすることを念頭に、また周辺自治体とのサービス格差等なきよう情報収集に努め、責任ある政治をできるだけ追求していきたいと思っております。

本定例会につきましては、第1号から第36号まで提案として上程させていただきますし、また諮問1号、承認1号もあわせて上程させていただきます。ぜひ真剣なご議論をいただき、全議案、できれば原案どおり可決いただくよう心からお願い申し上げまして、開会の挨拶並びに施政方針とかえさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（野中嘉之君） 町長の施政方針演説が終わりました。

○諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（野中嘉之君） これより提出された議案等の審議に入ります。

日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） それでは、早速ご議論をお願いしたいと思っております。

諮問第1号でございます。提案理由を申し上げます。人権擁護委員候補者の推薦についてということでございます。本件は、人権擁護委員候補者の推薦であります。人権擁護委員は、法務大臣が委嘱するものでございますが、委員の推薦につきましては議会の意見を聞いて推薦するものとなっております。現在その職にあります南地区の小野田早苗さんが、来る平成25年6月30日をもって任期満了となることに伴う後任者の推薦でございます。

小野田早苗さん、生年月日、昭和26年6月14日、住所、大字飯野1922番地の1につきましては、1期3年の任期中、その職務を熱意を持って的確に遂行していただき、今後もその活動が十分可能であると思われるため、引き続き推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。人事案件につき、担当課長の説明はいたしません。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

これより諮問第1号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は原案のとおり同意されました。

---

○承認第1号 専決処分事項の承認について

○議長（野中嘉之君） 日程第5、承認第1号 専決処分事項の承認についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 続いて、承認第1号をお願い申し上げます。

専決処分事項の承認についてということでございます。平成24年度板倉町一般会計補正予算（第8号）で

あります。

本補正予算につきましては、第8回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億6,659万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、前年度繰越金に300万円を追加するものでございます。歳出につきましては、総務費を同じく300万円追加するものでございます。

内容につきましては、住宅用太陽光発電システム設置補助事業経費の専決補正を平成25年1月22日付で実施したもので、報告するものでございます。

以上、平成24年度板倉町一般会計補正予算（第8号）についてご報告申し上げました。細部につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） それでは、私から専決処分の細部につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、歳入歳出それぞれ300万円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億6,659万5,000円とするものでございます。なお、この専決につきましては、1月22日付で実施しております。

それから、第1表につきましては、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおりでありますので、6ページをお開きいただきたいと思っております。事項別明細の歳入の部分で19款1項1目の繰越金でございますが、300万円を追加するものでございまして、これにつきましては今回補正の財源とするものでございます。

次に、7ページをごらんください。こちらは歳出でございますが、2款1項15目のふるさとづくり費で300万円を追加するものでございます。こちらにつきましても町長の提案理由で申し上げましたとおり、住宅用の太陽光発電システム設置補助金の追加でございます。これにつきましては、当初予算既定額600万円が予算措置されていたわけでございますが、上半期の交付申請で相当の不足が生ずるとということが判明してきましたので、年度内に申請者に対しての補助金の交付をするべく、今回300万円を追加するものでございます。

以上で説明終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認を賜りたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） この内容ではないのですけれども、会計の仕組みのことを説明いただきたいのです。いつも疑問に思っていることがあるので。

繰越金に300万円追加ということなのですけれども、既定額に6億5,000万円繰越金がされておるわけですが、その繰り越されているお金というのは、もともとゼロになってしまったのですか。繰り越されたお金をいろいろ基金に積み立てたりなんだりして、全部は残っているとは思わないのですけれども、6億5,000万円の繰越金がないから、もう使ってしまったから、さらに300万円、補正で追加するということは、300万円の金額のお金は、いつも思うのです。歳計現金とかいう中にあるお金をそこから引っ張り出して、そこへ補正で繰り入れるという仕組みをとっているのかと思うのですけれども、その辺についてわかり

やすく説明いただければと思うのですけれども、ここに今いただいたように、月例出納検査結果報告書というのものがあるのですけれども、これもいつも見ていてわからないのですけれども、その辺も含めて説明いただきたいのですけれども。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） お答えします。

今青木議員おっしゃったとおり、例えば23年度の決算の段階で実質収支、いわゆる繰越明許費の財源を差し引いた残りの繰越金ということでご理解いただければと思いますけれども、この実質収支額が6億6,998万2,940円でございます。今回300万円を追加しますと6億5,265万3,000円という繰越金の総額になるわけですが、実際にこれは歳計現金としてずっと会計の中では継続して留保されているものでございます。留保されているものを今回の追加で300万円追加したわけですが、これがいわゆる表面化するという言い方は適当かどうかわからないのですが、いずれにしても内部で留保されているものを予算措置することで表面化されるという理解でよろしいのかなと思います。

ですから、当初から繰越金、前年度の決算額同額が繰越金として歳入予算に計上ができれば、もっとすっきりするのかもしれませんが、出納の整理期間がありまして、出納閉鎖が5月末ということでございます。次年度の当初予算はいつも3月の定例会で審議していただくというような、スケジュールでありますから、現在で申し上げますと、24年度の決算はまだこれから5月末の出納閉鎖を待って決算がなされるということですから、25年度へ繰り越す繰越金が幾らになるかは現時点では判明していないということになるわけで、まさしく23年度の決算の上での実質収支が幾らになるかは、これは24年度の当初予算を編成する時点ではわからないという、そういうタイムラグがございます。実質的に歳計現金としてその実質収支額は留保されておるわけですが、予算上表面にあらわれないということであったものが、これで300万円追加することでさらに表面化してくるということをご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） どうですか、皆さん。聞いてわかります。わかる。職員の皆さん、わかる、今の説明、みんな。だから、例えばさっき留保資金という形で歳計現金という、そういう用語がよく使われるのですけれども、それが当然繰越金だから23年度の繰越金なはずですね、今24年度ですから。それが、繰り越されたお金が歳計現金という形で置かれてあるわけですね。繰越金と留保資金というのはイコールなのですか。私なんかを見ると二重帳簿みたいになっているという感じで、予算化するときには表面化させるということでやっているのはわかるのですけれども、別に財布があって、予算書に計上するときには財布の中からぽこっと出すと。その出し入れをやっていると思うのですけれども、この例月出納報告書なんか見ても全然私なんか見てもわからないので、もうちょっと素人にわかるような説明の仕方ができないですか。町長でも説明してください、わかる人に。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） どういうふうに説明すればよく理解していただけるのかというと、私もこ

れ以上説明するのに逆に困惑してしまうのですけれども、要は例月監査の報告書ですか、それは私は具体的にどうの中身なのか見たことないのですけれども、要は一般会計の口座に収支日計簿では残高が幾らということで、毎日収支日計表が作成されております。たしか現時点で細かい数字までは記憶にないのですが、現時点ではたしか10億円程度、一般会計では歳計現金を持っています。その歳計現金10億円程度のうち、ここで出てくる繰越金の6億5,265万円、これが含まれています。要はお金に色がついていないわけですね。23年度の繰越金と24年度の実際の収支に基づく現在の残高、これに色はついていないわけです。ですから、わかりづらいのかもしれませんが、要するにお金はありますけれども、予算的に当初予算はたしか繰越金は5,000万円ぐらいだったのですかね、24年度の当初が。それで12月の補正のときに基金積立金を予算上決定していただきましたけれども、その積立金の財源とすると、やはり前年度の繰越金を財源に充てると。また、実際に基金に積み立てるのが今月末ぐらいになるのかと思いますが、ですから今日時点あたりでは約10億円程度、収支日計表の上では残高がございます。基金を積み立てると、それが10億円程度が5億円の基金積み立ての予算の決定いただいていますから、5億円を積み立てると、残りが5億円くらいになるということで、24年度の実際の収支に伴う残高というのがだんだんあらわれてくるということです。二重帳簿という表現は何かよくテレビのドラマなんかでも二重帳簿なんていう話が出てきますけれども、私の立場としては二重帳簿だということは申し上げられません。二重帳簿ではありませんので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 悪い意味で二重帳簿と聞いているわけではないのですけれども、結果的には今説明を受けると、歳計現金の10億円の中にこの繰越金の6億円のお金が含まれていると、ダブっているという感じが非常にわかりにくいので、この歳計現金というのはどこに、予算書のどこかにでも別枠で記入されていると非常にわかりいいのかもしれないのだね。だから、今言った300万円ここから補正を組んだのがどうのこうのと私言っているのではないのです。この仕組みを非常に疑問に思っているので、ちょっと今こういう機会だからと思って伺ったわけですがけれども。

だから、一般の会計のとちょっと違うわけね、企業の会計なんかと比べると。二重帳簿という非常に言葉の意味がよくとられないケースになるのだけれども、実質はそういう形になっていると。これが別に板倉町だけやっているわけではなくて、国も全部こういう仕組みでやっているのでしょうか。だから、よく国なんかだって隠し財源がいっぱいあるのではないかと、だから例えば年末にこの間の補正予算なんて組むといっても、十何兆円組むなんていってもぽつとあるのですね、13兆円の予算を組むという。赤字国債を発行して、どうだの、ああだこうだの、大変だ大変だなんて言うけれども、ああ、そうと言って組むとふつと出せるということは、持っているわけですよ。それと同じように、板倉町でも一般会計で、今日もここに例月監査報告書とありますけれども、課長言うように10億円ぐらいの金がここへ載っていますね。だから、これと繰越金というのが非常にわかりにくいので、これはもっと表現のしようがないのでしょうかけれども、さっき中里さんが言われるように、そういうのが現実なのだということなのでしょうから、これ以上うまく説明のしようがないと言うけれども、その辺をもう少し工夫して、みんなにわかるように。こういうほがすっきりみんなに共有できるようにしていく仕組みをつくってもらったほうがいいのかなと思うのですけれども、研究しておいてください、何かうまい方法を。お願いします。

○議長（野中嘉之君） 答弁はいいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより承認第1号について採決いたします。

原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時15分といたします。

休 憩 （午前10時00分）

---

再 開 （午前10時15分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

---

○議案第1号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定について

○議案第2号 板倉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の制定について

○議長（野中嘉之君） 日程第6、議案第1号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定についてと日程第7、議案第2号 板倉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の制定については、関連がありますので、一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 引き続きご説明申し上げます。議案第1号及び議案第2号については、関連がございますので、一括してご説明いたします。

初めに、議案第1号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定についてであります。本案につきましては地域主権改革の推進を図ることを目的に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が制定されて、介護保険法が改正されました。それらの中で、これまで厚生労働省令で定められていた事業所の指定や介護サービスにかかわる基準を市町村条例で定めることとなったため、制定するものであります。

次に、議案第2号 板倉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の制定についてでございます。本案につきましては、地域主権改革の推進を図ることを目的に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が制定され、介護保険法が改正されました。それらの中で、これまで厚生労働省令で定められていた事業所の指定や介護サービスにかかわる基準を市町村条例で定めることとなったため、制定するものでございます。

両議案とも、細部につきましては担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） それでは、議案第1号、第2号につきまして、細部につきまして説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長の説明のとおりでありますので、概要をご説明申し上げたいと思います。まず、議案第1号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定について、説明申し上げます。

指定地域密着型サービスは、支援が必要な高齢者が住みなれた地域での生活を継続しながら、介護を受けるサービスでございまして、訪問系のサービス、通所系サービス、宿泊サービス、グループホームなどがございます。全202条の条例の概要でございますけれども、第1章では総則で条例の趣旨など共通事項を定め、第2章からは指定地域密着型サービスの種類別にそれぞれの章におきまして基本方針、人員に関する基準、設備等に関する基準を制定しております。省令の基準を変更するものとしましては、第152条の定員とサービスの種類ごとに書類の保存年限を5年と変更するものでございます。

施行日については、平成25年4月1日でございます。

続きまして、議案第2号でございますが、板倉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の制定について説明を申し上げます。この指定地域密着型介護予防サービスは、要支援の1、2の認定を受けました高齢者が対象でございまして、やはり通所系サービス、宿泊サービス、グループホームなどのサービスがございます。全90条の条例案ですが、第1章で総則、条例の趣旨など共通点を、第2章からはサービスの種別ごとにそれぞれの章ごとに基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準等につきまして、省令を遵守し、制定するものでございます。省令の基準を変更するものは、各サービスの種類ごとに書類の記録を5年とするものでございます。

施行日につきましては、平成25年4月1日を予定しております。

以上、まことに簡単でございますけれども、2議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより議案第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

今村好市君。

○2番（今村好市君） 今回提案される条例の制定でございますけれども、先ほど提案理由にありました地

域主権改革一括法に伴う条例の制定と理解しております。今後出てくる全体で10件の改正、制定もしくは一部改正なのですが、それを総括して考え方を聞きたいと思っております。提案者である町長もしくは全体を総括する総務課長、もしくはその企画調整を担当する企画財政課長等の答弁をお願いいたします。

今まで国が全国一律に定めておりました基準を、今回の一括法に基づきまして地方自治体が町の実情に合わせて条例を制定するという趣旨と私は理解しております。今回本町において条例を制定するものにつきまして、国の基準と異なる条例の制定があるのかないのか。今まで国が定めていたものが板倉に合わないから、板倉はこういう条例を制定しますよというのが何方所かあるのかないのか。それと、町の条例の制定によりまして、当然町は自己決定、自己責任によりまして事業を今後遂行していくと理解されますが、その中で権限等が移譲されますので、その仕事をやっていく上の財源についてはどう確保していくのか。また、許認可権限もかなりの部分、町が責任を負っていくということになりますので、当然専門職員もしくは有資格者の職員、そういう方が当然必要になってくるのかなと思います。そういう点につきましては、どのように早急に要請していくのか。採用していくのか。その辺町の方針をお聞きしたいと思います。

3点目につきましては、この条例を制定することにおいて、町民に対して今までと何がどのように変わっていくのか。特に今ありました地域密着型のサービスだとか介護だとか新型インフルエンザの対応だとか公園の管理だとか、さまざまな面で町民と直轄する部分が出てくると思いますが、今まで国の基準で定められたものと、今回町が条例を制定するものでどこがどのように町民に対して影響が出てくるのか。この3点について、町長もしくは総務課長、企画財政課長から答弁をお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） それでは、私から特に職員の関係、その辺を中心にお話させていただきます。

全体の話をする、やはり国のものが町に移行されるということで、議員おっしゃられたとおり、地方分権が行く行くはどんどん進んでいくのかなということで認識しております。そんな中、今回提案されているものにつきましては、全体とすると国の基準を町が責任を持ってやっていくということに終始するのかなと。したがって、一つ一つがこういうことをやったから、町は新たにこういうものを取り入れてという決定にはならないのかなと思っています。適用される内容については、国が責任を持ってやっていくか、町がやっていくかというところの決定でやられていると認識しています。一部道路関係につきましては、群馬県の状況等も考慮しながら条例に盛り込んでいくという内容になっています。

それと、一番は、これだけ地方分権が進んでいきますと、当然議員おっしゃられたとおり、いろいろなものの財源が必要になってくるだろうと思っています。加えて議員がおっしゃられたとおり、専門的な分野の職員も必要になってくる時代を迎えてくるだろうと思っています。総括しますと、国で道州制だとかいろんな制度が議論されています。そんな中の一環としてでも、こういうものも位置づけられているのかなという気がしますけれども、行く行くは本当に板倉町の規模で、議員ご承知だと思いますけれども、ある意味では国の外交だとか安全だとかということと別にして、小さい町といえども、国とあるいは群馬県と同じような内容の仕事をしています。当然その町にふさわしい、あるいはやれることの範囲ということはおのずとあるのかなと思っています。それらが行く行くはだんだん拡大されるということですので、人においても専門性を持った職員を採用していく時代も来るのかなということで思っていますけれども、現状では今回の条

例改正、そこまでの内容にはなっていないのかなと思っています。

繰り返すようですけれども、国の省令等で適用されたものが町で採用していくと。例えば福祉関係でもありましたけれども、いわゆる基準等についても、今までも町で省令に基づいた検査もやっていますので、それについては大丈夫かなと認識しています。全体としますと、やはりこれからは町も国と同じものがだんだん移行されてくるという時代ですので、それに見合った財源なり人というものも広く検討される時代に入ってきたのかなと思います。逆に言いますと、現在の状況ですと、こういう全国の市町村のありようの中で国が地方におろしてきた内容については、今の各市町村でも耐えられるという内容になっているのかと思っています。よろしくをお願いします。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） ご質問のうち財源の関係についてご説明申し上げます。

今総務課長からも触れましたけれども、今回の条例の制定に伴う新たな予算措置というのは、特に今回出ておりません。総務課長も申し上げましたとおり、いわゆる省令の規定を町の条例で置きかえるような条例制定ということでございまして、特に権限移譲という形ではないのかなと私としては考えております。これまでは全て道路の構造等についても、国土交通省令あるいは今の介護の関係でしたら厚生労働省令で全て取り扱いが規定されていたわけですが、これを町の条例に置きかえるということで、特に今回の条例の制定内容を考えますと、町独自の新たな規定というものは特にはないのかなと考えております。ただ、今後さらなる法令の改正等が国で行われた場合に、どういった展開になってくるのか。これは少し注視していかなくてはいけないかなと思っています。新年度の当初予算につきましても今後の条例制定に伴う新たな財源手当、予算措置というのは、特に生じていないと認識しているところでございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） それでは、国の基準を町の条例に置きかえただけということで、今までの行政運営と変わらないという理解でよろしいですね。町民に対しても何ら変化がないという理解でよろしいのですね。それと、先ほど国の省令等で今まで定められていたものを町の条例に置きかえただけという話だと思うのですが、単純に町の条例に置きかえただけという話にはならないのかなと私は思います。町が定めるということなのですから、町が責任を持ってその管理運営、執行に当たるということは、当然今まで許認可権限だとかそういうものが国にあったもの、県にあったものが、町が当然やっていく話になりますので、その受け皿として、やはり専門的な知識を持った職員とかそういう者がいないと、許認可だとか、例えば民間事業者の福祉サービスだとか介護だとか、そういう事業認可だとか運営のチェック等も当然できないのではないかなと私は思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 先々そういう方向性は強まると思っています。したがって、そういう責任も生じてくるのかなという考え方は私自身も見通しとしては持っておりますが、それに伴う財源等については、現在の税体制の総枠を変えなければ、地方へ権限だけ移譲して、国が今の税体系を変えずにということをやれ

るはずはないですし、それ相当の動きがとれる十分な権限移譲に伴う財源対策というか、当然国でやられるべきであると思うし、またそれは我々が要求もしていかななくてはならないということにもなると思っております。

それから、人材につきましては、現時点での見通しで、先ほど課長は答えたと思いますが、その時点、その時点で必要なものがあれば、それに対応すべく人材を登用するなり採用するなり、手当していくのは当然なことと考えております。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） いずれにしても、国はそういうことで権限をおろしてきているわけですので、板倉町ぐらいの自治体で受け皿としてしっかりそれが受けてやっていけるのかどうかというのは、これはやらざるを得ないのは当然だと思うのですが、大きな市、政令市だとか中核市等につきましては、当然その辺の受け皿はしっかりできていて、いろいろなものが入ってきてでも対応できるのかなと思うのですが、町村の場合はなかなか今までの人材、もしくはどちらかというと国、県の補助金だとか制度に頼った行政運営をやらざるを得ないという実情がありますので、そういう受け皿はなかなかできていなかったと。今もできていないのが現実かなと思うのですが、国がそういう方針を出す以上は、今後についてはどんな市町村においても受け皿をしっかりつくっていかないと、それが町民サービスに即つなげていきますので、ぜひその辺の体制は、今後合併の方向もありますが、合併がしばらくないということになれば、当然対応していくことが重要だと思います。ぜひその辺は支障のないような形で、現体制の中でできるだけ職員も研修、研さんをして、受け皿体制、町民の指導、サービスの向上にぜひ努めていただきたいと要望しておきます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 私もこの一連の条例の制定について、前に議員協議会でも説明はあったのですが、こういう条例を幾つもつくるということは、これは制定ということは改正ではないわけですね。そうすると、全く新たに制定するわけではないと思うので、先ほども説明があったのだけれども、既存のものがあるわけですが、それとの関係で、そういうのは全部条例の廃止という手続をとるのですか。この新条例を制定することによって、今まで既存の条例がいっぱいあるわけでしょう、これに関連したものが、それを全部廃止するのか。

それと、もう一つは、先ほども今村さんが言ったように、地方分権、地方分権と、歌のようにもう何年も言っているわけですが、地方分権というのは名ばかりであって、地方からそういうのを必要性があるからというので、おろせとか、権限をくれとかという要望ではなくて、中央の官庁が勝手につくって押しつくと。それも全国一律に、今、今村さんが言ったように、市町村の規模というのは相当の差があって、中には横浜市なのですけれども、あれは政令指定都市でしょうけれども、ああいうのは別格としても、市町村の中には相当の差があるわけで、こういうものを一律に受け入れるということを制定して運用するということが、果たしてできるのかどうかというのは、国が関係なく押しつけてきているのだと。

よく言われているのですが、地方の官庁で課長になると、在任中に法律を1本上げるというのが慣例になっているようで、3年間課長をやっている間に法律一本も上げないというのは何もやっていないとい

うことになるので、必ずどんなものでもつくるのだと。今までのものと99%は同じであっても、1%違って新しい法律になるわけで、新法をつくらないと存在感がないということで、そういう中央官僚の遊びに地方の市町村が、悪い言葉でつき合わせられているということで、先ほど小嶋さんが説明していたけれども、内容はほとんど今までと変わらないと。膨大な二百何条なんて1つの条例であるわけで、今までの条例とほとんど変わらない運用だということになると、本当に地方は国の遊びにつき合わせられていると。こんなものを全国一律で、個別の対応でやるのならいいのですけれども、全く恐らく同じ文言だと思うのだね、どここの市町村に行っても。恐らく一字一句違わないものが前橋市でも伊勢崎市でも館林市でも出ているのだと思うのです。だから、一方的に押しつけられて、作りたくてつくっているわけではないのでしょうか、これ。条例を。こういうのをつくれということでやらせられているということだと思うのですけれども、その辺経緯というのはどうなっているのですか。いろんな健康介護課だけの問題ではないのでしょうか、これ。何かいろいろここにありますね、水道事業の布設、監督のどうのこうのとか、この辺の一連のものを含めて、中央官庁の遊びのおつき合いでやらせられているのか、どういう指示系統というか、命令系統でこういうものをつくらされているのか。その辺のことをいろいろ担当の課長もいると思うので、あったら説明いただければと思う。これをやることで内容は変わるのかという、問題は。変わらないのだよというのであれば、本当に遊びにつき合わせられているということなのですから、その辺どうなのでしょう。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） 青木議員さんのご質問にお答えいたします。

この介護保険制度に係りますサービス等の基準条例につきましては、先ほど町長が提案理由で述べましたとおり、地域主権改革の推進を図ることを目的に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律、要するに一括法ですね、によりまして介護保険法そのものが改正されておきまして、今まで厚生労働省令で定められていたものを、市町村の条例で定めなさいということが介護保険法の中にうたわれております。その中にこの厚生労働省令の中身でございますが、介護保険法の中に従うべき基準、省令に従うべき基準、標準とすべき基準、参酌とすべき基準というのが、やはり介護保険法で定められておきまして、従うべき基準については変更不可、標準とすべきにつきましては、合理的な理由があれば変更可、基本的には私どもは変更不可と理解しておるのですが。それと、参酌とすべき基準については、地域の実情に合わせて十分参酌した結果であれば変更可というようなことで定められておきまして、介護保険制度この2議案につきまして省令と違う点につきましては、先ほど説明申し上げたとおり、参酌すべき基準の中から書類の保存期間ですとか、あとは地域密着型老人福祉施設、要するに小規模特別養護老人ホームというのですが、その居室定員の変更をさせていただいているところでございます。これにつきましては、群馬県からの群馬県条例との整合性並びに介護保険運営協議会等の意見も踏まえて、私どもとして修正をさせていただいているというような経緯がございます。

以上、お答えになったかどうか不明ですけれども、終了させていただきます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） 今回一括法の関係で条例制定を6件お願いしているわけでありませけれども、全て国の政省令を参酌して設定するというので、影響が出てくるというような内容ではありません。今回道路の関係等の条例を制定させていただくわけでありませけれども、道路構造令の関係で細かい基準が決まっています、各町村、市町村独自で基準を作成して、変更することもできます。例えば道路構造令の中では歩道の幅員を2メートルと決めているわけでありませけれども、この辺については地域の状況によって、これを変えることができるということが今回の一括法の目的であります。地方はなかなか2メートルの国の基準を1.5メートルに変更するという根拠がなかなかとれませんので、全国ほとんど市町村が同じなのですけれども、国の省令、政令等を参酌して今回条例を制定すると、そういう内容であります。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 青木議員さんがおっしゃったように、議案1号ないし2号だけでこれだけの。これを全国各町村津々浦々までやっている割には、率直に言って内容がないと。率直に感じます。これに対する事務能力、職員の労働力等を考えますときに、費用対効果も含めて果たしてどうなのか。莫大な手間がかかっているわけです。こんなことを考えると、果たして地方分権一括法が表面にあらわれた美辞麗句を並べたものと実効性について果たしてどうなのかと。それがまた言いかえると、日本の縦社会の仕組みの中で上のほうで操っていて、下が動かざるを得ないという、そういう実態なのかなという感じもします。もう少し財源と、これだけのものを渡すのであれば、必要な、内容がそんなにないから、先ほど申し上げたとおりで、お金の手当も何もないわけでありませけれども、国とて集めるだけ集めて、手法だけを変えるということは絶対許されませので、手法を変えよというのであれば、それに伴う、国民から集めた税金も配り方を当然変えると、財源手当は。そうでなければ、地方の自治体は不満たらたらになるわけでありませ、そういう意味では上位法が変わったことによるやむを得なく遊びという表現はしていませんが、国の遊びにつき合っているのかという表現が適切かどうか分かりませませんが、上位法が変わることによってやむを得なく改正しながら、当町に直轄して影響のある部分については、上位法が変われば、変えざるを得ませので、その流れの中で当町に影響あるものについて、微々たる部分でも多少変えていくということ。また現在についてはその責任とか人員配置も含め、そんなに当面この条例改正に限っては大きな差異はないと認識しております。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 町長の説明だと、上位法が変わって、こういう条例が制定されると町長は理解しているようでありませけれども、さっきの小嶋課長の説明だと違うよね。上位法というのは省令を言っているの、小嶋さん。省令に基づいて3つぐらい言ったね、参酌する基準を参考にして条例を制定できるという制度がある。それを省令の参酌基準をもとにこういう条例を制定したという、あたかも独自に制定したようにも聞こえるわけですよ。板倉町が独自に必要性があるので、それを参酌してこういう条例を制定したのだと小嶋さんの説明だと聞こえてしまうのだけれども、違うのではないの、実態は。こういうふうにつくりなさいと、こんな二百四十何条もできるはずないのしょうよ、こんな素人が。素人と言っては、素人だよ、こんなの。プロでなければこんなものできっこないのだから。これだって間違っていることがあるかもしれない。時々あるではないですか、内閣法制局で通っても、裁判所で無効なんて。この間も無効なんていうのが出たね。そういうこともあるぐらいなのだから、こんなものできるはずないのだから、押しつけというか、そう

いうことでやられているのでしょうかから、その辺の経緯はどうなっているのですかと私は聞いているのです。省令なんていうのは星の数ほど限りなくあるのでしょうか。法律と違って、誰も知らないけれども、星の数ほどあるのでしょうか。そういうものとの、今までのものとの整合性はどうなってしまうのですか、こういうものをつくることによって、既存のいろんなものがあったわけでしょう、今までも既に介護保険が始まって10年ぐらいの時間もたっているわけですから。その規則は、これをつくることによって全部廃案になるのか、その辺を私は聞いているわけです。どうですか。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） 青木議員さんのご質問に対してお答えいたします。

今般の介護保険条例は、既に厚生労働省令というのが定められておりまして、その基準をもとに作成しておるわけでございます。それは、介護保険法の中でこの厚生労働省令をそっくり同じものをつくりなさい。要するに先ほど私が申し上げました従うべき基準、それと標準にしなさい、参考にしなさいという参酌にすべき基準というのがございまして、これに基づきましてつくっております。ただ、私どもで条例を制定したからといって、この厚生労働省令というのがなくなるわけではございませんので、これからも厚生労働省令が改正になるという可能性もございます。そうしますと、私どもその改正に従いまして、条例をやはり同じように改正するというような手続に入ってくると思いますので、私どもの条例を制定したからといって、もともとありました厚生労働省令がなくなるということではないと私ども認識しております。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 厚生労働省令に基づいて、板倉町がつくっているのではないのでしょうか。それを、こういうのをつくれという指示を受けているのかどうかと聞いているだけです、このとおりの文言のやつを。ひな型みたいなのがぼつと来て、それを板倉町だとか、あるいは明和町だとか、名前を置きかえてやっているだけなのではないかなということなのです。厚生労働省令ね、省令があつて、政令があつて、法律があるわけですがけれども、今言ったでしょう、介護保険法という法律の中に省令に従いなさいというのがあつて、それでやっているのだと。それを省令に基づいてつくったのではなく、省令に基づいてつくれということでつくっているのでしょうかと私は聞いているわけです。それを先ほども町長にも言いたいのですけれども、こういうものをやらせられて、地方の例えば町村会長とか知事会だとか市長会だとか、いろいろ各団体がありますね。ああいう団体のところというのは全く補助金とか何だとかというのがあるので、何も言えずにほとんど無抵抗というか、ただ受け入れているという。地方分権だとか地方主権だとかいう、先ほど町長の言葉で、美辞麗句をやたら並べ立てられているのだけれども、実態はどうかというと、何かだんだん、だんだん中央集権体制が強化されているというような感じで、中央官庁の人の言葉とは全く実態は逆の方向に向かっていると言ってもいいような気がするのです、これは政治的な判断なのですけれども、町長の独自の見解でもいいから、こういうのを少し地方から反乱を起こしてやったらいいのかなと思うのですけれども、そこに新聞記者がいるから、そういう新聞なんかでも書き立ててもらおうといいことかなと思うのです。本当に地方主権だ、地方分権だと言っているけれども、実態はだんだん、だんだん変なふうにならぬように、あした上毛新聞にでも書いてもらおうといいのだけれどもね、記者さん。そういうニュースを書いてもらいたいね。

これは町長しか答えられないでしょうから、政治的な判断として。本当に別に課長さんたち、皆さんが悪いというのではないよ、別に。これ全国やらされているのはわかっているから、誰が悪いとかというのではないけれども、何かそんなような本当に名ばかりの地方分権、地方主権ということでなく、中身のあるものにするためには、やっぱり各地方の代表して首長の団体である町村長会とか市長会とか知事会とか、そういういろんな団体があるのでしょうか。

それと、参考までに地方分権一括法というのは、所管は総務省なのですか。最後に、町長、もう一回。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 新聞に載る載らないは全然関係ないですけども、反乱は起こせません。要するに上の法律が変わって、その整合性を保つために、板倉町に影響する部分の字句を、あるいは文言を、あるいは自主的な解釈を変えられる部分を変えざるを得ないということも含め、先ほど課長が説明したとおりであります。ただ、やっぱり時の政権がもう少し、これは政権は常に移るものですが、中身のある、いわゆる実行できる、もっと言えば……

[何事か言う人あり]

○町長（栗原 実君） だから、もっと言えば、地方の自由度が上がるということと、やっぱり国民がより事務も簡略化されて、やりやすくなるような、そういう実質的なメリットがあるような方向性を進めていただきたいと思いますけれども、こういった文字の変更とかそういったものだけでは、ただこれも分権一括法の入り口ですから、これからどういうふうにならぬかと我々のために変わってくるかわかりませんが、今の段階ではそんな考え方ですので、反乱も別に起こす必要もないと。そういうこと。

[「流れを変えて、意見を申し上げる」と言う人あり]

○町長（栗原 実君） 機会があれば、そういったことも町村会も含めて通して、話をできる機会があればしたいと思っております。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑はありませんか。

秋山さん。

○10番（秋山豊子さん） 秋山です。私は、この条例を制定することは大事なことで思っております。

ここにいらっしゃる皆様が、2030年ぐらいになりましたときに、自分の身というのを相まって考えるのではないかなと思うのです。これは私たちにとって密着した、大事な条例であると思っております。そういうことで、この中で全部を小さい町で実践するということはなかなか難しいとは思いますが、でもこれを国が指し示しているわけですので、やはりこの中で我が町は何ができるかと考える、その一つにもなるのではないかと思います。これを今すぐやることではなくて、徐々にこの条例の中の制定されたものを一つでも実行できれば町民のためにもなると思っておりますし、ここにあります条例は一つ一つ私たち自身にかかってきている問題でもありますので、私はこの条例は制定すべきと考えております。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） ということで、上程しております。ぜひ挙手をお願いします。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第1号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第2号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ○議案第3号 板倉町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

○議長（野中嘉之君） 日程第8、議案第3号 板倉町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第3号でございます。板倉町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてということでございます。

本案につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定され、法律の制定に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合、市町村は新型インフルエンザ等対策本部を設置することとなるため、条例を制定するものでございます。

細部につきましては、同じく担当課長からご説明を申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） それでは、議案第3号 新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につき

まして説明申し上げます。

本条例の制定理由につきましては、町長の説明のとおりでありますので、条例の概要について説明させていただきます。第1条、趣旨ですが、本条例は新型インフルエンザが発生したときには、基本的な方針に基づきまして、本町に係る新型インフルエンザ対策を迅速かつ確に実施する責務を有することを目的に制定しております。

次に、第2条組織ですけれども、本町が実施する新型インフルエンザ対策の総合的な推進に関する事務を行うために、本部長、本部員を置くことを規定しております。

第3条につきましては、情報交換及び連絡調整のための会議の開催、第4条では部の設置についてを規定しております。

附則ですが、この条例は新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行日から施行するということを規定しております。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第3号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第4号 板倉町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について

○議長（野中嘉之君） 日程第9、議案第4号 板倉町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第4号 板倉町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてということであります。

本案につきましては、地域主権一括法における道路法の改正により、これまで国が政令で定めていた町道の構造の技術的基準について、条例を定めるものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご

審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） 議案第4号 板倉町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

ただいま町長の提案理由にありましたように、国の第1次一括法の施行によりまして、道路法が改正されたことに伴い、町の構造に関する技術基準を条例で定めるものであります。この条例につきましても、道路構造令を基準としまして、制定を行うものであります。

条例の内容でありますけれども、車線、路肩、自転車道、歩道、舗装、橋、高架の構造の技術的基準について、条例で定めるものであります。

1ページをお願いいたします。第3条の道路の区分から技術的基準になりますけれども、基本的には政令と同じ内容の条例になりますので、各条の説明については省略させていただきます。

17ページをお願いいたします。第42条小区間改築の場合の特例でありますけれども、町道整備の技術的基準につきましては、この特例で計画しております。道路の交通に著しく支障がある小区間については、応急処置として改築を行う場合において、これに隣接するほかの区間の道路の構造が規定による基準に適合していないため、これらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができるという特例があります。これまでも道路整備につきましては、この特例で計画してきておりますので、条例を制定しましてもこれまでと変わる内容ではありません。

19ページをお願いいたします。附則でありますけれども、この条例は平成25年4月1日から施行するというものであります。

以上、説明とさせていただきますけれども、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村好市君。

○2番（今村好市君） 先ほど小嶋課長は、省令は変わらないという答弁をしたのですが、国の省令がまるっきり変わらないのだとすれば、今までどおりやればいいので、町が条例を制定する必要性というのはなくなるのではないかなと思うのですが、今回道路については国道、県道、町村道とあると思いますので、道路構造令においては、国道については国が基準を今までどおりやっていく。県道については、県が今度条例をつくってやる。町村道については、今話がありましたとおり、国土交通省の省令から町道部分は外れるので、町が条例を制定するという理解でよろしいのかどうか。その辺確認をお願いします。

○議長（野中嘉之君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） 町の道路整備につきましては、これまでも道路構造令の特例で行ってきておりますので、これまでと変わりはないということになります。

[「今特例でずっとやっているのだったら、別に町で条例を制定しなくて

も、今までどおりできるんだと思うんです」と言う人あり]

○都市建設課長（小野田国雄君） 今回町で条例を制定する内容なのですが、国から条例の委任された項目と委任されていない項目があります。そういうことから、今回それ以外の部分を町で条例を制定することになります。

条例制定の中身ですが、道路構造令の中でも条例委任された項目とされていない項目があるのですが、今回委任された項目については今回条例の制定をお願いする内容になります。それ以外の道路の設計車両、道路構造令の基本になる部分でありますけれども、これについてはこれまでどおり。それから、建築限界等についてもこれまでどおりということで、肝心な部分については委任されていないのですが、それ以外の部分が今回町に委任されたということで、委任された内容を参酌して、今回条例を制定するものであります。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） では、やはり省令は変わるのですね。だから、この部分については町村に委任しますよ、この部分については場合によっては県道だから県に委任しますよということで、委任されたものについていわゆるそっちが責任を持たなくなってしまうから、町が条例を定めてしっかりやってくださいという話ですね。それはいいのだけれども、肝心な設計基準はもう国がきちんと押さえていると。いわゆるスピードだとか、道路の構造の基本的な部分は一応国が全国一律に必要なことから押さえているという部分でよろしいですね。委任された部分だけを町が条例化するということですね。わかりました。

以上です。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

〔なし〕と云う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕と云う人あり]

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第4号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第5号 板倉町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について

○議長（野中嘉之君） 日程第10、議案第5号 板倉町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第5号であります。

ただいまいろんな質問も出ておりますが、道路の標識の寸法まで影響があるということでの道路標識の寸法を定める条例の制定についてであります。

本案については、地域主権一括法による道路法の改正により、これまで内閣府令、国土交通省令で定めていた町道に設ける案内標識、警戒標識等の寸法について、条例を定めるものでございます。

細部については、担当課長から説明申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） 議案第5号 板倉町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

ただいま町長の提案理由にありましたとおり、国の第1次一括法の施行によりまして、道路法の一部が改正されたことに伴いまして、道路標識のうち案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識について、標示板の寸法及び文字の大きさを条例で定める必要があるため、政令、道路標識、区画線及び道路標識に関する命令を基準として、本条例の制定を行うものであります。

条例委任の内容でありますけれども、ただいま説明させていただきました案内標識、それから警戒標識、補助標識になります。条例委任されていないものにつきましては規制標識、それから指示標識については条例の委任がされておきませんので、これまでどおり内閣府令あるいは国土交通省令のとおりで変わりはありませんけれども、今回委任された内容の条例の制定を行うものであります。

1ページをお願いいたします。第3条から案内標識の寸法になりますけれども、条例は基本的に政令と同じ内容の条例になりますので、各条の説明については省略させていただきます。

4ページをお願いいたします。附則でありますけれども、この条例は平成25年4月1日から施行するというものであります。

以上、説明とさせていただきますけれども、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第5号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議案第6号 板倉町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について

○議長（野中嘉之君） 日程第11、議案第6号 板倉町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 同じく議案第6号 板倉町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてであります。

本案につきましては、地域主権一括法における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正により、これまで国土交通省令で定めていた移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準について、条例を定めるものであります。

同じくご説明申し上げますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） 議案第6号 板倉町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

ただいま町長の提案理由にありましたように、国の第2次一括法の施行によりまして、高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、高齢者、障害者の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準を条例で定める必要があるため、省令を基準としつつ、群馬県の人にやさしい福祉のまちづくり条例による整備基準及び群馬県土木工事の整備基準も取り入れまして、本条例の制定を行うものであります。

1ページをお願いいたします。条例は、基本的に政令と同じ内容でありますので、各条の説明については省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。群馬県の独自基準の条文になりますけれども、歩道の基準になります。第9条でありますけれども、この部分が横断歩道に接続する歩道等の部分ということで、第1項の部分が群馬県の独自の基準になります。横断歩道に接続する歩道と車道の段差が生じないようにするというので、省令ですと段差が生じているわけでありましてけれども、群馬県の基準では段差をなくすということになります。それから、縁石部においては、視覚障害者が認識できるような突起を設ける。それから、一番下の第11条、排水施設になりますが、鋼製ふたでありますけれども、これはグレーチングになります。編み目の間隔を細目にし、つえあるいは車椅子の車輪が落ち込まない構造とすることが県の独自の基準になっております。

それから、次に7ページの第17条、階段の12号になりますけれども、これも群馬県の独自の基準になります。階段の上端及び下端並びに踊り場の部分には、視覚障害者誘導用のブロックを敷設するというのであります。

それから、9ページをお願いいたします。9ページの第22条、出入り口の関係ですが、群馬県の独自基準になり、4号が群馬県の独自基準になります。路面は、滑りにくい仕上げとするということでもあります。

それから、11ページをお願いしたいと思います。11ページの32条、視覚障害者誘導用ブロックの2項にな

りますけれども、ブロックの色は黄色を基本とするということが群馬県の独自基準ということであります。

群馬県の独自基準、4項目が群馬県の独自基準であります。今回条例の制定にあわせて群馬県の独自基準も取り入れまして制定を行うものであります。これまでも町道整備につきましては、群馬県の基準を取り入れて進めてきておりますので、この条例を制定することによりまして事業あるいは事業費等が変わってくるというような内容ではございません。

12ページをお願いしたいと思います。附則であります。この条例は平成25年4月1日から施行するというものであります。

以上、説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第6号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第7号 板倉町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

○議長（野中嘉之君） 日程第12、議案第7号 板倉町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 同じく議案第7号 板倉町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてであります。

地域主権一括法における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正により、これまで国が省令で定めていた特定公園施設のバリアフリー化に関する構造基準等について、条例で定めるものであります。

同じく担当課長からご説明申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 小野田都市建設課長。

〔都市建設課長（小野田国雄君）登壇〕

○都市建設課長（小野田国雄君） 議案第7号 板倉町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に

関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

ただいま町長の提案理由にありましたように、国の第2次一括法の施行によりまして、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、特定公園、園路及び広場等になりますけれども、ここのバリアフリー化に関する構造基準を条例で定める必要があるため、省令を基準として本条例の制定を行うものであります。

条例は、基本的に省令に基づきまして、園路などの特定公園の形状、設置条件等に関し、高齢者、障害者が利用しやすい公園の整備に関する基準を条例で定めるものであります。

1ページをお願いしたいと思います。第4条、園路及び広場からが構造基準になりますけれども、条例の内容につきましては基本的には省令と同じ内容でありますので、各条の説明については省略させていただきます。

8ページをお願いしたいと思います。附則でありますけれども、この条例は平成25年4月1日から施行するものになります。

以上、簡単ですが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 先ほどから一連のものなのですが、皆制定となっているのですけれども、実態は改正なのかなと思うのです。既存の関連する条例とかいろいろな規則とかいろいろなのが絡まっているのでしょうか、これを制定することによって、既存のものはどういう取り扱いになるの。条例を廃止するとか、そういう手続をとらないで、どんどん、どんどん屋上屋を重ねていくとか、そういうようなのを現実はとっているの。どういうことになっているのでしょうか、いろんな小嶋課長も含めてね。

○議長（野中嘉之君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） 今回の条例制定であります、今回議案第7号の関係であります。国がこれまで定めていました、特に特定公園のバリアフリー化に関する構造の基準、全体ではなくて、国が定めている基本が、全体があるわけあります。その中の特定公園施設ということで、園路、広場、それから屋根つき広場、休憩所、野外劇場、音楽堂とか駐車場とかありますが、こういう特定公園のバリアフリー化に関する構造基準を町で条例を制定してくださいと国から委任を受けましたので、そこの部分の条例制定を今回行うものであります。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） 先ほどご決定いただきました議案第1号と第2号の条例につきましては、今回新たに制定するものでありまして、今回の条例の制定につきまして廃止する条例とか修正する条例等はないと考えております。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 今まで介護保険も10年間、もう10年以上でしょう、それを運用されてきたから、い

ろいろなものになる既存のいろんな条例とか規則とかがあって、それが運用されてきたわけでしょう。新たにそれを設けるといっても、今までのと、今度二百何条もあるのだから、かなりの部分でダブっている部分があるのだと思うのですけれども、今まではどうされるのかというのを聞いているわけ。

それと、小野田課長にも、わかりやすいのでいけば、さっきの道路標識の寸法なんていうものは、今まで基準があったわけでしょう、既存のものが。それをこういうふうに変更することができるということは、新たに設けるわけではないよね、これは。改正するようなものですね。だけれども、これを制定することによって、今までの、私が聞いているのは、いいですか、今までの規則とかあったと思う、条例が、もとのが。それはどうされる。どういう手続をするのですかというのを聞いているのです。わかります。簡単でしょう。今までいろいろあったやつはどうされるのですかと。

[何事か言う人あり]

○9番(青木秀夫君) なかったのならなかったでいいのだよ。なかったからつくったと。それでは制定だよ、まさに。

○議長(野中嘉之君) 小野田都市建設課長。

[都市建設課長(小野田国雄君)登壇]

○都市建設課長(小野田国雄君) 今までは全て道路計画をつくる場合につきましては、国の道路構造令、そういうものに基づいて計画していたわけでありますが、今回同じものを制定するということでもありますので、特に変わる内容ではない。今回地方分権ということで、全てではないのですが、7号の関係でいきますと、バリアフリー化の関係について、町で条例を制定しなさいということでもありますので、高齢者、障害者円滑法、バリアフリーの中の、その中の特定公園の関係について、今回条例を制定するということでもありますので、それ以外の部分についてはこれまでの省令、政令等の内容でこれからもやっていくということになると思います。

○議長(野中嘉之君) 青木秀夫君。

○9番(青木秀夫君) だから、わかりやすい話でやらないとわからなくなってしまうから。例えばここに警戒標識なんていうのは、1.3倍、1.6倍、2倍にそれぞれ拡大することができると、こういうふうになっているわけですよ。ということは、1.3倍ということは、その1という数字がどこかにあったわけでしょう、今まで。それが省令にあったわけだ。それで、その省令が変わったので、省令が改正されたので、なおかつそれが今度省令だけではなくて、地方分権で各市町村の条例に定めてもいいよとなったのか。

それと、さっきの小嶋課長の話だと、介護保険を10年も運用しているわけだから、今まで何もなかったわけではないですね。これを新たに制定することによって、今までのやつをどうされるのか。残しておくのか。新たな条例を制定することによって、この傘の下とか、かぶるわけね、前のやつを。かぶるのだったら、要らないのではないの、本当は。その古いものは。だから、それはどうされるのかなと思っているのですけれども、その辺のところはどういうふう運用されるのか。

○議長(野中嘉之君) 小野田都市建設課長。

[都市建設課長(小野田国雄君)登壇]

○都市建設課長(小野田国雄君) 道路標識の看板の関係なのですが、これも委任された内容と委任されていない内容があります。デザインとか色とか文字については、これまでどおり府あるいは省令どおりです。

今回制定させていただく寸法の関係ですが、寸法の関係についてはここにあるのが省令、政令の寸法なのです。この寸法を変えることはできますよということなのですが、これを変える根拠づけができないので、町はこの国の省令、政令等を基準にして今回制定するということです。例えばこの条例の中で寸法を拡大するということで、寸法がここに拡大できると、1.5倍あるいは2倍にそれぞれ拡大することができるということが省令で決まっているわけでありまして、今回地方でこの辺も決めていいですよということでありまして、町では決められませんので、根拠づけができないので、これまでどおり国の基準を参考にするというので、同じ内容で制定するというのであります。ですから、国で言っているのは、この寸法ですか、それ以外のものについてはこれまでどおりです。町に委任する内容についてはこの表示板の関係では文字の大きさとか寸法ですが、この文字の大きさとか寸法については各市町村ごとにこの寸法を、今拡大しか載っていませんけれども、縮小してもいいというのが今回一括法の主な目的です。その基準を変更して縮小するという町の根拠づけができないので、今回同じ内容で制定すると、そういうものであります。ですから、このとおりいなくていいのですけれども、これを変えることは非常に難しいということですので、国の省令を基準どおりに制定するというのでありまして、大きい規模の町の場合については、当然この基準どおりでなくて、今言ったように、看板の大きさ、文字の大きさを変えています。ほとんどの市町村はそこまでの根拠づけができないということで、省令どおりの基準で一括法で委任されましたので、今回制定するというものであります。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第7号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第8号 板倉町町営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について

○議長（野中嘉之君） 日程第13、議案第8号 板倉町町営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第8号 板倉町町営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

本案につきましては、地域主権一括法における公営住宅法の改正により、これまで国が省令で定めていた

公営住宅整備基準について、条例で定めるものであります。

同じく担当課長から要点を説明申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） 議案第8号 板倉町町営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

ただいま町長の提案理由にありましたように、国の第1次一括法の施行により、公営住宅法の一部が改正されたことに伴いまして、公営住宅等整備基準で定められました基準に基づき、総則、敷地の基準、町営住宅及び共同施設の整備に関する基準を条例で制定するものであります。ただし、従来の公営住宅等整備基準において、適用除外であった借り上げ住宅に係る町営住宅の基準につきましても、引き続き適用除外するというものであります。

1ページをお願いいたします。条例は基本的に省令と同じ内容の条例になりますので、各条の説明につきましては省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。3ページの13条であります適用除外の項目であります。借り上げ住宅についての適用除外の項目でありますけれども、2ページになります。9条の2項、省エネルギー対策、それから3項の遮音性の確保、それから4項の構造耐力上主要な部分の項目、それから5項が給水、排水及びバス設備の配管に関することの基準。それから3ページ、第10条の3項になりますが、シックハウス対策について。それから第11条、第12条がバリアフリー対策の実施になりまして、この項目につきましては町が借り上げする町営住宅には適用しないということであります。

4ページをお願いいたします。附則であります。この条例は平成25年4月1日から施行するというものになります。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 何度も同じことを聞いて申しわけないのだけれども、こういうのを新たに制定されるわけですよ。そうすると、町営住宅のこの運用に関しての条例といっても、規則とか今までもあったわけですね。そういうのはどういうふうにされるのですかと私は何度も聞いているのです。いや、小野田さんが判断するのではないよ、これ。国がそういうふうによれと言うからやっているのだというのはわかりますよ。板倉町がどうのこうのと、私はそう思っていない。よく先ほども言ったように、中央の官庁では、課長になると法律1本つくらなければいけないと。改正ではまずいのだというのだ。つくらなくてはだめだ、制定しなくてはいけないのだと。そうすると、古い法律はどうするのだと。廃止するということは、先輩の課長がつくった法律は欠陥があるのだということで、それを廃止できないということもよく載っているよね。だから、次々と法律が似て非なるものが積み重なってきて、非常にこれ地方としては迷惑な話なのだけれども、何かそういうのがあるというのも聞いているのです。だから、改正ではだめなのだと。新たな法律をつくる

のだと。新たな法律と言っているけれども、土台は98%か7%同じで、一、二%ちょっと変えてつくったものだから、本来なら改正でいいのだけれども、制定だということのようなのですから、そうすると市町村も今までの規則とか条例とか、そういったものを国の基準に倣って、みんな積み上げていくというようなことが実態なのですか。だから、今まではどうされるのかというのを聞いているのですよ。

○議長（野中嘉之君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） 今回都市建設課の関係の委任された条例の内容であります。6条例ありまして、5つの条例が制定、それから1つのものが一部改正ということです。今回委任された内容は全て技術的な基準、それから構造基準、そういうものが町に委任されて、条例の制定を下さいよということでして、町営住宅の関係で言いますと、町民の入居等の関係の条例はあるのですが、それ以外の構造的な基準についてはありませんので、今回先ほどの道路構造令の関係もそうなのですが、技術的な基準、こういうものについて今回条例で制定するというのであります。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 今までなかったということね、それ以前のは。でも、先ほどの話とちょっと本件とは違うのだけれども、小嶋課長のところのは、介護保険なんかは10年もやってきたのだから、ほとんどそういういろんな条例、規則があって運用されてきたのでしょから、この法律ができることによって、それらのものはどうなってしまうのかということを知っているのですけれども。

だから、いいのですよ。そんな難しく考えなくても。国がやれと言うからやっているだけなので、意味はないのですよと答えてくれればそれがわかりがいいのです。独自に判断してどうのこうのというのではなくて、ただ上からこのとおりにやさいということをやっているだけだという、そういう答えだっいいと思うのですけれども、そういう答えにはならないのですか。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） 先ほども答弁した中に、今回の制定というか、条例は初めて制定するというようなお答えしたつもりでおったのですが、今までは国の省令の基準に基づきまして、私ども町がやって、基準どおりに対応しておったのですが、今度介護保険法で省令にかわって条例をつくる。条例委任されたわけですから、新たに条例をつくったということで、今までは条例はありませんでした。国の省令によって監査等を実施してきたというようなことでございます。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第8号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第9号 板倉町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について

○議長（野中嘉之君） 日程第14、議案第9号 板倉町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第9号 板倉町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定についてでございます。

本案につきましては、国による第2次一括法により、下水道法も改正になり、地方公共団体においても条例で定めることとなりました。そのため、本町においても新たに条例を定めるものであります。

細部については担当課長からご説明申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） それでは、議案第9号 板倉町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について、詳細説明したいと思います。

ただいま町長から説明があったとおり、これも国の第2次一括法によりまして、下水道法についても改正があったということで、下水道法に定められていた構造の技術上の基準並びに維持管理に関する基準等についても、地方公共団体の条例で定めることになったために制定するものでございます。

内容につきましては、下水道の排水の施設及び処理施設に共通する構造上の基準の設定、さらには適用除外の規定、さらには終末処理場の維持管理基準等を制定するためのものでございます。

これらにつきましては、施行日については平成25年4月1日の施行となります。

以上、簡単ですが、ご承認賜りますよう、ご決定お願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第9号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第10号 板倉町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の制定について

○議長（野中嘉之君） 日程第15、議案第10号 板倉町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案10号であります。板倉町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の制定についてであります。

本案につきましては、国による第2次一括法により、水道法も改正になり、地方公共団体においても条例で定めることとなりました。そのため、本町においても新たに条例を定めるものでございます。

細部については、担当課長より説明を申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） それでは、議案第10号 板倉町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由につきましては、町長の答弁にありましたとおり、国の第2次一括法によりまして水道法についても改正がなされたため、水道施設の新設、増設、改造を行う場合、布設工事監督者並びに水道の管理運営には必ず置かなければならない水道技術管理者の資格がございまして、具体的には、布設工事監督者の資格要件が第3条にございまして、また、水道技術管理者の資格要件が第4条に掲げられております。今回国が全国一律に定めている基準と同じく、板倉町においても同様に制定をするものでございまして、

施行日につきましては、平成25年4月1日の施行となります。

以上、簡単ではございますが、ご承認賜りますよう、ご決定お願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第10号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第11号 板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第16、議案第11号 板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案10号までは一括法関連の新たな条例の制定でありました。議案第11号につきましては、板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正ということでございます。

本案につきましては、同条例で規定されている産業医の報酬について、年額20万円から日額1万8,000円に改正するものであります。産業医は、労働安全衛生法により、職員の安全及び健康管理のために設置が義務づけられているものであります。現在年額20万円としている産業医の報酬について、実際の産業医業務に従事した日数に対して報酬を支払うことといたしたく、日額1万8,000円に改めるものであります。

なお、この条例の施行につきましては、平成24年4月1日からとするものであります。

以上、これにつきましては担当課長からの説明は予定しておりませんが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第11号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第12号 板倉町税条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第17、議案第12号 板倉町税条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第12号であります。板倉町税条例の一部改正についてということでご

ございます。

本案につきましては、平成24年度税制改正に伴い、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が施行され、国が一律に定めていた地方税の特例措置を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できる地域決定型地方税特例措置、通称わがまち特例が導入されたことにより、規定の整備を行うものでございます。

細部につきましては、税務課長よりご説明を申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（野中嘉之君） 長谷川戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（長谷川健一君）登壇]

○戸籍税務課長（長谷川健一君） それでは、私から板倉町税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

先ほど町長の提案説明でありましたとおり、平成24年度税制改正に伴い、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金の一部を改正する法律が施行され、国が一律に定めていた地方税の特例措置を一層地域の自主性と自立性を高める目的から、地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できる地域決定型地方税特例措置、通称わがまち特例が導入されました。このことを受けまして、わがまち特例の対象となる資産、沈殿または浮上装置、油水分離装置などを初めとする各種の下水道除外施設について、町税条例で固定資産税の課税標準額を定め、軽減を行えるようにするものでございます。具体的には、平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した除外施設について、固定資産税の課税標準額を4分の3に軽減するものでございます。

また、施行日については、公布の日から施行するというものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第12号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休 憩 （午後 0時00分）

---

再 開 （午後 1時00分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

---

○議案第13号 板倉町障害者生産活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第18、議案第13号 板倉町障害者生産活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第13号につきまして、提案の理由を申し上げます。板倉町障害者生産活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

本案につきましては、障害者自立支援法の改正により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が平成25年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正をあわせて行うものです。具体的には、法律名の改称及び法律の条項ずれが生じることによる条例の一部改正を行うものでございます。

以上でございますので、担当課長からの説明はございませんが、よろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第13号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第14号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第19、議案第14号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第14号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてであります。

今回の改正につきましては、引用している法律名の改正に伴い、第7条第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に文言を改正するものでございます。また、あわせて誤字等の訂正を行うものでございますので、担当課長の説明はございませんが、ご決定賜りま

すようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第14号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第15号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第20、議案第15号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第15号であります。板倉町小口資金融資促進条例の一部改正についてでございます。

この町条例の基本事項を規定する群馬県小口資金融資促進制度要綱が、平成25年4月1日に改正されることに伴い、所要の改正をあわせて行うものであります。

具体的な改正箇所については2点あります。いずれも条例の附則にかかわる部分ですが、まず1点目は借りかえ制度が利用できる融資の申し込み期間を1年延長するものであります。2点目としては、借りかえが利用できない場合、制度の上限を超える融資期間延長の申請のできる期間を1年延長するものです。

以上となりますが、同じく内容がただいま申し上げたとおりでございますので、担当課長の説明なくご審議いただければと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第15号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第16号 板倉町公園条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第21、議案第16号 板倉町公園条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第16号であります。板倉町公園条例の一部改正についてであります。

本案につきましては、地域主権一括法における都市公園法の改正により、これまで国が制令で定めていた都市公園の設置基準等が条例委任されたことに伴い、板倉町公園条例について一部改正するものです。

以上申し上げましたが、細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） 議案第16号 板倉町公園条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

ただいま町長の提案理由にありましたように、国の第2次一括法の施行によりまして、都市公園法の一部が改正されたことに伴いまして、都市公園の設置基準等を条例で定める必要があることから、政令を基準として本条例の一部改正を行うものであります。条例は、基本的に政令に基づきまして、都市公園の敷地面積の標準値、配置及び規模の基準、建築面積の基準を条例で定めるものであります。

1 ページをお願いしたいと思います。第2章に公園の設置基準を新設することから、各条文の整理を行うものであります。

2 ページをお願いいたします。第2章からが公園の設置基準になりまして、第3条町民1人当たりの公園の敷地面積の標準値になりますが、国の基準は町民1人当たり10平米以上。市街地の町民1人当たり5平米以上を基準としております。現在の町の現状は、町民1人当たりは22平米、市街化の町民1人当たりにつきましては29平米ということで、国の基準を上回っております。当面は現行の政令の基準を町の基準と考えております。

ほかの各条につきましては、基本的には政令と同じ内容の条例でありますので、各条の説明につきましては省略させていただきます。

4 ページをお願いいたします。附則であります。この条例は平成25年4月1日から施行するというものであります。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第16号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

### ○議案第17号 工事請負契約の変更について

○議長（野中嘉之君） 日程第22、議案第17号 工事請負契約の変更についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第17号 工事請負契約の変更についてであります。

本案につきましては、平成24年9月5日に議会の議決を受け、翌日に渡辺建設株式会社と締結をいたしました、平成24年度社会資本整備総合交付金事業、町道1-9号線道路改築工事2工区の工事請負契約について、橋梁の基礎工事に変更が生じたため、契約金額を6,006万円から7,132万6,500円に変更し、変更契約を締結するものでございます。

担当課長より説明を申し上げますので、ご審議いただき、決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 小野田都市建設課長。

〔都市建設課長（小野田国雄君）登壇〕

○都市建設課長（小野田国雄君） 議案第17号 工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

工事変更の内容ですが、当初契約金額が6,006万円でした。変更契約ということで7,132万6,500円、変更の増が1,126万6,500円と増額になります。この増額の理由ですが、ボックスカルバートの基礎の工事になりまして、今回この現場で施工している工法であります。地盤改良工ということで、ボックスの地盤改良面積、今回の地盤改良面積の施工数量が減ということですが、地盤改良の面積がボックスの面積プラス若干広いので、縦が10メートル、横が16メートルの地盤改良工事になります。地盤改良工事という工法の内容ですが、コンクリートで土と改良材をまぜるという工法でして、こういう工法で地盤改良を行っています。土と改良材をまぜて固めていくという工法であります。1本当たりの改良する大きさは、直径が1メートル、長さが14メートルになります。直径1メートル、長さ14メートルの地盤改良、コンクリートと土をまぜて固めていくわけでありまして。地盤改良面積が10メートルの16メートルということで、当初はこの改良部分について、改良の材料ということで先ほどの1メートルの14メートルになりますが、当初は地盤改良工を60本と

いうことで計画していたわけです。この地盤改良工を採用するに当たりまして現地でのボーリング調査をした結果、60本では足りないということから、地盤改良工が160本ということで、当初60本であったものが160本に。地盤改良工、1メートルの14メートルの地盤改良工になりますが、この本数が100本ほど足らなかったということから、今回大きな金額になりまして、1,126万6,500円の増額が主な変更の理由であります。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村好市君。

○2番（今村好市君） 当然設計業務委託は専門家に頼んで委託、設計したのだと思うのですが、現場に入らないと地盤の状況が基本的にはわからないというのは、設計ができないのかなと思うのですが。なぜ設計と現場でこれだけ食い違いが。60本が160本、ちょっと食い違いがあり過ぎるので、その辺事前の設計の段階でチェックがきちんとできなかつたのかどうか。この辺確認させていただきます。

○議長（野中嘉之君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） ボーリング調査の関係で今回工区分けをしまして、第1工区、第2工区ということで発注させてもらっているわけでありまして。今回契約の変更をする工区につきましては2工区になりまして、2工区の工事の内容ですが、今回ボックス工を含めまして横断工、水路に関する工事であります。ここの3番の工事概要にありますように、谷中1号橋、これが大箇野幹線排水路ということで、今回地盤改良する橋梁になります。それから、横断工2カ所ということで、これも谷中1号橋までの規模ではないのですが、同じような橋梁の架け替えということに今回なっているわけです。当初の調査の中では一本一本の調査をするということができませんでしたので、全体で3カ所の橋梁の架け替えがあるのですが、一本一本ということではなくて、そのうちの間点でボーリング調査を実施しまして、その結果によって今回発注をしたわけです。谷中1号橋につきましては一番大きい橋梁ということから、橋梁の部分で改めてボーリング調査を実施した結果ということで、当初の段階では当然やっているわけでありまして、その現場の上での直接のボーリング調査でなかったということで、今回60本から100本ということで大きい変更になっているわけです。

それで、今回ボックスの地盤改良ということで、先ほど10メートルの16メートルということでご説明申し上げましたが、これまでは60本ということで計画していたのですが、調査結果、地盤がやわらかいということと、あとはコンクリートを密にしないと下がえぐられてしまうと。そういうことから大幅な増額となりましたが、ボーリングはやっていたわけですが、谷中1号橋、地盤改良の現場での直接ボーリングをした結果、増額になったということでありまして。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 変更は変更で認めざるを得ないと思うのですが、今後も大箇野川、カルバートボックスでやるのか、橋梁でやるのかわからないのですが、もう一カ所、まだ橋が残っていますので、そこをやる場合においてもやっぱりもう少し事前に専門家が設計をするわけですから、町はそれなりにお金を出して設計委託料を払っているわけですので、なるべく大幅な変更というのはないような形で発注をしてもらうことがいいのかなと思います。

それと、これが変更になったために国の交付金事業で事業をやっていると思うのですが、交付金の交付額による影響というのは現実に出てきているのかどうか、お願いします。

○議長（野中嘉之君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） この工法変更と申しますか、追加の関係に伴う交付金の影響というのはいりません。

それから、先ほど変更理由について、地盤改良の関係で60本から160本で、100本ほど不足していたわけですが、今回の変更の内容については主なもの地盤改良工ということですので、それ以外、大きな作業をするということから、作業ヤードの仮設費用、それからボーリング調査の関係です。ボーリングの関係についてはこの現場の施工する前のボーリング、それから地盤改良が終わった後のボーリングということ、ボーリングを前後2回やるということから、そういうものを含めての変更増ということになります。

○議長（野中嘉之君） ほかに。よろしいですか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第17号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第18号 町道路線の廃止について

○議長（野中嘉之君） 日程第23、議案第18号 町道路線の廃止についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第18号 町道路線の廃止についてということでございます。

本案につきましては、現況に道路形態がないものや水路となっているもの、また八間樋橋整備事業、町道1-9号線の整備による区域変更に伴い、廃止するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたとおりでありますので、担当課長の説明はあえて用意しておりませんが、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第18号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

### ○議案第19号 町道路線の認定について

○議長（野中嘉之君） 日程第24、議案第19号 町道路線の認定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 今度は認定の関係でございます。議案第19号 町道路線の認定についてということでもあります。

今回認定をお願いいたします路線は、町道整備工事の完了により、新設及び形態の変更に伴い、認定をするものでございます。また、八間樋橋整備事業に伴うアクセス道路、町道1-9号線の整備により、道路を認定するものでございます。

同じく担当課長の説明はございませんが、以上でございますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村好市君。

○2番（今村好市君） 1路線だけちょっと確認させてください。

整理番号3番の町道1343号線、これは図面で見るとは袋路のような感じがするのですが、これ18メートル、袋路みたいにその先道路が繋がらないのですけれども、認定する理由をお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 小野田都市建設課長。

〔都市建設課長（小野田国雄君）登壇〕

○都市建設課長（小野田国雄君） 町道1343号線の認定の関係になりまして、この周辺が板倉西部土地改良事業ということで事業区域になると思います。従前の道路であります、ここの図面の中には従前の道路が表示されていません。この赤いラインが従前の道路でありまして、これから上に向かって大きい四角があるかと思いますが、ここが個人の宅地であります。赤い道路が個人の宅地に向かいまして、個人の宅地から右側に出て、板粕線に抜けるということで、土地改良以前につきましてはここの部分に赤く表示されている部分と、それから宅地に向かって、大きい宅地があると思うのですが、これに突き当たって、右に行くと、そ

れから板粕線に抜けると。こういう道路が板西の土地改良事業の中で区域編入される前にはあったわけであり、土地改良事業の中で換地処分を行った際に道路が換地されていないということが判明されました。現状は、ここにあるように一部出入口として利用されているわけですが、公図上、宅地と接道していないという状況になっていましたので、接道していないということは建築上支障があるということから、今回従前の道路を復活させるために、ここの赤い部分の方から底地の寄附をいただいて、従前と同じといたしますか、接道要件を満たすために町道として寄附を受けて認定すると、そういうものであります。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） ちょっと説明がわからないのですけれども、袋路ではなくて、この赤い矢印がありますね。それが右に広い道路が板粕線に抜けているのですけれども、そこまでが道路なのですか。

○議長（野中嘉之君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） 今の道路につきましてはこの赤い丸があると思いますが、赤い丸から右に行くと、板粕線まで抜けています。これが今の認定されている道路ということですが、これが板西で換地された後の道路になります。土地改良以前、板西の土地改良に編入される前の道路については赤い丸から三角に向かって、それから上に向かって宅地、その上に個人の宅地があります。個人の宅地に突き当たって、また東にクランクをして、板粕線に抜けるということで、従前の土地改良に編入される前の従前と今の道路形態が違っているということから、ここの個人の宅地の方が土地改良前はあったけれども、土地改良後についてはなくなってしまったということから、寄附をいただいて、建設の関係の接道要件にも関連してきますので、赤い部分、突き当たりの利用道路になりますが、認定するというものであります。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第19号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第20号 平成24年度板倉町一般会計補正予算（第9号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第25、議案第20号 平成24年度板倉町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第20号 平成24年度板倉町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

本補正予算につきましては、第9回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,045万8,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を56億7,613万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、地方交付税に6,210万7,000円、分担金及び負担金に13万9,000円、使用料及び手数料に51万5,000円、財産収入に820万5,000円、寄附金に53万9,000円、繰越金に1,732万9,000円、諸収入に1,009万8,000円を追加いたしまして、国庫支出金から2,512万1,000円、県支出金から2,381万8,000円、繰入金から1億1,365万1,000円、さらに町債から1,780万円を減額するものでございます。

歳出につきましては、民生費に495万円、諸支出金に1万円を追加しまして、議会費から106万1,000円、総務費から806万1,000円、衛生費から1,246万6,000円、労働費から473万円、農林水産業費から671万3,000円、商工費から304万円、土木費から3,257万5,000円、消防費から576万1,000円、教育費から1,841万7,000円、公債費から259万4,000円を減額するものでございます。

また、繰越明許費、地方債につきましても、所要の補正するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） それでは、議案第20号 平成24年度板倉町一般会計補正予算（第9号）の細部につきまして説明させていただきます。

まず、今回の歳入歳出予算の補正でございますが、ただいま町長が申し上げましたとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,045万8,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億7,613万7,000円とするものでございます。

次に、繰越明許費の補正につきましては、2条にございますとおり、第2表によるところでございます。

次に、地方債の補正につきましては、第3条にございますとおり、第3表によるところでございます。

それでは、次へまいりたいと思いますが、2ページから5ページの第1表につきましては、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおりでありますので、省略しまして、6ページの第2表、繰越明許費の補正をお開きいただきたいと思っております。第2表、繰越明許費の補正でございますが、今回繰越明許いたすものとしましては、ここの表にありますとおり、6款の農林水産業費につきましては、1つ目が農地制度の実施円滑化事業ということで、これは農業委員会費にかかわるものでございますが、150万円を繰り越すものでございます。2つ目が国営附帯の県営農地防災事業で259万2,000円の繰り越します。これにつきましては、国の補正予算に絡むものでございまして、県営の農地防災事業の事業費の増額に伴うものでございます。これは、農林水産業費の中でまた歳出の説明をさせていただきたいと思っております。

次に、8款の土木費でございますが、3件ございます。まず、1点目が町単独道路整備事業で1,700万円の繰越明許するものでございます。この理由としますと、単独の道路事業3路線にかかわるものでございまして、1つには繰り越し理由としますと、陳情路線にもかかわらず、実際に用地の交渉にかかった時点で、いわゆる総論賛成各論反対というような状況の中でなかなか交渉が難航して、線形の確定が遅れたということが1点の理由でございます。2点目につきましては、実際に現地の土地調査と公図の不一致がございまし

て、これについては関係地権者、それから法務局との調整に時間を要したということで工事の発注に遅れが出ていたために繰り越しするというものでございます。それから、3点目としますと、用地境界の確定に時間がかかったと。これは、いわゆる関係地権者間の確執によります民民の境界線がなかなか固まらなかったということで、具体的な丈量が切れないという状況が長く続いたということで、工事の着手が遅れたというような理由で、3路線分の工事費を繰り越しするものでございます。

次に、2点目が八間樋橋の整備事業1―9号線でございますが、5,500万円を繰り越しするものでございます。これにつきましては、先ほど契約変更の議案の議決をいただきましたが、この部分にかかわるものでございます。

それから、次に道路総点検事業で350万円でございますが、これにつきましても国の補正予算絡みでございます。こちらについてもまた歳出の土木費で説明させていただきたいと思っております。

それから、住宅費では町営住宅の改修事業で1,296万円の繰り越しするものでございますが、これにつきましても国の補正予算絡みでございます。

以上でありますけれども、繰越明許の総額が9,255万2,000円となるものでございます。

次に、7ページの第3表、地方債補正でございます。こちらにつきましては2件ございます。まず、1件が公共事業等債で、国営附帯の県営農地防災事業でございますが、既定の限度額880万円でありましたけれども、今回の補正で250万円を追加いたしまして、1,130万円とするものでございます。これにつきましては、2表の繰り越しですね、国営附帯県営農地防災事業で繰り越ししたものの関係でございます。

次に、2つ目の公共事業等債でございますが、八間樋橋整備事業でございます。既定の限度額が8,100万円でありましたが、今回2,030万円を減額しまして、6,070万円とするものでございます。

この関係につきましては、24年度当初では事業費の配分ですね、国への要望につきまして2億円の事業費配分を要望したところ、国からの配分が1億5,000万円ということで、町の要望に対しまして5,000万円ばかり減額されたということでございます。この5,000万円にかかわる補助裏の起債、これが2,030万円に当たりまして、その同額を今回限度額から減額するというものでございます。

次に、10ページをお開きいただきたいと思います。こちらからが事項別明細の歳入の部に当たります。各款項目ごとに説明させていただきたいと思っております。まず、10ページの最初でございますが、10款1項1目の地方交付税でございます。今回6,210万7,000円を追加するものでございます。これにつきましては、交付税のうち普通交付税の交付額が確定したことによります追加ということでございます。ちなみに、当初の予算では普通交付税13億4,000万円でありましたけれども、最終的に今回の補正で14億210万7,000円という予定になります。それと、特別交付税につきましてはまだ未確定でございます。

次に、12款1項1目の民生費負担金で13万9,000円の追加でございますが、これにつきましては説明欄にありますとおり、北保育園学童預かりの負担金の追加でございます。

次に、13款1項2目の商工使用料でございますが、48万5,000円の減額でございます。これは、説明欄にありますとおり、レンタサイクルの使用料あるいは揚舟の乗船料の確定による減額でございます。

次に、2項2目の衛生手数料でございますが、100万円の追加でございます。これについては清掃手数料でございますが、指定袋の売り払い指定料の追加でございます。

次に、11ページへまいりまして、14款1項1目の民生費国庫負担金でございます。97億9,000円の減額で

ございます。これにつきましては、児童福祉費の負担金あるいは保険基盤安定負担金の減額、それから追加ということになります。

次に、2項1目の民生費国庫負担金でございますが、32万7,000円の減額でございます。これにつきましては、地域生活支援事業補助金の確定による減額でございます。

次に、3目の土木費国庫補助金でございますが、2,363万5,000円の減額でございます。まず、説明欄をごらんになっていただきまして、住宅関係がまずありますけれども、こちらでは公的賃貸住宅の家賃低廉化の補助金の確定による減額、あるいは次に公営住宅等ストック総合改善事業補助金で632万5,000円の追加がございます。これにつきましては先ほど繰越明許費のところでも申し上げましたとおり、国の補正予算絡みでございます。当町としますと向こう3年間で公営住宅の改修を計画しておったところ、国の補正予算の交付が見込まれるということで、今回予定していた3カ年分の工事を一気に施工できるかということで、今回補助金の交付の要望を出しておりまして、それに伴う追加ということでございます。

それから、住宅・建築物の耐震改修事業補助金については、これ事業の確定によりまして163万8,000円を減額するものでございます。それから、アスベスト対策の促進事業補助金については、事業の実施がありませんでしたので、125万円全額を減額するというものでございます。

次に、2節の道路橋梁費の補助金でございますが、まず1点目、社会資本整備の総合交付金、これが八間樋橋の関係になりますけれども、2,750万円の減額ということでございます。これにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、当初予定した2億円が国のいわゆる配分、1億5,000万円ということで、5,000万円減額をされたわけでございますが、その5,000万円の55%、補助率55%に当たるものでございます。次に、道路総点検事業の補助金で44万円の追加ということでございますが、これも先ほど申し上げましたとおり、国の補正予算絡みということでございまして、また道路維持費、歳出の道路維持費のところの説明させていただきたいと思っております。

次に、4目の教育費の国庫補助金でございますが、18万円の減額ということでございます。これは、説明欄にあるとおりでございます。

では、12ページをお願いいたします。15款1項1目の民生費県負担金でございますが、256万4,000円の減額でございます。これにつきましては、3節児童福祉費の負担金で46万6,000円の減額でございます。これは、子ども手当の負担金等の確定による減額でございます。次に、4節の保険基盤安定負担金では209万8,000円の減額となっております。これにつきましても説明欄にあるとおりでございます。

次に、13ページでございますが、2項1目の総務費県補助金では2,000円の減額ということで、これは統計調査費の補助金の確定による減額でございます。

次に、2目の民生費県補助金では498万8,000円の減額でございます。これについては、3節障害者福祉費の補助金で48万5,000円の減額でございます。それから、4節の児童福祉費の補助金では257万5,000円の減額ということでございますけれども、これにつきましては事業費の確定等による減額が主な要因でございます。次に、5節には福祉医療費の補助金で192万8,000円の減額ということでございますが、福祉医療費の補助金が確定したことによる減額でございます。

次に、3目の衛生費県補助金でございますが、385万2,000円の減額でございます。これにつきましては、説明欄にございますとおり、妊婦健康診査の支援事業費の補助金、これは実績見込みということで61万円を

減額するものでございます。それと、子宮頸がん等ワクチンの接種緊急促進特例交付金についてもやはり実績見込みによります減額ということで、324万2,000円を減額するものでございます。

次に、4目の労働費県補助金でございますが、489万円の減額でございます。これについては緊急雇用創出事業の補助金のやはり実績見込みによる減額ということでございます。

次に、14ページをお願いいたします。5目の農林水産業費の県補助金でございますが、696万円の減額でございます。これにつきましては、説明欄にありますとおりで、飼料用米地域流通促進モデル事業補助金については11万4,000円の追加で、ほか3件については全て減額ということでございます。この飼料用米の地域流通促進モデル事業の補助金というのが、新たに制度化された事業でございます。飼料用米の在庫の状況に応じて対象農家に補助金を交付するというような制度でございます。次に、小規模土地改良の事業では海老瀬西地区の補助金で、事業費の増加によりまして補助金16万9,000円の追加するものでございます。それと農業体質強化の基盤整備促進事業費の補助金では423万円の減額となります。これについては、本年度の事業量の減少によるものということでございますが、25年度で再度予算措置することになっています。

次に、6目の商工費の県補助金で20万円の減額でございます。これについては、地域振興整備の補助金の減額ということでございます。

次に、7目の教育費県補助金では6万3,000円の減額でございますが、説明欄にあるとおりでございます。

次に、15ページにまいりまして、3項1目総務費の県委託金では30万3,000円の減額でございます。まず、1点としますと、衆議院議員の委託金の確定によります減額が24万8,000円でございます。次に、統計調査関係では5点ばかりありますけれども、事業費の確定による減額ということでございます。

次に、16款1項1目の財産貸付収入でございますが、27万4,000円の追加でございます。これについては、土地建物の賃貸料の追加でございます。

次に、2目の利子及び配当金では17万1,000円の追加でございますが、これについては説明欄にあるとおりで、各基金利子の減額と追加ということで、合わせまして17万1,000円を追加するものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。2項1目不動産売払収入でございますけれども、776万円の追加でございます。これにつきましては、不動産の売払収入ということでございますが、町有地、西谷田郵便局に貸し付けをしている町有地等の売り払いに伴う歳入の追加ということでございます。

次に、17款1項1目の一般寄附金では47万9,000円の追加でございます。内容的には、説明欄にあるとおりでございます。

次に、2目の指定寄附金で6万円でございますが、こちらも説明欄にあるとおりでございます。

次に、18款1項1目の後期高齢者医療特別会計の繰入金で442万6,000円の追加でございます。これにつきましては、23年度の繰出金の精算による後期高齢者特別会計からの繰入金の追加ということでございます。

次に、17ページをお願いいたします。2項1目の財政調整基金の繰入金でございますが、今回5,000万円全額の減額ということでございます。これにつきましては、繰入額の確定によるものということでございます。

次に、2目の減債基金の繰入金でございますが、5,576万6,000円の減額でございます。これにつきましても同様、繰入額の確定による減額でございます。

3目のふるさとづくり事業基金の繰入金では331万1,000円の減額ということでございます。

次に、4目の公共施設等整備維持基金の繰入金では900万円ちょうどの減額ということでございますが、これにつきましては説明欄にあるとおり、公共施設等の整備基金の繰り入れということでは、今年度南小、北小の受水槽、高架水槽の工事、それから渡良瀬運動場等の工事費の確定による減額ということでございます。

次に、19款1項1目繰越金でございますが、今回1,732万9,000円を追加いたしまして、予算総額としますと6億6,998万2,000円とするものでございまして、これにつきましては本日の専決処分によります補正予算の質疑のときに青木議員からもご質問がありましたけれども、23年度の決算に伴います実質収支額が6億6,998万2,940円でございますが、今回補正をもちまして前年度のいわゆる実質収支額が全て歳入として予算上計上されるということになるものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。20款5項3目の雑入でございますが、109万8,000円の追加するものでございます。説明欄にございますが、ここで減額が6項目、合わせまして85万3,000円、追加が3項目、195万1,000円ございまして、差し引き109万8,000円が追加になるという内容でございます。

次に、21款1項2目の農林水産業債でございますが、250万円の追加ということでございます。これも先ほど繰越明許あるいは地方債補正のところでも申し上げましたとおり、国営附帯の県営農地防災事業にかかわるものでございます。

次に、3目の土木債でございますが、2,030万円の減額でございます。これもやはり八間樋橋関係の地方債の減額ということでございます。

以上が歳入の事項別明細の説明でございますが、今回の補正の合計が9,045万8,000円の減額ということでございます。

次に、19ページからが歳出の事項別明細になるわけでございますが、詳細説明に入る前に、今回の補正予算にかかわります職員の給与等人件費の補正についてご説明させていただきます。今回の人件費関係につきましては、給料、期末手当、勤勉手当、それから共済組合の負担金、これについては年金拠出金の遡及分等も含まれております。それから、退職手当の負担金、それから退職手当の特別負担金等に関するものでございまして、全体では251万円を減額する内容になっております。また、臨時職員の賃金につきましては、募集したが、応募がなかったとか、途中で退職された方が発生したとかということによりまして1,154万6,000円を減額するというような内容になっております。一般会計全体では、職員の給与費、それから臨時職員の賃金、合わせまして1,405万6,000円の減額となるものでございます。なお、特別会計では今回の補正はございません。それとあわせまして、光熱水費の補正がございまして、これにつきましては主に電気料金の補正となるものでございまして、167万円の追加となるものでございます。以上申し上げましたので、これ以降の説明では人件費関係、あるいは光熱水費関係の説明については省略させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、20ページをお願いいたします。2款1項1目省略しまして、2目の文書費でございますが、5万円の追加でございます。これにつきましては備品購入でシュレッダー購入費を追加するものでございます。

次に、22ページでございますが、5目の財産管理費では7万5,000円の追加でございます。これにつきましても備品購入で車載用のETC機器の購入で追加するものでございます。

次に、6目の企画費では12万7,000円の減額でございますが、内容的には婚活セミナーの委託料確定によ

る減額でございます。

次に15目のふるさづくり費でございますけれども、280万円の減額でございます。これにつきましては、説明欄にあるとおり、産業施設及び商業施設の誘致促進奨励事業で、奨励金の減額と追加ということでございますが、産業施設の設置奨励金では20万円の追加がございます。あわせて地球温暖化対策の奨励金では該当するものがなかったということで、300万円を減額するというものでございます。

次に、16目の基金費でございますが、25万9,000円の追加でございます。これにつきましては、積立金を25万9,000円追加するものでありまして、内容につきましては説明欄にあるとおりでございます。

では、22ページをお願いいたします。2項1目の税務総務費では12万4,000円の減額でございます。これにつきましては、やはり備品購入でレジスターの購入費の確定による減額でございます。

次に、2目の賦課徴収費ですが、58万5,000円の減額でございます。これにつきましては、委託料の関係でございますけれども、説明欄にあるとおり、住民税の事務電算委託料で189万円の減額、それから固定資産税の賦課業務では115万5,000円の追加というようなことです。それと徴税の徴収管理で公売財産の鑑定評価の委託料で15万円の追加でございます。

次に、3項1目の住民基本台帳費でございますが、こちらにつきましては委託料の関係でございます。説明欄にあるとおり、住民基本システム改修委託料が840万円の減額、それから住基カードの発行委託料は3万3,000円の追加ということでございますけれども、このシステム委託料の減額につきましては新システムの導入に伴います減額ということでございます。

次に、23ページでございますが、4項6目の衆議院議員選挙費で53万2,000円の減額でございます。内容につきましては、説明欄にあるとおりでございます。

次に、25ページをお願いいたします。3款1項1目の社会福祉総務費でございますが、まず19節の負担金、補助金及び交付金で319万4,000円の減額でございます。これにつきましては、地域福祉活動推進事業で21万3,000円の減額、それから民間社会福祉活動事業としまして、板倉町社会福祉協議会運営補助金の298万1,000円の減額がございます。次に、28節の繰出金ですが、こちらにつきましては国民健康保険特別会計繰出金としまして赤字補填分になりますが、3,053万2,000円を追加するものでございます。

次に、2目の高齢者福祉費でございますが、92万3,000円の追加となります。内容的には、13節の委託料で50万円の追加でございますけれども、説明欄にあります老人保護措置の委託料で50万円の追加でございます。これについては、被措置者、いわゆる施設入所者が入所施設が変更になったことによる追加ということでございます。

次に、介護保険の特別会計の繰出金でございますが、これは電算の委託料の増加に伴う繰出金の増加ということで、42万3,000円を追加するものでございます。

では、26ページをお願いいたします。3目の障害者福祉費でございますが、482万7,000円の追加でございます。内訳を申し上げますと、13節委託料で42万1,000円の追加で、これは、障害者自立支援事業での追加でございます。次に、23節で償還金利子及び割引料でございますが、440万6,000円の追加でございます。これにつきましては、過年度の障害者自立支援給付費の国庫負担金の返還金293万7,000円、それから県費の負担金返還金として146万9,000円を追加するものでございます。

次に、5目の後期高齢者医療費でございますが、1,622万8,000円の減額でございます。これにつきましては

は、19節負担金補助金及び交付金で1,075万4,000円の減額、それから28節繰出金で547万4,000円の減額という内容でございます。

次に、27ページをお願いいたします。2項1目児童福祉総務費では268万3,000円の減額でございます。これにつきましては、説明欄にあるとおり、学童クラブの補助金の減額ということでございますが、やはり児童数の減少等が主因でございます、減額となるものでございます。

次に、2目の児童措置費でございますが、227万5,000円の減額でございます。これについては、13節委託料で230万6,000円の減額でございますが、広域入所児の委託料が減額ということで、本年度は町外保育園利用者が少ないことによる減額ということでございます。次に、19節では3万1,000円の追加でございますが、民間保育所の運営費の補助金では51万1,000円の追加、これについては入園児の増加によるものでございます。それから、乳児受け入れ支援事業補助金では、希望者がいなかったことによりまして48万円を減額するというような内容でございます。

次に、29ページまでお進みいただきたいと思えます。4款1項1目を省略しまして、2目の予防費でございますけれども、1,012万6,000円の減額でございます。これにつきましては、13節で1,045万6,000円の減額ということでございます。これについては、特に説明欄に丸印5つばかりありますけれども、子宮頸がんワクチン接種委託料等の減額が478万2,000円、それからヒブワクチンでは61万9,000円、小児肺炎球菌ワクチン接種委託料では108万3,000円の減額ということでございます。それから、扶助費では20万円の追加でございますが、特定不妊治療費の助成事業ということでは20万円の追加でございます。2名分の追加ということでございます。

次に、30ページをお願いいたします。3目の環境衛生費でございますが、32万2,000円の追加でございます。これにつきましては、説明欄にありますとおり、合併処理浄化槽設置費補助事業での追加ということでございます。

次に、2項2目のじんかい処理費でございますけれども、273万円の追加でございます。これにつきましては、委託料での追加でございますが、説明欄にあるとおり、一般廃棄物残渣処理委託料等の追加ということでございます。

次に、32ページをお開きいただきたいと思えます。6款1項1目の農業委員会費でございますが、こちら15節工事請負費で150万円の追加でございます。これは、繰越明許費のところでも申し上げましたけれども、農地制度円滑化事業ということで、農地の利用集積の基盤整備の工事費で150万円を追加するものでございます。簡単に申しますと、水田間の畦畔の撤去の工事費ということでご理解をいただければと思えます。

次に、2目の農業総務費でございますが、こちらでは19節負担金補助金及び交付金で67万5,000円の減額でございますが、これは農地利用集積促進事業の奨励金の減額でございます。

次に、33ページをお願いいたします。3目の農業振興費でございますが、152万8,000円の減額でございます。まず、8節の報償費で91万5,000円の減額、それから19節では61万3,000円の減額ということになるものでございますけれども、説明欄にありますとおり、遊休農地の有効利用モデル事業で100万円の減額、それから水田等利活用自給力向上事業で11万4,000円の追加ということですが、歳入のところでも申し上げましたとおり、飼料用米の流通促進モデル事業ということでの新しい事業でございますけれども、いわゆる在庫状況によって補助金を交付するという内容でございます、対象となる方が個人、法人合わせて2件という

こととさせていただきます。

次が、水田農業確立対策事業では224万5,000円の減額でございます。内容的には、報償費、それから現地調査員の報償、それと戸別所得補償関係の補助金それぞれの減額ということでございます。次に、「野菜王国・ぐんま」強化総合対策事業でも139万7,000円の減額でございます。それから、一番最後ですが、農産物直売所の運営費の補助金として300万円を追加するものでございます。

次に34ページをお願いいたします。5目の農地費でございますが、430万8,000円の減額でございます。これにつきましては説明欄をごらんになっていただきたいと思いますが、内郷土地改良区の運営費補助金は192万5,000円の減額、それから国営附帯県営農地防災事業では259万2,000円の追加ということでございますが、こちらが第2表の繰越明許費の関係等で説明しました、国の補正予算に伴います県営事業の増加分に見合う町負担金の追加ということでございます。これは、25年度へ全て繰り越しされるものでございます。

次に、邑楽東部第一排水機事業の維持管理事業では、これは組み替えでございますが、光熱水費から構内等の整備委託料に組みかえをするものでございます。それから、パイプラインの整備補助事業では9万9,000円の追加でございます。農業体質強化基盤整備促進事業ですが、これは歳入のところで国庫の補助金減額の説明をさせていただきましたけれども、今年度は事業の進捗が予定まで進まなかったということで減額するものでございまして、25年度で今度事業の名称が変わりますけれども、再度予算措置をさせていただくものでございます。次に、小規模土地改良事業海老瀬西地区でございますが、56万6,000円の追加、これは工事費の追加でございます。これは、工事量の増加によるものでございまして、小規模土地改良の県の補助金もこれに見合う分、3分の1程度になりますが、追加補正させていただくところでございます。

次に、7目の農村環境整備費でございますが、7万2,000円の追加でございます。これにつきましては、説明欄にありますとおり、新センターに係る水路用地の借上料の追加でございます。

次に、35ページをお願いします。2目の商工業振興費でございますが、240万円の減額でございます。これにつきましては、説明欄をごらんになっていただきたいと思いますが、中小商工業サポート対策事業補助金、これが該当事業が実施されなかったことによりまして90万円全額を減額するものでございます。

2点目は、板倉まつりの運営費の補助金の確定がございまして、110万円を減額するものでございます。それと、企業立地の促進事業でやはり40万円の減額で。内容的には、旅費、需用費、修繕料等でございます。

次に、4目の観光費でございますが、84万円の減額でございます。これにつきましては、説明欄のとおり、観光振興事業で15万円の減額、それから揚舟の運航事業で69万円の減額というような内容でございます。

次に、36ページをお願いいたします。2目の道路維持費でございますが、13節の委託料につきまして475万円の追加でございます。内容的には、道路台帳の補正事業ということで八間樋橋の取り付け道路関係での道路の補正箇所の業務委託で125万円の追加でございます。それから、2点目としては、道路総点検事業で350万円を追加するものでございますが、国の補正予算絡みで第2表のとおり、次年度へ繰り越すものでございます。

次が、3目の道路新設改良費でございますけれども、4,130万円の減額でございます。内容的には、説明欄にあるとおりでございますが、1点目が町単独道路整備事業の物件補償費で900万円を減額するものであります。2点目としますと、八間樋橋の取り付け道1－9号線関係で3,230万円を減額する内容でございます。

す。

次に、37ページをお願いいたします。4項3目下水道費でございますが、466万1,000円の減額でございます。これにつきましては、下水道特別会計への繰出金の減額をするものでございます。

次に、5目のニュータウン事業費でございますけれども、20万円の減額でございます。これは、説明欄にもありますとおり、個人紹介制度によります報償費の減額でございます。

次は、38ページをお願いいたします。5項1目住宅管理費で838万6,000円の追加でございます。内容的には説明欄をごらんになっていただきたいと思いますが、1点目が住宅修繕工事費の確定によります減額13万4,000円でございます。次が、木造住宅の耐震改修促進事業関係でございますが、319万円の減額ということでございます。これについては、木造住宅の耐震改修の関係、実際に工事をされた方がいなかったということで、補助金250万円の減額等が主なものでございます。それと、3点目がアスベストの対策促進事業ということでございますが、これは民間建物のアスベストの含有調査の調査事業補助金でございますが、やはり対象事業の実施がなかったということで、全額を減額するものでございます。4点目が、国の補正予算絡みになるものでございますが、町営住宅の改修事業としまして1,296万円を追加するものでございます。これについては、工事の設計監理委託料あるいは住宅改修の工事費の追加ということでございまして、全額次年度へ繰越明許するものでございます。

次に、39ページをお願いいたします。9款1項2目非常備消防費でございますが、358万7,000円の減額でございます。これは、消防組合への負担金の確定による減額でございます。

次に、3目の施設費でございますけれども、21万円の減額でございます。これも非常備消防費と同様、負担金確定によるものでございます。

次に、4目の防災対策費で196万4,000円の減額でございます。これにつきましては、説明欄にありますとおり、印刷製本費を196万4,000円減額するものでございますけれども、これは今年度ハザードマップを作成する予定でしたが、国土交通省が今年1月からハザードマップの基準の見直し作業を開始しておりまして、国土交通省の見直し作業が完了してから、新たにハザードマップを作成するべきだろうということで、今年度中の作成を見送るということでの減額でございます。

次に、10款1項2目の事務局費では4,000円の追加でございますが、奨学基金の利子の繰出金の追加でございます。

次は、40ページをお願いいたします。2項小学校費の1目学校管理費で712万1,000円の減額でございます。これにつきましては、13節委託料で25万2,000円の減額、それから15節工事請負費で825万4,000円の減額となるものでございますが、南小体育館内部塗装改修事業、南小受水槽・高架水槽改修事業、北小の受水槽・高架水槽改修事業、3つの事業の事業費確定によります工事請負費の減額ということでございます。

次に、41ページをお願いいたします。2目の教育振興費では、106万円の減額でございます。こちらにつきましては、大きなものとしまして20節の扶助費でございますが、説明欄にありますとおり、要保護及び準要保護児童の援助事業で80万円の減額、それから特別支援の教育就学奨励事業では20万円の減額等が主なものでございます。

42ページをお願いいたします。3項中学校費の1目学校管理費でございますが、こちらにつきましては13節委託料で4万2,000円の減額、それから14節使用料及び賃借料で110万円の減額、それから15節工事請負費で

は42万円の減額でございますが、使用料及び賃借料110万円の減額につきましては、中学校の中体連の選手、それから吹奏楽の派遣のバス借上料の減額が110万円となるものでございます。それから、工事請負費の減額につきましては、中学校校舎棟、それから体育館火災感知器の改修工事費の確定によります減額ということでございます。

次に、2目の教育振興費では20万円の減額でございますが、これも扶助費の関係20万円です。特別支援教育就学奨励費の減額ということでございます。

次に、43ページをお願いします。4項の社会教育費の2目文化財保護費では508万5,000円の減額でございます。これにつきましては、説明欄をごらんになっていただきたいと思いますが、旧文化財資料館解体工事費で498万円の減額が主なものでございます。

次に、7目の南部公民館費でございますけれども、4万1,000円の減額でございます。これにつきましては、委託料で4万1,000円の減額ですが、南部公民館耐震診断の業務委託料の確定によります減額でございます。

次、44ページをお願いいたします。5項1目保健体育総務費では1万5,000円の追加でございますが、これは電話料の追加でございます。

次に、2目の保健体育施設費では325万5,000円の減額でございます。説明欄をごらんになっていただきたいと思いますが、渡良瀬グラウンドの整備工事費、事業費の確定による減額が170万円、それから武道館の内部塗装改修工事費の業費確定により155万5,000円の減額となるものでございます。

次に、45ページをお願いいたします。12款1項1目です。公債費償還の元金でございますが、25万6,000円の追加でございます。それから、2目の利子につきましては285万円の減額ということでございますが、これにつきましては償還の元金については、利率見直しに伴う元金の増加ということでございます。それから、利子については、やはり償還利子の額の確定による減額ということでございます。

次に、13款2項1目の土地開発基金費でございますが、1万円の追加ということで、これは基金繰出金の追加ということでございまして、基金から発生します利子を基金に積み込むための追加予算ということでございます。

以上が歳出の補正になるわけでございますが、歳出の補正額も歳入の補正額同様、マイナスの9,045万8,000円となるものでございます。

それから、最後、46ページでございますが、地方債に関する調書がございます。これにつきましては、前々年度、前年度末、それから一番右側が当該年度末ということで整理されておりますが、念のため申し上げますと、前々年度末は平成22年度末、前年度末が平成23年度末、当該年度末はこの3月31日ということでございまして、ごらんになっていただきたいと思っております。

以上、大変長くなって恐縮でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

延山宗一君。

○5番（延山宗一君） 5番、延山です。土木費の道路維持費の関係、36ページになります。これについて

道路総点検事業ということで今回補正が出されております。委託先、またこれは何力所ぐらいといいますか、点検していくのかということ。

また、次にページ39になります。町営住宅、3年間の予定が、改修を早める、補助がつくということで早めるということです。これについて、この物件、箇所についてどのような計画を持っているのかと。

それと、もう一つ、繰越明許で町単独事業の道路整備の関係です。これは3路線を計画しておいたわけですが、なかなか話し合いがつかなかったということで繰り越されているわけなのです。これについてどの補助ですか。その辺もお話ができるようでしたらば、伝えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） まず初めに、点検事業の関係ですが、委託先の関係についてはまだ決まっておられません。県内統一した形で委託したいということで、県で調整していきまして、まだ結論が出ていません。今の考え方、委託先としましては、群馬県の建設技術センターに群馬県が群馬県内の各市町村でこの事業を取り組む市町村がかなりあると思うのですが、まとめて技術センターに委託ができないかということで、現在委託先については検討しているところでございます。

それから、今回の道路点検事業ということでありますが、道路の老朽化対策ということで国の緊急対策事業になります。点検の内容ですが、老朽対策ということで橋梁点検あるいは舗装の点検、道路附帯物、ガードレール等の点検になります。点検項目につきましては今回トンネルの点検とかありますが、板倉町につきましては該当しませんので、板倉町で今点検する内容では舗装の点検と道路の附属物ということでガードレールの点検をしていきたいと考えております。それから、橋梁の関係につきましては、2年前ですか、長寿命計画で点検を実施しまして進めておりますので、今回点検項目の中に入っておりますが、今回の総点検、老朽化対策で点検をする内容については、舗装の点検と道路附属物の2つの点検ということになります。それから、路線の選定であります。路線につきましては2車線の町道、それから集落を結ぶ幹線道路を中心に今回選定しまして、点検し、点検項目に該当したものにしましては来年から整備していきたいと考えております。

それで、路線ですが、今言った内容の路線になりまして、路線数は舗装の点検につきましては7路線、19.97キロメートルということで、非常に長い延長であります。主に旧板粕線とか2車線、そういう部分の道路、それから幹線道路ということで、舗装の点検につきましては7路線の約20キロの点検を予定しております。それから、防護柵点検ということですが6路線、距離にしまして約6キロの点検をしていきたいと考えております。防護柵の関係で、主な場所につきましては工業団地の周辺、それから海老瀬の跨線橋の周辺の安全施設、こういうものを点検していきたいと考えております。

それから、町営住宅の関係ですが事業費で委託料を含めて1,296万円ということでありまして、町営住宅の海老瀬団地、それから岩田団地、2つの町営住宅があります。この団地の今回改修していきたいと考えてありまして、海老瀬団地が2棟、それから岩田団地が2棟になります。合計で7棟の改修工事を実施していきたいと思っております。改修の内容につきましては今回の事業でできる内容では、バリアフリー化等の関係、あるいは省エネ対策とか耐久性の事業ということです。今回事業を行う内容ですが、外壁の改修工事、それか

ら屋外、屋根の改修工事ということで、今年度実施をしていきたいと思っております。

それから、繰り越しの関係ですが、今年度3路線の繰り越しを予定しています。繰り越しの内容につきましては先ほど企画財政課長から説明のあった繰り越しの内容でありまして、線形の関係の遅れ、それから用地関係の遅れというのが主な繰り越しの理由になります。場所につきましては町道7102号線ということで除川地内、それから町道1020号線ということで昴谷地内、それから町道2392号線ということで下五箇地内の3路線を町単独事業で繰り越しするというものであります。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） わかりました。ただいまの説明で7路線の関係の点検なのですけれども、これと旧昴谷線の防護柵、これは6キロですね。来年度までに実施するというようなことで、今年度ですね、計画していくということなのですが、この大きなキロ数なのですが、これを実施できると計画を踏んでいるのですか。

○議長（野中嘉之君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） 点検の内容については、舗装の点検と附属物の点検になりますが、今後委託して点検していくわけでありまして、この基準がまたありまして、全ての延長が該当するかというのは点検の結果によります。例えば道路の老朽化の関係では、わたちの割合が4センチ以上とか、ひび割れの関係もひび割れが40%以上とか、そういう基準がありますので、調査してみないとわからないのですが、この国の基準に該当すれば、次年度以降に事業ができるということでありまして、この基準にまずに基づいてやって、その結果ということですので、どの範囲の事業ができるかということとはわかりませんが、この基準をクリアしないと事業実施が難しいということでありまして。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） いろいろな道路を走ってみて、昴谷線、若干修理されている。オーバーレイをされているかなと思うのですけれども、やはりガードレールとか、いろいろ今回計画されているのですけれども、ガードレールも必要なのですが、わたちの危険性もあるということでございますので、しっかり点検して、修理していただきたいと思います。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

今村好市君。

○2番（今村好市君） 今回の補正全般について、まず質問したいと思います。

私が期待していたのは、国の緊急経済対策によりまして、今回の補正については減額ではなくて大幅な増額補正かなと期待しておりました。しかし、提案されたものについては約9,000万円の減額補正ということで、例年に倣って事業費の確定に伴う補正額かなと理解しております。この9,000万円の減額の補正がどのように評価されているのかどうか。これについては、町長の見解を少し聞きたいと思っております。

事業費の確定ということで減額補正されているわけですが、予算編成時点までにさかのぼってみると、現実の問題として、事業によっては、場合によっては過大評価をして予算編成がされている部分がなかったのかどうか。それと、もう一点につきましては、予算が編成された後、職員もしくは町長初めさまざまな工夫や、できるだけ少ない額で事業効果を上げるということで、効果を上げてきた結果、事業費が減額すること

ができたのかどうか。そのどちらに該当する部分、両方に該当すると言えば両方に該当する部分もあると思いますが、その辺の町長の見解を1点はお聞きしたい。

それと、国の緊急経済対策事業で町営住宅と1-9号線の道路事業については採択になったようなのですが、もうちょっと町として取り組む部分がなかったのかどうか。いわゆる施政方針にも出ましたが、保育園、それと小学校の体育館、保健センター、一部の公民館等については耐震補強もされておられませんし、特に体育館については水害時については避難場所としては東もしくは北の体育館しか使えないと思うのですが、地震につきましては、災害時におきましては、学校の校舎よりは一時的な避難については体育館が非常に活用される部分であると思いますので、そういう部分の耐震補強も含めて、今回緊急経済対策の事業費として取り組めなかったのかどうか。国の交付金の事業認定基準に合わなかったのかどうか。その辺も含めて答弁をいただきたいと思います。

次に、6ページですが、今延山議員からも質問がありましたが、繰越明許、これについても当然今回の経済対策で補正で出てきたものについては全てここに上がってくると私は理解しておったのですが、残念ながら町営住宅と八間橋樋しかありません。あとは小さい事業ですが。あと、町単独の道路整備事業、これは毎回私は質問しているのですが、予算の査定の時点でもう少しきちんと精査をすべきとお願いしておったのですが、また3路線については用地の問題、あとは公図と現地が違うとか、事前にこれはきちんと調査して、調査費をつけて、事前に調査して、事業費は次の年度とすることによって、こういう問題は発生しなくて、事業がスムーズに展開できると提案しておったのですが、その辺についても今後もそういうことでよろしくお願ひしたい。これは答弁は要りません。

次に、普通交付税の確定の関係なのですが、これは情報によりますと総務省が普通交付税の追加配分をすると。全国で706億円、群馬県分については11億円、県が5億5,700万円、市町村分が6億3,500万円ということで、先ほど中里課長から普通交付税の確定によるということですが、この額が板倉町については確定された額なのかどうか。配分の内容については、配分額が本来の額より少なかったと。そういうところについては優先配分しますよと総務省は言っているらしいのですが、これが最終確定なのか。また、3月に当然専決処分をやると思いますが、そこまで来ないと交付税の最終確定が出ないのかどうか、その辺お尋ねしたいと思います。

それと、16ページの不動産売却収入、先ほど西谷田郵便局の土地を売却したということで説明がありましたが、これは当然不動産鑑定が入って売却しているのかなと思いますので、平米当たりの単価と売却面積をお願ひいたします。

それと、比較的事業費の割に減額補正が多かった予防費でございます。29ページです。妊婦、乳幼児の健診とか、子宮頸がんの健診とか予防接種とか、かなりの額の、事業によっては半分以上の額が減額補正されているということは、当然受診者が少なかったというのはあるのでしょうけれども、せっかく予防費、いわゆるいろんな保険、これから国保も含めて財政的に厳しくなってくる中で、この予防費というのは大事なことなので、予算を組んだと思います。もうちょっときちんと周知徹底して、受診率を上げる工夫をしっかりとしないと、せっかく予算をとっても、こんなに減額してしまうという結果になってしまいますので、その辺の経緯、どうだったのか、お願ひしたいと思います。

それと、公営住宅、先ほど緊急対策で繰り越し事業ということなのですが、2つの公営住宅はかなり古い

ものですから、やはり早急に入居者の安全を図るためにも対応していただければありがたいと思いますので、これについてはよかったということで答弁は要りません。

それと、43ページの先ほどの関連がございしますが、南部公民館の耐震補強の委託料、これについては診断結果を教えてください。もし耐震が必要だということになれば、なぜ先ほどの国の緊急経済対策事業にのれなかったのか。耐震が必要ではないということになればまた別の話なのですが、そういう点もありますので、その何点かについてお伺いします。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 質問が多岐にわたっておりますので、それぞれ担当するそばからお答えをいただくこととしたいと思っておりますが、減額補正全般について、先ほど申された最終確定みたいな減額、それはご指摘のように、町は精いっぱい努力して、できればそのPR方法も現状にどういふものを加えればというご指導でもいただければと思うぐらいやっていますけれども、現状がそういうことで、やっぱり減額のそういう意味では大きな反省点にもなっている面もありますし、また西の文化財資料館、約400万円もの減額補正が出ているかと思っておりますけれども、入札に1業者、新たな業者が加わった関係で、思わぬ半額以下という、そういう結果も出てきておるとかも含め、これは果たしてよいことかどうか、国の指導は入札等について国も県も歩切りは避けよというような指導が強くなってきます。近隣の市町村の水面下の調査等も含め、当町として私の判断で、それが果たして適当かどうか、業者さんに聞いてみないとわからないけれども、大半はそういった額からして一定のパーセントのものが減額補正になっているということにもなります。

だから、そういう意味では自賛できる面と、自賛というのは自分で我々が努力をして出たものと、確かにご指摘、両方の面があると思っております。努力して出たものについては、さらに努力をすると圧迫も当然考えられますし、相手様に。いずれにしても努力の足りないものについては、先ほどの一例ではありませんが、これからさらに努力を要するだろうと思っております。その際に、ぜひ議会の皆さんについても、加えてこういう方法でもせよとか、そういった提言的なものでもあればありがたいと思っておりますので、引き続きご指導をお願いしたいと思います。ほかの面についても、私が答えられる部分もありますが、担当者から、それぞれパーツ、パーツでお答えいたします。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） お答えします。

まず、1点目が国の緊急経済対策補正予算関係であります。今回のいわゆる地域の元気交付金ですか、こういったものも国としては予算配分はするということをおっしゃるけれども、とりあえず今回の補正予算に予算計上ができるものが非常に限られておりました。議員がおっしゃる小学校体育館の耐震とか保育園舎の関係でございしますが、小学校の体育館の耐震の関係につきましては既に4小学校の体育館、診断が終わってしまっていて、耐震の強度は問題がないという調査結果が出ております。これは、私も驚きましたけれども、そういったことで非常に経費がかからなくてよかったなと思っております。

それと、保育園の園舎の関係でございしますが、今回各担当課に県の担当部署からいろいろ情報が流れてきておりました。今回の補正予算に計上しないと補助事業が受けられないというのがあらかじめございまして、

調査費だとかというものについては今回の補正予算ではそんなに該当するものはありませんでした。例えば25年度の事業計画の中で予定しているものだとすれば、今回の国の補正予算に絡めて、前倒しで本日の補正予算で予算措置するというような方式がとれるものというものもあるわけですが、たまたま板倉町が25年度で予定している事業、そういったものは今回の補正予算では該当になるものが非常に限られています。例えば南小学校の浄化槽の改修工事を25年度で予定しておりますが、小学校の浄化槽の改修については補助対象外というようなことがございまして、補助事業のベースに乗れなかったということでございまして、過去の経済対策によります交付金、地域活性化の臨時交付金のような、そういった自由に町単の道路事業に投入するとかということが、今回は余り幅広くは考えられないということでありまして、最初国の補正予算が成立する前の情報ですと、地域の元気交付金で例えばの話、過去の実績からすると、最低でも6,000万円ぐらいは配分があるのではないかなとか、そんなことも一時は見込んだのですけれども、結果としてはそういう以前のような方式ではなくなってきたということでございます。ただ、今回補正予算で4件、国の補正予算絡みで予算措置をしています、このうちの補助対象事業の補助裏の8割については地域の元気交付金の算定対象になってくるということで我々も承知していますので、恐らくゴールデンウィークの前後近くにならないと、その辺の取り扱いについてははっきりわからないということで情報が流れてきておりまして、期待したほどは国からお金が来ないのかなというような状況でございます。

それから、交付税の関係でございまして、先ほど確かに説明の中で普通交付税確定ということで説明しましたけれども、その後追加の交付ということで、板倉町には500万円ちょっとです。3月7日付で通知が入りまして、補正予算の編成作業が終わってからということだったものですから、今日の補正予算の中ではカウントされておりませんが、普通交付税についてはこの追加が加わって確定ということに最終的にはなろうかと思っております。

それと、そのほかに特別交付税がございまして、特別交付税の交付額については例年3月の二十四、五日にならないとわからないという状況ですので、これはどれぐらいになるか。前年が1億円程度だったと記憶しておりますけれども、同程度は何とか交付されるのではないかなという見込みでおります。

それから、不動産の売り払い売却収入でございまして、まず売り渡しをした方が2件あります。1名が郵便局、野中さんでございまして、こちらへの売り払い面積が254.90平米です。それから、もう一件が郵便局の東隣の半田さんですが、こちらへの売り渡し面積が277.15平米ということで、余分になりますが、登記簿面積よりも現地が縮んでおりまして、地積更正をかけて、正しい面積で登記をし直してから分筆して、売り払いをしています。当然不動産鑑定士に売り払いの単価については鑑定していただいた結果で売り払いしました。ただ、これが細かい話になってしまいますけれども、既に貸し付けした面積、それから貸し付けの範囲外にあった土地の面積、これで単価の計算の仕方が違いまして、内容的に貸し付けしていなかった部分については標準価格掛ける100%と。これは、地形補正がない場合です。ということで、ここの標準価格が鑑定結果、平米当たり1万8,300円という結果が出ています。坪に換算しますと6万390円という数字でございまして、これをさらに従前から貸し付けしてある部分と貸し付けしていない部分で底地割合とかというものが出てきまして、貸し付けしてあった部分については底地割合が70%という、そういう内容になっています。ですから、長い間借り受けをしていた既得権益みたいなもので30%減額するというような、そういうことに鑑定結果はなっております。そういうことで郵便局のほうの土地につきましては県道の除川線に直接

接続しておりますので、地形の補正はございませんけれども、半田さんのお宅に売り渡した土地につきましては全体形状は旗ざお地であり、形状が悪いのでこれにつきましては、形状の補正があります。形状の補正がマイナス15%ございます。それと、従前から貸し付けしていた部分については底地割合70%ということで、30%の減額が出ます。そういった計算をしまして、それぞれの売却代金が計算されておりますけれども、野中さんにつきましては386万円、それから半田さんにつきましては395万8,800円という数字でございます。これを全体で平均しますと、平均単価1万4,695円、坪換算4万8,493円という金額になります。以上が売り払い関係でございます。

私からは以上です。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） 私からは、29ページの予防費のことにつきましてのご質問にお答えしたいと思います。

この予防費につきましては、昨年もこの時期に減額させていただいております。昨年も同じようなご指摘をいただいたというような記憶がございます。今般の妊婦健診に関する減額につきましては、現状の実績によるものでございます。また、子宮頸がん等のワクチンの接種事業につきましても、昨年の秋山議員さんからだと思うのですが、かなりご指摘を強くいただきまして、私どももその周知方法について検討させていただいたのですけれども、やはり任意の予防接種であるということもありまして、子宮頸がんについては個別通知を実施しております。また、ヒブと小児肺炎球菌につきましては健診時等による周知、並びに訪問時に周知したというような経緯がございますが、現状のところ、なかなか受診率が伸びないというのが実績でございます。来年度は、この3ワクチンが定期的予防接種になり義務化になるということなのですが、昨年も同じお答えをさせていただいたのですが、予防接種につきましては私どもそれなりのPR、周知啓発をさせていただいているのですけれども、最終的な接種の判断というのはやはり保護者であり、ご本人様であるというようなことを考えますと、なかなか現在のテレビやニュース等で副反応やら死亡例等のニュースが流れます。そのようなことも日本脳炎等には影響しているのかなと思います。そのほかのワクチン等につきましても、それらのことが原因でなかなか伸び悩んでいるというのが、正直私ども保健センターが抱えている問題だと思っております。よろしいでしょうか。経過ということは以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 今村議員の南部公民館の耐震性についてですが、今年度南部公民館につきましては耐震性を診断させていただきました。結論から言いますと、耐震ありという結果をもらいました。そんなことがありまして、もしなければ新年度予算に経費等を上げる予定でしたが、大丈夫ということで、今回は控えさせていただいております。

なお、ほかの公民館についてですけれども、中央公民館は前年度行いまして、やはり耐震性あり。また、東部と北部につきましては昭和57年以降の建設ですので、現在の基準をクリアしているということで、全公民館につきまして耐震性はあるという考えでおります。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 補正予算全体につきましては、町長の答弁のとおり、場合によっては見積りの時点、予算編成の時点で過大の部分も多少見受けられる。これはぜひ修正していただいて、精査をしっかりと、予算計上をお願いできればと思っております。大事なことは、やはり見込んだ予算をいかに有効に、効果的に使うかというのが、これは職員の知恵でもありますので、ぜひその辺は事業の大小にかかわらず、ぜひ努力していただきたいとお願ひしておきます。

それと、意外だったのは、小学校の体育館が耐震性があると、補強しなくてもいいと。これ意外だったなと思うのですが、それはお金をかけなくて耐震性があれば、それにこしたことはありませんので、いいのかなと思いますが、できるだけ国の政策で交付金事業、かなり有利な交付金事業が展開されておりますので、できるだけ事前にきちんと精査、調査をして、こういう時期についてはしっかりと町の課題を解決するにはいい機会だと思っておりますので、ぜひ職員もアンテナをしっかりと張って、いろんな事業に対応していただければありがたいと思っております。南部公民館も耐震の必要ないということですね。全公民館が大丈夫だということですね。わかりました。大変ありがとうございました。

以上です。

○議長（野中嘉之君） ここで暫時休憩いたします。再開は3時20分といたします。

休 憩 （午後 3時05分）

---

再 開 （午後 3時20分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 10番、秋山です。28ページの児童館運営事業で215万2,000円が減額となっておりますけれども、町長のお話では、児童館が園児さんが来るのが多くなったというのに対して、なぜ減額なのかなと思って。その理由を。職員が減ったのかどうなのか、そこをお聞きしたいと思います。減らしたのかどうか。

○議長（野中嘉之君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） 児童館の運営事業の臨時職員経費でございますけれども、215万2,000円減額になっておりますが、臨時職員の数は1名で変わりございません。これは、利用者が増加しているために、応募をかけて1名増員ということを考えておったわけですが、応募がなかったということで、現状維持で正職員1名、臨時職員1名という形で現状維持で実施しております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） ほかに。

荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 39ページなのですが、1点だけお聞きします。

消防費の非常備消防費、確定によりまして350万円ちょっと減額したということなのですから、これの理由ですか、要因をお聞きします。もし仮に団員の減少等、そういった要因があるのかなのか、その辺もあわせてお聞きします。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） まず、団員の関係ですけれども、変動ありません。非常備消防の負担金が減った理由ですけれども、婦人消防の制服、今紫の色の制服を使っているのですけれども、全国的な流れとするとあれを変えてみようという流れがあります。その関係を改めて予算に盛ったのですけれども、邑楽郡、関係する町村と、消防署も含めて、内容を更新したほうがいいだろうか、あるいは今のものが使えないだろうかということで検討しました。結果的には、今のものをもう少し使ってみようということです、その分の減額ということです。よろしくお願ひします。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） この全体的なことでもまずひとつ聞きたいのですけれども、今回のこの補正の基本的な減額になっているわけですけれども、減額されたこの内容が、支出の減に合わせて収入のほうも減額したというふうに、例えば支出が減額されたから、お金が浮いてきたから収入も減らそうということで基金からの繰り入れを、1億1,800万円、これが一番大きいのでしょうかけれども、減額した。それで、調整したという形で、企業ならわかるのですけれども、余った金は全部懐に入れてしまうというか、利益に回すということなのですから、今もよく言われているデフレの解消だとか、デフレギャップからの脱却だとか、アベノミクスだとかと言っているわけですから、この際は小さな板倉町の1億円、2億円でも少しはこの景気刺激に貢献させるというのも一つの方法かと思ひますし、ただそれだけではなくて、無駄に使えということではなくて、いろいろ町道の整備とか、そういったものがいっぱいまだあるわけですから、そういうのに積極的に前向きに使っていくのがいいかなと。企業経営とは違ひわけですから、少しその辺のことも考えていただければと思うのです。

そこで、20ページの職員の人件費のところできき説明を受けたのですけれども、よく理解ができなくて、この職員人件費の減額、減額、追加、追加という関係、これはどういうことになっているのか。あちこち出ているところもあるし、出ていないところもあるのですけれども、ここに26人分の給料ということで、給料、職員手当、それから共済組合の負担金とあって、そのほかに退職手当負担金と。その中で先ほど中里課長の説明ですと、特別退職負担金と何とかと2つあると聞き漏らしてしまったのですけれども、その辺のことをもう少し説明いただければと思うのです。

それから、22ページの第2款の3項の住基システムの改修委託料の減額840万円と載っておるのですけれども、この委託料の減額というのは、改修委託料が予定より安くなってできて840万円減額になったのか、それともこのシステムの改修委託をやめて、不必要になったので減額になったのか、その辺の理由を伺いたいのですけれども。

それと、幾つかあるのですけれども、余り聞くと時間を食ってしまうから、もう一つ、33ページの一番下の農業費の一番下のところに季楽里ですね、農産物直売所の運営事業費というのが300万円追加となってお

るわけですが、この300万円追加ですが、トータルすると幾ら補助金を出していることになるのか、その辺のところも伺いたいと思うのです。

まず、そのトータルのなもので、総体的なもので1つと、あとその3点ほど、お願いしたいと思うのですが、

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 総体的に減額による余ったお金は、いわゆる利用目的あるいは利用項目の変更でできるだけ有効に使ったらどうかというようなご質問があったかと思うのですが、仕組み上、いわゆる計画がないと使いにくい。いわゆる設計が必要とか、役場の中は私が考えても複雑なところもありますので、そういう意味では年度内の応用というのは非常に難しさもあると思って見えています。今日、冒頭所信表明にも申し上げましたように、いずれにしてもこれから先も膨大な、例えばまず直近では庁舎の問題、決してお金が十分あってやるわけでもありませんし、余ったものは整理して、翌年度に積み立てられる範囲内で積み立てるとかということで、そういう対処方法を指示しております。それが議員さんとの考え方と合うかどうかは別問題でございます。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） まず、人件費の関係ですが、20ページを参考にご説明します。

まず、職員の人件費は、ここに書いてありますとおり、特別職の人件費、我々一般職の人件費と、臨時職員の人件費という構成になっています。全体の話をまず申し上げますと、この中に職員の人件費26名分というものがあります。この26名分については、総務費で手当をする26名分ということで、職員何らかの形でこの予算書の中で全て何人分ということで配分されています。そういうことでご理解いただきたいと思っております。どこかに自分の仕事と関連する部署に人件費が計上されているというものを前提にお話申し上げます。

まず、職員の特別職の人件費ですが、この括弧書きにありますとおり、町長と副町長の人件費を当初予算では計上してあります。当然その辺のところはご承知だと思っておりますが、町の制度の中では副町長も置くということでありますので、当初予算では計上してあります。それについて今回実際おりませんので、減額するという内容です。それと、給与と手当、これについては実際の給与なり手当を見込んで、今回整理するというご理解いただければと思います。それと、共済組合の負担金、当然年度当初にそのほかに当初の予算があります。今回の追加分につきましては、国民年金の関係が改正されています。具体的には、いわゆる国庫分ですね、それらのところが改正されたために、国庫分の基礎年金分、それに伴った年金法の改正に伴った、我々も共済もそれにのっかってこれを積んでおりますので、追加分が出てきたというご理解いただければと思います。

それと、退職手当の負担金、これについても年度当初で見込んだ数字を計上してあります。これについては、ここに書いてあるものは、現在我々の退職金、いわゆるこれらの積立金をもとに退職金をもらっている部分と、退職するときに直接役職に応じた調整額というのがあります。例えば課長職に何年いたとか、あるいは係長職に何年いたとか、役職によって退職手当にプラスといいますか、退職手当の一部がそういう構成になっています。その部分については、退職者が出たときに負担金を納めるという制度になっていますので、今

回については1,924万円何がしの追加ですけれども、これについては調整額ということで今回の退職する者に合わせた、いわゆる役職に応じた、その退職する年に納めるべきものということでご理解いただければと思います。当然その年、その年によってやめる方、あるいは予定される方、急遽やめる方、いろいろといると思うのですけれども、最終的には退職するときに調整額部分を退職する実態に合わせて負担金として納めるという内容がありますので、ご理解いただきたいと思います。

人件費につきましては以上ですけれども、もし聞き漏らしている点がありましたら、再度質問を受けますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 長谷川戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（長谷川健一君）登壇]

○戸籍税務課長（長谷川健一君） 青木議員さんの住民基本台帳事務の中の住基システムの改修委託料の関係でございます。

これについては、先ほど中里企画財政課長から新システム導入に係る減額ですよというお話をさせていただきました。中については、青木議員さんの話は、これを終わった後の減額か、あるいはその全体的な減額かということでよろしいのかと思うのですけれども、内容的には当初住基法の改正でこの金額を設定していたのですけれども、新指定システム、町全体の中の導入の関係で、これが現のシステムの中で同じ業者に導入していくという中で、この部分が減額になったということです。ですからこれが今年度これを使わなくて対応したという形の当初計上額の減額ということです。

〔「なしということ」と言う人あり〕

○戸籍税務課長（長谷川健一君） そうということです。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） それでは、農産物直売所の運営費の関係でご説明させていただきたいと思えます。

運営費につきましては、本年の9月、季楽里、今まで町からの運営費補助というものはずっと出していなかった状況でありましたが、やはり経営がなかなか難しくなってきたという中で、9月、リニューアルオープン、それに合わせて、1つは運営費を計上させていただきました。その間、やはりマイナスになっていた300万円分と、それから10、11、12、この3カ月が月当たり70万円というような考え方で210万円、合わせて510万円です。それと、リニューアルの費用ということで63万円、ですから9月に573万円の運営費の補助ということでいただいております。今回300万円の追加ということになりますので、873万円という額が総額でございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） いつも町長と見解が違うのだけれども、財政の内容をどう評価するかというのはそれは人によっていろいろで、何の話でも欲の深い人は切りがないし、理想の高い人はまた理想の高いものを

求めるし、普通というのはどの辺かと、これまた非常に抽象的で基準が主観によって随分違って来るわけです。私なんかが見れば、この板倉町の財政は、先ほどの午前中の例月監査報告書なんか見ても、非常に資金繰りも楽そうで、恐らく今までも一時借り入れた例なんてことはないような財政運営をしていると思うので、極めて会社で言えば優良企業、超までいかないけれども、優良企業に属するのかなと思います。庁舎建設ぐらいは問題なくクリアできるのではないかなと思っておるので、先ほども言ったように、できればいろいろお金の使い道は切りがないわけですが、減額して、そういうお金が出てきたのであれば、先ほど繰越明許費とかいろいろ準備があるからできないということもあるのですけれども、それであればこの金を翌年度というか、25年度にさらに上乘せして、積極的に使っていくとか、そういうような形で考えていただければと思うのです。

それで、先ほどの田口課長の説明ですとよくわからないのですよ、はっきり言って。それで、26人分の給料なわけ、これ。これが500万円減額になるわけ。ということは、理由はということなのだろうね、この26人の。よく途中で国家公務員みたいに7%カットだとか、そうなったのであればわかるのですけれども、この減額された理由と、退職手当等のそれに付随して減額となっておるわけですが、その辺のことがわからない。退職手当の負担金についてはわかりましたよ、これは通常積み立てる金額にプラスアルファで役職分とか、そういったものについてはその都度別建てで特別退職手当負担金というような形で、その年度、その年度の人というか、人数に合わせて負担していくということなので、これは非常に流動的だということはおわかったのですけれども、そういうことで結構です。

それと、長谷川課長の住基ネットのことなのですからけれども、結局それは改修しなくて、見合わせて間に合ったということね。

[「改修して、それが支出がなかった」と言う人あり]

○9番(青木秀夫君) 改修しなくて済んだわけ。したけれども、お金がかからなかったわけ。それと、参考までに、これは前からよく出ている話なのだけれども、この住基ネットというのを利用している人は何人ぐらいいるのか、費用対効果でいくと。えらい金額がかかっているわけですが、これを利用している人がどのくらいいるのかということもちょっと。概算でいいですよ。

それと、山口課長の話ですが、ということは季楽里がここ1年間ぐらいで、今年は特別ないろんな理由があって、休業とか、いろいろ何か理由があって、1,000万円ぐらいの金の補助金というのが出たのでしょうけれども、これ来年の見通しはどうなのですか。来年のことはわからないと言えばそれまでですが、その辺の見通しを。当たっても外れても結構ですから。ひとつお願いします。

○議長(野中嘉之君) 長谷川戸籍税務課長。

[戸籍税務課長(長谷川健一君)登壇]

○戸籍税務課長(長谷川健一君) 青木議員さんのお話で、住基ネットというか、八百何万円は、さっき質問を席で受けましたけれども、住基法の改正で外国人登録が本年度あったわけですが、それに対応する対応額なのですが、それを町全体の交渉といいますか、そういう中で、それを支出しなくて対応ができたという形です。実際は、ですからやったのですけれども、それに対応する経費を支出がなくて済んだという内容でございます。

それと、住基ネットといいますか、住基カードですね。住基カードについては、今現在で40名ぐらいで、

残りを22名ぐらいを予測しまして、62枚という予想であります。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） 季楽里につきましては、当然売り上げで、その売り上げのうちの手数料をいただいて、運営を賄っている。この考え方がまず基本的であります。

運営費の助成をなぜしなくてはならないかというのは、当然これは売り上げが伸びずに、経費がかさんでいます。要するに補えないということでマイナスが出ているという状況でございます。計算しますと、1日当たり20万円ぐらいの売り上げが平均ないと、プラス・マイナス・ゼロぐらいで持っていくという状況にはなかなか追いついていけないという試算でございまして、現在確かに時期的に2月、3月というのはやはり作物もできないというような状況で、人数的にも少なくはなっておりますが、今平均15万円、1日にすると15万円ぐらいの売り上げが続いているという状況にあります。これから4月、5月に向けて作物もできてくるといふこととあわせて、あとはこの前協議会でも説明させていただいたのですが、攻める方向というのをもひとつ検討して、ただしこれが果たして費用に見合う分だけ売り上げが出るかという部分も確かにありますので、それもあわせて検討させていただきながらということでございます。ちなみに、25年度につきましては、運営費の項目は設定しておりますが、現在存目という形で予算化を考えております。

以上です。

[何事か言う人あり]

○産業振興課長（山口秀雄君） 見通し。ですから、日20万円という採算が合うベースに……

[「来年も500万ぐらいは補充しなくちゃなんないよ、1,000万しなくちゃなんないよとか、そういうのはわかんないんだ、我々は」と言う人あり]

○産業振興課長（山口秀雄君） できる限りその運営費が少なくなるように努力したいということでありませう。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） 説明するのもなかなか難しいのですけれども、先ほど申し上げたとおり、全職員どこかの形で予算何人分という形で割り振っております。まず、給料の関係ですね、先ほどありました給与額で全体の話で落としましたけれども、例えば女性職員で休みに入る方とか、部分休業、1日のうちフルタイムで働かない職員だとか、いろんな職員の形態に合わせて、最終的に予算の整理をこの時期にしています。それと、手当の関係については、いろいろ残業手当だとか、1年間見込んでいろんなものを立てています。そういうものを総括して、今回整理しているということでご理解いただければと思います。やった実態によって、手当等も変わってくる部分があるということでご理解いただければと思います。

先ほどのもう一点の退職手当は別として、共済組合の関係ですけれども、これについては大もとの、いわゆる我々の共済組合に拠出して、最終的には年金という形で受け取るのですけれども、行政として、企業として負担する部分の掛金の追加があったと、そういうことです。年金法が改正になって、国民年金のいわゆる

る法で負担する部分が増えたということです。一人一人、職員の状況をもって説明することはできないのですけれども、そういうものを最終的に整理しているということで、この後にも決算の時期にはまた再度必要な部分があるかわかりませんが、今の時点で見込んだものを整理しているということでご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 田口課長の説明だと、これ26人分と書いてあるからややこしくなってしまう。全体の職員が対象だと言いながら、ここには26人分と書いてあるではない。これはどういうことなのですか。全体の職員がかかっているのだから一方で言っているでしょう、何らかの形で。ここには括弧して26人分と書いてあるからわからなくなってしまうので、これ26人を消してしまえば全体の職員の話なのですよ、小さい金額でやっているから百何人の人がかかってこれだけなのだというのがあればわかるのですけれども、この26人というのが邪魔しているのではないの。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） 補足させてもらいますと、25ページをごらんになってください。説明が両方を私のほうで一緒にということ先走ったのかわからないのですけれども、25ページには社会福祉総務費関係で7人予算をとっています。そういう形で、何らかの形で職員の人件費とすれば、全体でどこかの分野に割り振ってあるという意味でお話し申し上げました。この26名分について、ここについてはこの中で26名分の内容がこうですよという内容です。

[何事か言う人あり]

○総務課長（田口 茂君） 簡単に言えば、課別に予算を計上してあると、そういうことです。

[「これを見ると、ほかは全然違う。金額が載ってない」と言う人あり]

○総務課長（田口 茂君） その辺のところについては、今回の補正では載せるほどの金額になっていないので、載せていないということでご理解いただければと。加えてそういうことであれば、私の説明が足らなかったのですけれども、退職手当の関係、それと先ほどの共済の関係、これについては26名分ではなくて、全職員を対象にこの項目で予算を計上していると。わかりづらいですか。では、もう少し整理していきますと、退職手当の関係と共済組合の予算については、各課ごとではなくて、この中で一括してとっていると。議員おっしゃられているとおり、この括弧の中の26人分というのが、2つの項目と分けて書いてあればわかりいいのだと思うのですけれども、確かにこれだと共済の関係も退職手当の関係も、この26人のうちのこういう予算になっていると捉えかねませんので、今後はこの辺のところの表記については工夫したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

黒野一郎君。

○7番（黒野一郎君） 7番、黒野ですけれども、先ほど今村議員さんが西谷田郵便局の付近の土地の話をしたのですけれども、郵便局の南側の空き地ですか、整理されていますけれども、あの辺は町の土地があるのかなのか。

それから、44ページの渡良瀬グラウンド整備事業ですけれども、170万円減額という、この辺のところ、

2点ばかりご答弁お願いします。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） 西谷田郵便局南側の土地というのは、確認ですけれども、お墓があって、道路がありまして、そのすぐ北側の部分ですか。あの土地は農協が所有していた土地でして、現在の農協が地元の野中さんという方に売り払いをしたようです。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 黒野議員の2番目の質問ですが、渡良瀬グラウンドの減額の件ということになるかと思いますが、当初予算ではこちらが1,060万円を予定しておりました。この工事の入札を行ったわけですが、5社参加いたしまして、その中で最低金額ということで斉藤建設工業さんが、税抜きですが、800万円で落札となりました。その関係がありまして、その差額金に当たる金額ということで、今回170万円を工事確定ということで減額させてもらうという内容です。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 黒野一郎君。

○7番（黒野一郎君） 800万円ということは、1,060万円では、ちょっと数字が違いますけれども、込み込みの中で、今芝の植えつけですか、そういう芝も職員がやっているようだけれども、それはこの中に入っていないのですね。また別個の予算なのか。それで、入っていないければ、また説明いただきますけれども、今業者さんではなくて、見積もりをした段階で芝も職員が交代で茨城のほうから運んでいるようだけれども、それも運賃を入らないで、見積もりが間違っただか、見積もりの差額があったのだからわかりませんが、何回か交代でトラックで茨城のほうから運んでいるようです。かなりしんどくて、疲れも来ているようだけれども、それも運賃は入らない見積もりの中でやっているということを若干聞いたのですけれども、果たしてそこで人件費を削減したから、いい芝ができるとかではなくて、やはりそれはまたそこで人間がいなくなれば、業務のほうも支障も起きるといった可能性も出ると思いますけれども、その辺のところ、ご答弁をお願いします。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 芝生の関係ですが、まず予算的にはこちらの工事とは別に原材料費ということで予算化させていただいております。昨年度、予算を立てるときに芝生の種類であるとか、買う方法であるとかを検討して予算を上げたわけですが、再度今年度、実際に買うという段階になりまして、再度予算等を調べた結果、どうしても予算が足りないということがわかりまして、その対策をいたしまして、教育委員の中で話し合う中で、職員が芝生を直接業者から運送して、経費的にも何とかその予算の中でやっていこうということで、今回のような職員が実際に運搬するというような形をとらせていただくことになりました。芝生に関しては、なかなか面積的にも量的にもありまして、最初の予算を立てるときに金額等が狂ったということが大きな原因かと思っております。

○議長（野中嘉之君） 黒野一郎君。

○7番（黒野一郎君） そうしますと、芝を職員が茨城のほうから運んできて、そしてまた各種団体とか、そういった方々にご協力いただいて、それを植えつけをするのか。また、別な業者の方に植えつけをお願いするのか。そして、各種団体の方々は若干素人さんもいらっしゃるでしょうし、芝を植えるプロは別にいるでしょうけれども、枯れた場合、素人ですと枯れる可能性もあります。プロが植える場合は、万が一、プロが植えて枯れた場合は、そういう補償が業者からあるのか。その辺もしわかる範囲で結構ですから、お願いします。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 芝生のこれからの張りつけということですが、これは当初の予算の段階から団体の代表の方々と相談させていただきまして、自分たちでやりましょうということですが、計画も当初からなされております。ですので、今月末ですが、団体の方のご協力を得ながら芝生を張っていくということを考えております。また、芝生の植えつけの方法等は、芝生の業者の方に指導を仰ぎながらやっていくつもりです。また芝生を植える時期としましては、業者の方にも確認したわけですが、芝生が休眠しているこの3月、4月頃ぐらい、ここで植えるのが最高だということを知っておりますので、なるべく根がつくように、時期的にはこの時期を選んだということになりなろうかと思っております。また、もし芝が枯れた場合ということですが、これはあくまでも業者は芝生の販売ということになりますので、管理は私どもで一生懸命やっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

市川初江さん。

○8番（市川初江さん） 8番、市川です。21ページなのですが、ここに説明に婚活事業でございしますが、この事業はやはり少子化対策には大変大切なことだと私は思っております。そういう意味で、余り大きな金額ではございませんけれども、委託料として12万7,000円の減額とありますけれども、理由を聞かせていただければと思います。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） 減額の内容ですが、基本的には講師を呼ばずに、あるいは講師を呼ぶ回数を減らして減額したということではなくて、講師の料金に合わせて減額したという内容になっています。したがって、引き続きこの事業については町としても今までと同様に努力していきたいということで考えていますので、よろしく申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 市川初江さん。

○8番（市川初江さん） 講師料ということで、減額ということであるということでは、そういうことでは仕方がないかなと思いますけれども、やはり少子化がもう大変進んでおりますので、やはり歯どめをかけるにはこの事業は大変大切な町にとっても事業であると思います。そういう意味で、今までで5組ですか、カップルができたということを伺っておりますけれども、やはり板倉町を活気づけるにも、若いカップルがた

くさん住んでいただくということが大事でございます。そういう意味で、もう少し予算を取っていただいて、若者が住む板倉町をつくっていくということが大事かなと思いますので、要望しておきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第20号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第21号 平成24年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第26、議案第21号 平成24年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第21号 平成24年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてということであります。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ104万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,538万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料から25万9,000円を、繰入金から547万4,000円をそれぞれ減額し、繰越金に468万5,000円を追加するものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療連合納付金から547万4,000円を減額し、諸支出金に442万6,000円を追加するものでございます。

なお、細部については、担当課長から説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

〔健康介護課長（小嶋 栄君）登壇〕

○健康介護課長（小嶋 栄君） それでは、議案第21号 平成24年度後期高齢者医療特別会計補正予算の（第3号）につきまして説明を申し上げます。

今般の補正につきましては、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ104万8,000円を減額しまして、総額を歳入歳出それぞれ1億3,538万1,000円とするものでございます。

2ページ、3ページ、1表、4ページと5ページにつきましては省略をさせていただきます、6ページ、7ページを見開きでお願いしたいと思います。歳入でございますけれども、1款1項1目後期高齢者医療保険料25万9,000円の減額でございます、保険料額確定に伴います減額補正でございます。

次の3款1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金320万6,000円の減額及び2目保険基盤安定繰入金226万8,000円の減額ですが、広域連合の納付します金額の確定によるものでございます。

次に、5款1項1目繰越金468万5,000円の追加でございますが、前年度、平成23年度の繰越金の計上でございます。

次、7ページですが、歳出でございます。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金547万4,000円の減額でございます、広域連合に納付します事務費負担金、保険基盤安定負担金の確定によります補正でございます。

次に、3款諸支出金、2項繰出金、1目他会計繰出金442万6,000円の追加でございますが、前年度一般会計繰入金の精算によります一般会計への返還金の追加でございます。

以上で説明を終了しますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第21号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

## ○議案第22号 平成24年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第27、議案第22号 平成24年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第22号であります。平成24年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）ということについてであります。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ77万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億2,702万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、国民健康保険税に1,416万2,000円を、療養給付費等交付金に6,990万5,000円を、前期高齢者交付金に196万5,000円を、共同事業交付金に949万円を、財産収入に1,000円を、繰入金に3,053万2,000円を、繰越金に2,048万円をそれぞれ追加し、国庫支出金から1億3,393万6,000円を、県支出金から1,337万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出につきましては、総務費に29万8,000円を、保険給付費に197万7,000円を、後期高齢者支援金等について11万6,000円を、基金積立金に2,000円をそれぞれ追加し、共同事業拠出金から316万6,000円を減額するものでございます。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） それでは、議案第22号 平成24年度国民健康保険特別会計補正予算の（第2号）につきまして説明を申し上げます。

今般の補正につきましては、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ77万3,000円を減額しまして、総額を歳入歳出それぞれ20億2,702万7,000円とするものでございます。

やはり2ページ、3ページ、第1表及び4ページ、5ページにつきましては町長の説明のとおりでありますので、省略をさせていただきます。6ページをお開きいただきたいと思います。歳入ですが、1款1項保険税ですが、一般と退職合わせまして1,416万2,000円の追加でございます。現状の課税及び収納額から増額と見込まれるため追加するものでございます。

次に、3款1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金9,502万1,000円の減額ですが、療養給付費等負担金変更申請によりまして減額となる見込みでございます。

次の高額療養費共同事業負担金57万1,000円の追加につきましては、高額医療共同事業拠出金の決定によりまして追加補正でございます。

次、7ページをお願いしたいと思いますが、3款2項国庫補助金、1目財政調整交付金ですけれども、4,001万5,000円の減額でございます。変更申請によりまして減額となる見込みでございます。

次の3目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金29万8,000円の追加でございますけれども、この事業は全額国庫補助事業でありまして、70歳以上の高齢受給者証発行に係ります補助金でございます。

次に、4款1項1目療養給付費等交付金6,990万5,000円の追加でございますが、退職被保険者等の療養給付費等の増によるものでございます。

次の8ページをお願いしたいと思います。前期高齢者交付金でございますが、196万5,000円の追加でございます。交付金の確定によるものでございます。

次の6款1項県負担金、1目高額医療共同事業負担金57万1,000円の追加につきましても決定によるものでございます。

次に、6款2項県補助金、1目財政健全化補助金81万9,000円の追加及び次の県財政調整交付金1,499万3,000円の減額ですが、それぞれ変更申請によりまして増減するものでございます。

9ページをお願いいたします。7款1項共同事業交付金、高額医療共同事業交付金2,078万4,000円の追加、次の保険財政共同安定化事業交付金1,129万4,000円の減額でございますが、それぞれの交付額決定に伴いま

す補正でございます。

次の8款財産収入につきましては、基金の利子の追加でございます。

次に、9款1項1目一般会計繰入金3,053万2,000円の追加でございますけれども、内容としましては保険基盤安定繰入金保険税軽減分が66万1,000円の減額、保険者支援分が39万8,000円の追加、財政安定化支援事業分26万8,000円の追加でございますが、それぞれ繰入額の決定によるものでございます。

次の10ページをお願いしたいと思いますが、その他一般会計繰入金、福祉医療費ペナルティー分ですが、76万9,000円、交付額、繰入額の決定によるものでございます。

また、次の法定外の赤字補填分繰入金ですが、2,976万円の追加につきましては、国庫負担金収入等の減額が見込まれる中、歳入不足を補うため、やむなく追加をお願いいたしております。

次の10款1項繰越金、1目その他繰越金2,048万円の追加につきましては、前年度繰越金の計上でございます。

次の11ページをお願いいたします。歳出ですが、1款1項総務管理費、1目一般管理費29万8,000円の追加でございますが、高齢者医療制度円滑事業に係ります高齢受給者証作成費の追加でございます。

次の2款1項1目一般被保険者療養給付費1,000万円の減額でございますが、年度末までの給付費の推計による減額でございます。

12ページをお願いいたします。2款1項療養諸費、トータルで1,084万9,000円の追加でございます。次の13ページ2款でございますが、高額療養費、トータルで467万円の減額、及び次の14ページ、2款4項出産育児一時金420万2,000円の減額につきましても、年度末までの給付費の推計によるものでございます。

次の3款1項1目後期高齢者支援金11万6,000円の追加でございますが、支援金の確定によるものでございます。

15ページの8款1項共同事業拠出金、1目高額医療拠出金ですが、228万2,000円の追加、2目の保険財政共同安定化事業拠出金544万8,000円の減額につきましても、拠出金額の確定によるものでございます。

10款1項基金積立金2,000円につきましては、預金利子に係る支出の補正でございます。

以上で説明を終了いたしますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 先ほど何回も同じ言葉が出ているのですけれども、変更申請によって減額されたとか、変更申請によって県の何が減額されたとか、これはどういうことなのでしょう、変更申請とは。何となく言葉はわかるのですが、中身が全然わからないので、もっと具体的に何を変更申請したのか、そしてどうなったのかということ。国の1億何千万円か、これ年度途中で突然変わってしまうのですか。24年度が始まって、もう終わりだね。それでこのトータルで幾らでしたか、1億3,300万円、変更申請によって減額と。その見合いで療養給付費等交付金が6,900万円、その見合いで来ているみたいなのですか、この6,900万円というのはどこから来ているのか、収入源ね。国庫支出金が1億3,300万円減って、6,900万円、約7,000万円がこの療養給付費等交付金と。これは支払基金か何かから来るのですか、これは。その辺のことが1点と、もう一つは収入のところ一般会計からの繰入金が3,000万円追加ですね、補正で追加。ある

一方において、前年度繰越金が2,000万円発生して、補正で2,000万円追加になっているわけ。それで、繰越金の収入が1億1,200万円になっているわけですよ。こちらが言っている意味わかりますね。足りないからといって3,000万円一般会計から受け入れて、片方において2,000万円、繰越金が余っているからと補正を増やすという、何か矛盾しているのではないかなと思うのですけれども。やっぱり一般会計から繰り入れるときは、なくなってからでも間に合うわけですから、いつだって出すわけですから、何も余分に安全策のために一般会計からの繰り入れをする必要があるのかどうか。その辺のところも含めて、この2点ほど説明いただきたいのですけれども。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） それでは、青木議員さんの質問に対してお答えさせていただきます。もし何か不足があったら、また言ってください。よろしくお願いします。

まず、先ほど来の説明の中で変更申請によりますというような理由ですけれども、具体的に例を挙げますと、先ほど青木議員さんがおっしゃいました6ページの3款1項1目療養給付費等負担金、これは国から来るわけですけれども、これを一つの例に挙げますと、私ども当初申請といいまして、年度初めに国に概算ですが、申請するわけです。その後、その年間の実績に基づきまして、年明けぐらいにその実績に基づいて変更申請をするというようなこととなります。その結果、国のほうの負担金が減るもしくは増えるというようなことなるかと思うのですが、そのようなことで補正をさせていただくということになります。この3款1項1目の療養給付費等負担金を例にしますと、退職被保険者の方が大変多くなってございます。療養費等の金額も増えております。その結果、国からの負担金が減ったということだと考えております。また、次の4款1項1目療養給付費等交付金でございますが、これは青木議員さんおっしゃるとおり、社会保険診療報酬支払基金から退職被保険者分として本町の保険者に交付になるということでございます。

それと、歳入の10ページになるかと思いますが、一般会計から赤字補填をしていただいて、その上で繰越金があるというようなことでございますけれども、予算といいますか、私ども医療費というのは毎回申し上げるのですけれども、不確定な部分がございます、実際最後の月までいってみないと保険給付費が確定しません。若干歳出につきましては、それらも踏まえて予算づけさせていただいております。今回の赤字補填につきましては、私どもから要求といいますか、お願いしづらかったのですが、どうしても歳入と歳出のバランスがとれないということで、お願いし、予算計上させていただいたということでございます。

また、この繰越金でございますが、23年度1億1,232万1,161円の繰り越しがございました。既に12月補正までで今回補正させていただいた差額は、12月補正までで繰越金を計上させていただいております。今回の繰越金は、その前年の金額の残りというようなこととなります。留保させていただいた分を最後に財源として使わせていただいたということになりますので、若干歳出につきましては給付費、不確定な部分がありますから、若干の裁量というのは余分なところはあると私ども考えております。また、予算にございませんと、なくなってからでは歳入もできませんので、予算書に計上させていただくということが一番の得策であると思います。もし3月末で歳入欠陥を起こしますと、翌年度から繰り上げてくる繰り上げ充用といいますか、そのようなことも措置せざるを得なくなってしまいますので、それを防ぐためにも今回赤字補填という形をお願いさせていただいております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 安全策をとるのにこしたことはないでしょうけれども、何かちょっと普通の感覚でいくと納得いかないよね。何かお金をいっぱい持っていて、いっぱいあると気分が安心していられるので、もうちょっとちょうだいとかと言っているような感じで、国保会計だって1億円借りられると書いてあるではないですか、一時借り入れで。それとか、その前に他会計からだって内部だってできるのでしょうから。もしそんな緊急性が発生した場合には、幾らでも対応はできるのだと思うのですけれども、安全に、安全にと、それは大切なことなのでしょうけれども。先ほどの変更申請というのは、年度当初に概算で予算を立てて、1月、年度明けたころにある程度のめどが立ったからというので、そこで仮精算みたいなことをするわけね。これで24年度が終わったら、9月ごろまでに本格的な精算があるわけでしょう。その前段階の精算ということになるわけか。そういうことね。

それで、さっきの一般会計の繰入金なのですから、町長もよく知っているでしょうけれども、館林の厚生病院なんかだつて変な決算をやっているのだよね。赤字が30億円ある、30億円あるというから、みんなそれに惑わされているのだけれども、実態は結構お金持っているのだね。運転資金が豊富にあつて、国債なんか買っているのですね、運用するのに。資本金が70億円もあるのですよ、売り上げが60億円の会社が、資本金70億円もあるのですから。それで、30億円の赤字だ、赤字だと言っていると、何か一見すると大変げなのだけれども、よく見ると全然大変ではないので、何かそれでちょうだい、ちょうだいと各自治体に奉加帳みたいのを回して、もっとくれ、もっとくれと言っているような感じもするので、これなんかも、国保会計なんかも、できれば、いざとなれば一般会計から繰り入れできるわけだから、余り安全策で前もって、小嶋課長、お金ないほうが使わないのだよ。財布の中になければ。あるとばんばん払ってしまうから、やっぱりなければ払わないように節約しようとか、ない袖は振れないという言葉も極端に言えばあるわけだから、そういうふうにしたほうがいいのかと思うので、もう一度。さっきの変更申請と支払基金からの退職医療費の交付というのと、それはセットなのですか。もう一回、その辺の関係を。それは別々の話で、片方が1億3,000万円カットしたから、支払基金から7,000万円来たのは、これ別の話なの。たまたまそういうことなのか、それともそれはセットなのか。セットでなかったら大変だよ、7,000万円入ってこなかったら。さらに不足するわけですから。その辺もちょっと説明いただきたいのですけれども。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） 青木議員さんから幾つかご質問があったかと思うのですけれども、一般会計と同じように国保特別会計も借り入れができるというようなことでございますが、借り入れは基本的には年度内に返済しなくてはならないというようなことでございまして、年度をまたいでの借り入れはできないと私ども認識しておりますので、借り入れしても3月31日までには返済しなくてはならないというような制約があると私どもは認識しております。

それと、やはり予算上のっていないものは支出もできませんし、歳入もできません。実際に私どもが一般会計予算から赤字分としていただくのですが、それはぎりぎりまで予算化させていただいておりますけれども、その給付の状況によりましてぎりぎりのところまで赤字補填の歳入は調定はしないというような考え方

でありますので、23年度につきましては7,000万円強の一般会計からの赤字補てん額があったわけですが、最終的にはゼロというようなこととなります。また、今年度につきましても赤字補填ということでお願いしてあるのですけれども、最終的には精算をし、極力一般会計からの繰り入れは行わないというような方向性で考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、先ほどの3款国庫支出金の療養給付費等負担金と療養給付費等交付金というのはセットかということですが、これは全然別物でございますので、片や厚生労働省、国ですね。片や社会保険診療報酬支払基金というところへ申請するわけでございます。ただし、先ほど申し上げましたとおり、一般被保険者が減り、退職被保険者が増えるとなりますと、その辺の兼ね合いは当然出てくるのかなと思いますが、セットではございませんけれども、別々な制度であるということでございます。ただ、今回の歳入補正につきましては、確実に歳入になる金額を補正させていただいているつもりです。ある程度推計ではなく、確実に歳入できる、見込まれる金額を補正させていただいているつもりですので、その辺もご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

[何事か言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第22号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

### ○議案第23号 平成24年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第28、議案第23号 平成24年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第23号であります。平成24年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,904万7,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金に8,000円、県支出金に4,000円、財産収入に2万4,000円、繰入金に42万8,000円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費に41万9,000円、基金積立金2万4,000円、地域支援事業費に2万1,000円をそれぞれ追加するものでございます。

細部については、同じく担当課長よりご説明を申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） それでは、引き続きまして、議案第23号 平成24年度の介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして説明を申し上げます。

今般の補正につきましては、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ46万4,000円を追加しまして、総額を歳入歳出それぞれ11億3,904万7,000円とするものでございます。

2ページ、3ページ、第1表及び4ページ、5ページにつきましては、町長の説明のとおりでありますので、省略させていただきまして、6ページをお開きいただきたいと思います。歳入ですが、3款国庫支出金、2項国庫補助金、3目地域支援事業交付金8,000円の追加でございますが、これは歳出の地域支援事業費2万1,000円を追加するのですが、その39.5%の分を計上させていただいております。

次の県支出金、2項県補助金、2目地域支援事業交付金につきましても2万1,000円の19.75%分を計上させていただきます。

6款財産収入につきましては、預金利子、介護保険の基金の預金利子の追加でございます。

次に、7款1項一般会計繰入金4,000円につきましても19.75%の分でございます。

次に、7ページでございますけれども、4目その他一般会計繰入金41万9,000円の追加でございますが、介護保険の総合データベース運用に伴いますシステム改修費として、一般会計より事務費として受け入れるものでございます。

次の7款2項基金繰入金、1目介護保険基金繰入金5,000円の追加でございますが、やはり歳出の地域支援事業費2万1,000円の21%を計上させていただいております。

次に、8ページをお願いいたします。歳出ですが、1款1項総務管理費、1目一般管理費41万9,000円の追加でございますけれども、介護保険総合データベース運用に伴いますシステム改修費の追加補正でございます。厚労省の指示によりまして全国の介護保険者が一斉に実施をするものでございます。

次の4款1項1目基金積立金2万4,000円でございますが、基金から生じる利子を追加するものでございます。

5款地域支援事業費、2項2目包括的支援事業費2万1,000円の追加でございますけれども、権利擁護事業の地域福祉権利擁護利用者の増員によりまして追加をするものでございます。

以上、介護保険特別会計の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第23号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第24号 平成24年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第29、議案第24号 平成24年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第24号ということで、平成24年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ421万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,948万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金から466万1,000円を減額し、雑入に45万円を増額するものであります。

歳出につきましては、下水道費のうち下水道総務費から421万1,000円を減額するものであります。

細部につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

〔環境水道課長（鈴木 渡君）登壇〕

○環境水道課長（鈴木 渡君） それでは、議案第24号 平成24年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、具体的には6ページをお願いいたします。歳入でございます。一般会計繰入金でございますけれども、466万1,000円を減額しまして、雑入の45万円を追加補正するものでございます。この雑入につきましては、東京電力への下水汚泥の排出に伴う検査費用を損害賠償金として入金されたものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。下水道総務費の委託料421万1,000円の減額でございます。これは、群馬県の汚水処理計画が平成25年度に改定されるため、板倉町も群馬県に合わせまして、板倉町の実情に即した下水道全体計画を25年度に変更することに伴う減額補正をするものでございます。

以上、簡単ではございますが、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第24号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

### ○議案第25号 平成24年度板倉町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第30、議案第25号 平成24年度板倉町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第25号 平成24年度板倉町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

本補正予算につきましては、まず予算第3条に定めた収益的収入及び支出の水道事業費用既決予定額3億3,306万8,000円に76万9,000円を追加し、3億3,383万7,000円とするものでございます。内訳については、第1項営業費用に3,000円、第2項営業外費用に76万6,000円を追加して補正するものであります。

次に、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の資本的支出既決予定額1億6,641万2,000円から1,607万4,000円を減額し、1億5,033万8,000円とするものでございます。内容につきましては、第1項建設改良費から1,607万4,000円を減額して補正するものでございます。

最後に、予算第9条に定めた職員給与費既決予定額1,569万7,000円を1,570万円に改めるものでございます。

細部につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

〔環境水道課長（鈴木 渡君）登壇〕

○環境水道課長（鈴木 渡君） それでは、議案第25号 平成24年度板倉町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正内容ですが、具体的には13ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の1款水道事業費用に76万9,000円の増額をするものです。内容につきましては、4目総掛かりとして職員の法定福利費として3,000円追加、3目の消費税76万6,000円を追加補正するものでございます。

14ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。1款資本的支出の1目配水管布設費1,607万4,000円の減額でございます。これは、当初県の事業に伴う配水管布設工事の委託料として407万4,000円と、その工事の請負費1,200万円の不用額を減額補正とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第25号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第26号 平成25年度板倉町一般会計予算について

議案第27号 平成25年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第28号 平成25年度板倉町国民健康保険特別会計予算について

議案第29号 平成25年度板倉町介護保険特別会計予算について

議案第30号 平成25年度板倉町下水道事業特別会計予算について

議案第31号 平成25年度板倉町水道事業会計予算について

○議長（野中嘉之君） 日程第31、議案第26号から日程第36、議案第31号までの6件は、平成25年度各会計の予算であり、関連がありますので、一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） それでは、ただいま議長のおっしゃるとおり、議案第26号から31号まで、少々時間が長くなりますが、一括して説明をさせていただきます。

初めに、議案第26号 平成25年度板倉町一般会計予算についてご説明を申し上げます。本案は、平成25年度板倉町一般会計予算の当初予算であります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億2,400万円と定めしました。これは前年度対比2,400万円、0.5%の減となっております。

まず、歳入について申し上げます。町税であります。17億1,700万4,000円、地方譲与税8,600万円、利子割交付金300万円、配当割交付金200万円、株式等譲渡所得割交付金30万円、地方消費税交付金1億2,600万円、ゴルフ場利用税交付金1,300万円、自動車取得税交付金230万円、地方特例交付金600万円、地方交付税13億8,000万円、交通安全対策特別交付金200万円、分担金及び負担金6,079万2,000円、使用料及び手数料5,844万3,000円、国庫支出金3億8,607万1,000円、県支出金3億4,594万8,000円、財産収入493万8,000円、寄附金4,000円、繰入金4億3,215万3,000円、繰越金1億円、諸収入5,104万7,000円、町債3億2,630万円でございます。

次に、歳出について申し上げます。議会費9,236万3,000円、総務費6億9,900万4,000円、民生費15億5,026万円、衛生費5億3,403万8,000円、労働費1,794万円、農林水産業費2億3,003万9,000円、商工費7,987万7,000円、土木費5億6,427万円、消防費2億8,753万1,000円、教育費5億8,393万7,000円、災害復旧費1,000円、公債費4億7,473万2,000円、諸支出金8,000円、予備費1,000万円でございます。なお、自主財源比率は47.3%、依存財源比率が52.7%の構成比率となっております。

次に、議案第27号 平成25年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算についてを申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,483万9,000円と定めるものでございます。前年比8.3%の減額となっております。なお、減額の主な理由につきましては、広域連合への納付金の減額によるものでございます。歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料8,001万7,000円、繰入金4,461万5,000円でございます。

次に、歳出の主なものにつきましては、総務費306万5,000円、後期高齢者医療連合納付金1億1,847万6,000円、予備費300万円でございます。

以上、平成25年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

次に、議案第28号 平成25年度板倉町国民健康保険特別会計予算についてをご説明申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億7,112万1,000円と定めるものでございまして、前年度対比1.7%の減額となっております。なお、減額の主な理由につきましては、保険給付費共同事業拠出金等の減額によるものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税5億2,129万5,000円、国庫支出金5億999万3,000円、前期高齢者交付金3億2,000万円、県支出金1億1,798万6,000円、共同事業交付金2億1,279万5,000円、繰入金1億3,557万8,000円でございます。

次に、歳出の主なものにつきましては、保険給付費12億4,428万5,000円、後期高齢者支援金等2億8,502万4,000円、介護納付金1億3,397万9,000円、共同事業拠出金2億3,228万7,000円でございます。この関係については以上でございます。

次に、議案第29号 平成25年度板倉町介護保険特別会計予算についてご説明をいたします。本案につきましては、平成25年度の予算編成に当たりましては、団塊の世代が高齢期に達したことから、要介護や要支援者、さらには将来介護を必要とする状況になる可能性の高い高齢者の増加が見込まれております。このような現状を踏まえまして、給付費の適正かつ効率的な運用を念頭に予算編成をしたところでございます。平成25年度の予算につきましては、歳入歳出予算の総額を11億2,128万7,000円と定めるものでございます。

まず、歳入の主なものにつきましては、保険料2億660万4,000円、国庫支出金2億4,673万1,000円、支払基金交付金3億901万9,000円、県支出金1億5,903万5,000円、繰入金1億9,988万4,000円でございます。

次に、歳出の主なものにつきましては、総務費4,396万7,000円、保険給付費10億4,896万4,000円、地域支援事業2,704万5,000円でございます。歳出の93.6%が保険給付費が占めておる状況でございます。

次に、議案第30号 平成25年度下水道事業特別会計予算についてを説明申し上げます。平成25年度におきましても、引き続き公共用水域の水質保全のため、水質浄化センターの適正な運転管理と維持管理の費用を中心に予算を計上しております。

平成25年度の予算につきましては、総額1億8,365万5,000円と定め、歳入につきましては使用料及び手数料

料で4,400万3,000円、他会計繰入金1億3,264万7,000円、繰越金700万円を見込み、計上いたしました。施設整備工事の予定がございませんので、国庫補助金、県補助金及び町債につきましては、それぞれ1,000円ずつを計上いたしております。預金利子、雑入につきましても、それぞれ1,000円を計上いたしました。

次に、歳出につきましては、下水道総務費3,216万2,000円、下水道建設費3,000円、管渠維持費45万2,000円、水質浄化センター費4,679万6,000円、公債費1億124万2,000円、予備費300万円を計上しております。

以上についてが、板倉町の下水道事業特別会計予算の概要でございます。

最後になりますが、議案第31号についてをご説明申し上げます。平成25年度板倉町水道事業会計予算についてでございますが、町民皆様へ安心安全な水を安定供給するため、水道事業広域化の研究や老朽化した各浄水場の維持管理及び改良に重点を置き、残存する石綿セメント管についても継続をして布設がえ工事及び漏水対策を実施する予算編成でございます。

予算の概要といたしましては、まず第3条でございますが、収益的収入につきましては営業収益を3億3,721万1,000円、その他の営業外収益を155万円とし、事業収益の総額を3億3,876万1,000円といたしました。収益的支出につきましては、営業費用を3億578万6,000円、その他の営業外費用を2,541万円とし、事業費用の総額を3億3,119万6,000円といたしました。

次に、第4条でございますが、資本的収入につきましては、企業債収入を5,000万円、負担金等の収入を480万1,000円とし、収入総額を5,480万1,000円といたしました。資本的支出につきましては、建設改良費を1億6,201万9,000円、企業債償還金を4,549万1,000円とし、支出総額を2億751万円といたしました。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する約1億5,270万9,000円は、内部留保資金及び減債積立金で補填をするものでございます。

以上、議案第26号から議案第31号までを一括してご説明申し上げましたが、細部についてはそれぞれ担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

---

### ○会議時間の延長

○議長（野中嘉之君） ここで、皆さんに申し上げます。

本日の会議は午後5時を回りますので、板倉町議会会議規則第8条第2項の規定により、このまま延長して会議を進めることとします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は5時10分といたします。

休 憩 （午後 4時58分）

---

再 開 （午後 5時10分）

○議長（野中嘉之君） それでは、再開いたします。

中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） それでは、議案第26号 平成25年度板倉町一般会計予算につきまして説明をさせていただきます。

予算書の1ページをごらんになっていただきたいと思います。まず、歳入歳出予算でございますが、1条に定めますとおり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ51億2,400万円と定めるものでございます。なお、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算、2ページから5ページによるところでございます。

次に、第2条、債務負担行為でございますが、こちらにつきましては6ページでございます第2表、債務負担行為によるところでございます。

次に、第3条、地方債でございますが、こちらは7ページでございます第3表、地方債によるところでございます。

次に、第4条、一時借入金でございますが、一時借入金の最高額は5億円と定めるものでございます。

次の5条につきましては省略をさせていただきたいと思います。

では、2ページ、第1表をごらんになっていただきたいと思います。こちらが歳入歳出予算の歳入の部に係るものでございますが、主なものにつきましてご説明させていただきます。

まず、1款の町税でございます。予算額が17億1,700万4,000円でございます。前年に比較しますと0.3%の減ということでございます。地方財政計画によりますと、税収は平均で1.1%の増というような財政計画になっておるところでございますが、25年度の税収を見込んだところ、個人町民税につきましては、わずかでございますが、増加を見込まれるというところでございますが、反面法人税につきましては13.8%の減というような見込みでございます。それとあわせまして、固定資産税の関係がやはり土地家屋につきましては前年同様同額程度でございますが、国有資産等所在市町村交付金がやはり3.2%程度減収が見込まれるという状況でございます。それから、たばこ税につきましては790万円程度、割合にしまして10.7%程度の増加が見込まれるという状況でございますが、全体といたしますと前年に対しては0.3%の減となるという状況でございます。

次に、2款から9款までにつきましては省略させていただきます。10款の地方交付税でございますが、こちらにつきましては13億8,000万円を見込ませていただいております。これにつきましては、地方財政計画によるところ、前年比較2.2%の減という状況でございます。それを受けまして前年対比3,000万円の減、割合で2.1%の減ということで見込ませていただいております。ちなみに、普通交付税で13億円、それから特別交付税で8,000万円を見込んでいるところでございます。

次に、11款から13款は省略させていただきます。14款の国庫支出金でございますが、予算は3億8,607万1,000円でございます。前年と比較しますと、金額で2,576万円の減、割合で6.3%の減という状況でございます。この主なものとして、やはり土木費の補助金関係の減少が大きいものでございます。これは、八間樋関係の補助金の減少ということでございます。ちなみに、国庫の補助金関係を申し上げますと、1億399万9,000円を見込んでいるところでございますが、これにつきましては前年に比較しまして3,270万円余の減少で、割合にしますと、23.9%の減という状況でございます。

次に、3ページへまいりまして、15款の県支出金でございますが、3億4,594万8,000円を見込んでございます。こちらにつきましては、前年に比較しまして3,309万9,000円の増加を見ておりまして、割合では10.6%の伸びという見込みを立てさせていただいております。この要因としますと、民生費、衛生費の負担金の増加、それから労働費、これは緊急雇用対策の事業が25年度も継続するということから、労働費の緊急雇用

関係の補助金の増加、それから農林水産業費の補助金の増加がございます。それと、委託金につきましては、7月に参議院議員選挙が予定されておりますが、この委託金がやはり増加要因としてございます。

次に、16款、17款は省略させていただきます、18款の繰入金でございますが、予定としますと4億3,215万3,000円を見込ませていただいております。前年に比べますと3,153万円余の増加ということで、割合としますと7.9%の伸びということでございます。この伸びの要因としますと、税収の減、それから地方交付税の減少、そういったものの見合いを繰入金で確保するというので、前年に比べると増加しているという状況でございます。

次に、19款、20款は省略させていただきます、21款の町債でございますが、こちらにつきましては3億2,630万円を見込んでございます。前年に比較しますと5,810万円の減、割合にしますと15.1%の減少ということでございます。この関係につきましては、7ページのまた第3表で説明させていただきます。

以上でございますが、歳入合計は51億2,400万円でございます、町長が提案理由で申し上げましたとおり、24年度当初と比較しますと2,400万円の減、割合にしますと0.5%の減少ということでございます。

それから、各款の構成の割合でございますが、ただいま説明しました町税、それから地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰入金、町債、これを合わせますと総額に対しまして89.5%の割合になるところでございます。それから、財源の内訳を申し上げますと、特定財源が10億2,360万3,000円で、全体から割合を申し上げますと20%。それから、一般財源が41億39万7,000円でございます、80%の割合ということでございます。また、自主財源、依存財源の割合につきましては、先ほど町長が提案理由で申し上げたとおりでございます。

次に、4ページ、5ページをお願いします。こちらが歳出になりますけれども、まず議会費の関係につきましては9,236万3,000円を計上させていただきます、前年に対しますと179万円余の増と、2%の伸びということでございます。

次に、2款の総務費でございますが、6億9,900万4,000円を計上させていただきます、こちらにつきましては、前年比3,524万円余の増加ということで、プラス5.3%の伸びでございます。各項については省略させていただきますが、総務費の増加の要因としますと、交通対策費関係では町営の駐車場の整備事業で2,230万円の予算を計上しております。それとふるさとづくり費では、産業商業施設の誘致の奨励金関係で1,060万円、それから徴税費で電算関係、それから不動産鑑定評価の委託料等で増加がございます。それと、参議院議員選挙の関係で1,057万円余の予算計上をしているところでございます。

次に、3款の民生費でございますが、15億5,026万円を計上させていただいたところでございまして、前年に比較しますと5,500万円余の減額と、3.4%の減ということになってございます。主な要因としますと、国保会計への繰出金が1億3,557万円余でございまして、前年に比較しますと5,970万余の減額ということでございます。それと、児童手当、旧子ども手当の関係がございますが、こちらが前年度に比べますと1,120万円ほど減額になっているところでございます。そんなところが民生費の減少の主な内容でございます。

次に、4款の衛生費でございますが、5億3,403万8,000円を計上させていただきます、前年に比較しますと2,340万円余の増加で、4.6%の伸びでございます。こちらにつきましては、子宮頸がん等ワクチン接種関係につきましては、前年に比較しますと1,380万円余の減額が一つございます。それから、資源化センターの改修関係では、前年に比較しまして2,220万円ばかりの増加、それから衛生施設組合の負担金

でございますが、ごみ処理関係等のいわゆる負担金の増加もございまして、前年に比較しますと1,260万円余の増加ということから、衛生費も増加するという状況でございます。

次に、5款の労働費につきましては省略させていただきます、6款の農林水産業費でございますが、2億3,003万9,000円を計上させていただいております。これにつきましては、前年に比較しまして4,143万円余の増加ということで、伸び率は22%ということで、大きな伸びになっております。主な要因としますと、農業振興費の関係では経営体育成支援事業等で2,186万8,000円の計上、それから農地費では五箇谷圃場整備関係で996万円余の予算計上等させていただいております、これらがやはり予算の伸びの要因になっております。

次に、7款の商工費でございますが、7,987万7,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては、前年比1,019万円ばかり増加でございまして、伸び率は14.6%と。これにつきましては、観光費で水郷公園の新路の舗装工事費等の計上が主な要因でございます。

次に、8款の土木費でございますが、5億6,427万円を計上しております。こちらにつきましては、前年に比較しますと9,682万円余の減額でございまして、伸び率はマイナスの14.6%という状況、内容でございます。そのうち一番大きなものとしますと、やはり八間樋のアクセス道路事業費関係では前年に比較しますと事業費だけで9,000万円の減、それから公園費では工事費の減少が2,200万円余、それから下水道会計の繰出金で1,421万円の減額、それから逆に橋梁長寿命化事業では2,600万円を新たに計上させていただいたところでございまして、これを差し引きしますと9,680万円余の減額になるという状況でございます。

次に、9款の消防費でございますが、2億8,753万1,000円でございまして、前年に比較しますと590万円余の増加、伸び率で2.1%ということでございます。

次に、10款の教育費でございますが、5億8,393万7,000円の計上をさせていただいております。前年に比較しますと1,337万9,000円の増、伸び率で2.1%という状況でございます。この中では、今年度で終了した工事関係もございまして、新たに来年度につきましては小中学校の情報機器の整備、これはパソコン関係の導入でございますが、こちらの予算が3,400万円余の計上、それから南小学校の浄化槽の改修で2,120万円、それと板中プールの解体では1,081万円を計上させていただいております、増加の要因とすると、ただいま申し上げました3点が主な要因となるものでございます。

次に、11款は省略させていただきます、12款の公債費でございますが、4億7,473万2,000円を計上させていただいております。これにつきましては、前年比1,545万円の減、伸び率ではマイナスの3.2%という状況でございまして、若干ですが、公債費が減少しているという状況でございます。

次に、13款、14款につきましては省略させていただきますが、以上で歳出合計は歳入合計同額51億2,400万円ということでございます。

なお、性質別の内訳を申し上げますと、義務的経費につきましては23億2,668万1,000円でございまして、24年度に比較しますと401万6,000円の減額でございます。伸び率はマイナスの0.2%、予算全体に見る構成比は45.4%ということでございます。次に、投資的経費でございますが、総額4億5,359万9,000円でございまして、前年に比較しますと5,364万5,000円の減額、伸び率がマイナスの10.6%でございまして、予算全体に見ます構成比は8.9%となります。次に、最後ですが、その他の経費でございますが、23億4,372万円でございます。こちらは、前年に比較しますと3,366万1,000円の増加、伸び率1.5%でございまして、全体に見

る構成比では45.7%となるものでございます。

次に、6ページをお願いします。こちらは、第2表の債務負担行為でございますが、第2条で規定します債務負担行為につきましては、ここにごございます3件でございます。農業近代化資金利子補給、それから総合農政推進資金の利子補給、中小企業設備近代化資金利子補給の3件ということでございますが、3件とも制度融資借入金の利子補給にかかわる債務負担行為でございます。期間、限度額については、ここに記載のとおりでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、7ページの第3表、地方債の関係をごらんになっていただきたいと思っております。第3条に規定します地方債の起債は、ここにごございます3つの目的で、総額3億2,630万円を予定するものでございます。まず、1つ目、公共事業等債で国営附帯県営農地防災事業でございますが、これは580万円を限度と定めるものでございます。こちらにつきましては、充当率が90%ということございまして、25年度に予定される板倉町の負担金が648万円でございますが、これの90%に相当する部分を起債で財源手当をするということございまして、端数を計算しますと583万2,000円という数字が出ますが、端数を処理しまして580万円を限度額と定めるものでございます。

次に、2つ目の公共事業等債でございますが、八間樋関係1-9号線の関係でございます。こちらにつきましては4,050万円を限度額と定めるものでございます。この内容につきましては、事業費1億円のうち国庫補助金の残り100分の45、45%相当の90%が起債可能でございまして、これを計算しますと4,050万円となるものでございます。

次に、臨時財政対策債でございますが、2億8,000万円を限度として定めるものでございます。こちらにつきましては、地方財政計画を勘案いたしまして計上させていただいてございます。

以上でございますが、この後、10ページ以降に歳入歳出の事項別明細がございますが、こちらにつきましては各常任委員会で予算事務調査におきまして各担当課から詳細な説明が行われることとなりますので、この場での説明は省略させていただきます。

以上で説明を終了しますけれども、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） それでは、引き続きまして、議案第27号から29号までを一括説明させていただきます。

最初に、平成25年度本町後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。本案につきましては、平成25年度の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,483万9,000円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いします。第1表により説明を申し上げたいと思っております。1款1項後期高齢者医療保険料ですが、8,001万7,000円で、前年比418万7,000円、5%の減であります。

次に、2款は省略させていただきまして、3款1項一般会計繰入金ですが、4,461万4,000円で、前年比716万3,000円、13.8%の減であります。内容としましては、総務管理費、保険料徴収費、群馬県広域連合への事務費負担金並びに保険料軽減分を公費で負担します保険基盤安定分となっております。

次の、4款諸収入でありますけれども、群馬県広域連合からの収入でありまして、保険料の還付金収入であります。

歳入合計 1 億2,483万9,000円でありまして、前年比8.3%の減でございます。

続いて、3 ページをお願いしたいと思います。歳出ですが、1 款総務費ですが、306万5,000円でございます。保険証の郵送料、電算システム費及び予見料で徴収電算費等でございます。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金ですが、1 億1,847万6,000円で、前年比7.8%減であります。内容ですが、残されました保険料、一般会計より繰り入れました広域連合事務費負担金及び保険基盤安定負担金の支出でございます。

3 款諸支出金につきましては、保険料の還付金の計上でございます。

歳出合計 1 億2,483万9,000円でございます。

後期高齢につきましては以上でございます。

次に、議案第28号 平成25年度本町国民健康保険特別会計予算につきまして説明を申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億7,112万1,000円とするものでございます。前年比3,448万8,000円、1.7%の減となっております。

それでは、2 ページをお願いしたいと思います。第1表にて説明をさせていただきます。歳入ですが、1 款保険税ですけれども、5 億2,129万5,000円でございます。前年比1,003万7,000円の増と推計をしております。

次に、2 款は省略をさせていただきます。3 款国庫支出金ですが、5 億999万3,000円で、前年比4,265万6,000円の減と推計をしております。一般療養給付費後期高齢者支援金及び介護納付金等の32%相当を計上してございます。

次の4 款療養給付費等交付金ですが、1 億222万9,000円で、前年比34.6%増と推計しております。社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、退職被保険者に係る交付金でございます。

次の5 款前期高齢者交付金ですが、3 億2,000万円で、前年比12.1%の増でございます。増額の要因ですが、前期高齢者65歳から74歳までの被保険者全体の加入率の増加と前期高齢者1人当たりの全国平均医療給付額の増加が主な要因となっております。

6 款県支出金ですが、1 億1,798万6,000円で、前年比2,396万5,000円の増であります。

7 款共同事業交付金ですが、2 億1,279万5,000円で、前年比3.1%の減でございます。高額医療共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金として交付されるものでございます。

次に、8 款は省略させていただきます。9 款 1 項一般会計繰入金ですが、1 億3,557万7,000円で、前年比5,978万6,000円の減額でございます。うち法定外繰入金でございますが、2,641万4,000円で、前年比6,287万1,000円の減と見込んでおります。

10款繰越金ですが、前年度繰越金の推計額を計上しております。

11款、12款は省略させていただきます。次の3 ページをお願いしたいと思います。次に、歳出ですが、1 款総務費4,646万3,000円で、主に人件費ですが、前年比6.4%の増となっております。

2 款保険給付費ですが、12億4,428万5,000円で、前年比3.8%の減でございます。1 項の療養諸費が前年対比6,714万7,000円の減となっておりますが、一般被保険者療養給付費の減を見込んだものでございます。

3 款後期高齢者支援金につきましては2 億8,502万4,000円で、前年比7.6%の増でございます。

4 款、5 款、6 款は省略させていただきます。7 款介護納付金ですが、1 億3,397万9,000円、前年比1

％の増でございます。40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者の負担金でございます。

8款共同事業拠出金ですが、2億3,228万7,000円で、前年比3.3％の減と推計をしてございます。

9款保健事業費ですが、2,114万円で、前年比3.2％の減であります。前年同様、特定健診、人間ドック補助等実施してまいりたいというふうを考えております。

10款、11款は省略をさせていただき、12款諸支出金でありますけれども、保険税還付金の計上でございます。

4ページをお願いします。予備費として500万円の計上でございます。

以上で国保特別会計の説明を終わらせていただきたいと思います。

次に、議案第29号でございますが、平成25年度本町介護保険特別会計予算につきまして説明を申し上げます。本案につきましては、平成25年度の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,128万7,000円とするものでございます。

2ページ、3ページを見開きでお願いしたいと思います。第1表にて説明を申し上げます。歳入ですが、1款1項介護保険料2億660万4,000円で、前年比9.7％の増でございます。

2款は省略させていただき、3款国庫支出金ですが、2億4,673万1,000円で、前年比0.5％増となります。保険給付費の25％相当を計上してございます。

4款支払基金交付金ですが、3億901万9,000円で、前年比0.5％増となっております。やはり保険給付費の29％相当を計上してございます。

次の5款県支出金ですが、1億5,903万5,000円で、保険給付費の12.5％相当を計上してございます。

6款は省略させていただき、7款繰入金ですが、1億9,988万4,000円で、前年比7.8％の減でございます。

8款、9款は省略させていただき、次の3ページをお願いいたします。歳出ですが、1款総務費4,396万7,000円で、ほぼ前年と同額の計上でございます。職員人件費、電算システム費、徴収費、介護保険料賦課徴収費であります。その他の経費、介護認定審査会及び認定調査及び介護認定審査の共同設置費等でございます。

次に、2款保険給付費ですが、10億4,896万4,000円で、前年比0.4％増であります。前年度及び24年度の実績をもとに推計してございます。

3款、4款は省略させていただきまして、5款地域支援事業費ですが、2,704万5,000円と、前年とほぼ同額の計上でございます。1項介護予防費につきましては1,662万3,000円の計上でございます。教室、講座等を中心とした介護予防事業、普及啓発事業及び通所訪問事業等を実施してまいります。また、2項包括的支援事業・任意事業1,042万2,000円の計上でございますが、総合相談事業、権利擁護事業、介護支援事業等を実施してまいります。

6款、7款、8款につきましては省略させていただきまして、歳入歳出とも11億2,128万7,000円の予算計上でございます。

以上、3議案に関する説明とさせていただきますが、詳しくは事務調査の段階で説明申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） それでは、議案第30号、31号について説明申し上げます。

初めに、平成25年度の板倉町下水道事業特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。歳入歳出予算ですが、歳入歳出総額それぞれ1億8,365万5,000円と定めるものでございます。

8ページをお願いします。歳入でございますが、第1款使用料及び手数料、1目下水道使用料に4,400万1,000円を予定しました。前年対比7.3%の増でございます。増の理由につきましては、主にアパートの入居者の使用料、前年に対して130件、また教育商工業の施設の下水道料の見込みを今年度は多く見込みました。さらに、24年度の実績を加味しながら25年度について推計をしまして、300万円の増加が見込めるということで増額しました。

10ページをお願いします。4款の1目一般会計繰入金ですが、1億3,264万7,000円を予定しました。前年対比9.6%の減でございます。1,421万円の減額ですが、理由としましては償還金の減額が主なものでございます。

5款の繰越金につきましては、700万円を予定しました。

12ページの歳入合計1億8,365万5,000円とするものでございます。これは前年対比3.7%の減額となります。

14ページをお願いします。歳出でございます。1款下水道費の1目下水道総務費3,216万2,000円を予定いたしました。前年対比0.7%の増でございます。主なものとしましては、職員の人件費、下水道全体計画の見直し業務の委託料でございます。

3目の管渠維持管理45万2,000円で、前年対比26%の減でございます。

16ページをお願いします。4目の水質浄化センター費としまして4,679万6,000円を予定しました。主なものは、光熱水費、設備の機器の補修料、維持管理業務委託料、そのほかには電気、警備保安業務、汚泥処理業務等の分析、それと汚泥放射線の検査委託料でございます。

2款の公債費でございますが、元金と利子を合わせまして1億124万1,000円を予定しました。前年対比にしまして5.8%の減額となります。

20ページの歳出でございますが、1億8,365万5,000円ということで計上させていただきました。

以上、下水道関係については説明を終了したいと思います。

続きまして、議案第31号 平成25年度板倉町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。18ページをお願いします。まず、収益的収入でございますが、1款水道事業収益に本年度予算額3億3,876万1,000円を予定しました。前年予算額に対しまして53万9,000円の減として見込みました。主なものとしましては、1目の給水収益の77万2,000円の減と、3目その他営業収益の85万5,000円の減少によるものでございます。

2項の営業外収益につきましては、前年対比にしまして108万8,000円増と見込みました。これは、4目の消費税及び地方消費税の還付金を見込んだものでございます。

19ページをお願いいたします。1款水道事業費用に本年度予算額3億3,119万6,000円を計上しました。これは、前年度予算に対しまして262万7,000円の減でございます。

1項の営業費用に3億578万6,000円を予定しました。前年度に対しまして93万9,000円の減でございます。

1目の原水及び浄水費でございますが、本年度予算額1億6,747万5,000円を計上しました。前年対比で

509万7,000円の増でございます。

そのほかには、21節の動力費としまして、各浄水場の電気料2,500万円を見込んでおります。前年対比500万円の増でございます。

そのほかには、31節の受水費につきましては、東部地域、県の受水費としまして1億1,836万5,000円ということでございます。

次に、2目の配水及び給水費につきましては1,067万円を計上しております。前年に比較しまして258万7,000円の増でございます。増の理由でございますが、14節の委託料でございます。20ページの漏水調査業務委託料の298万2,000円が増額になった理由でございます。これにつきましては、2年に1回の漏水調査業務を実施するものでございます。

次に、4目の総係費ですが、2,797万円、前年予算に対しまして1,142万7,000円の減でございます。これにつきましては、配水布設工事に伴う人件費の一部を24ページの1目建設改良費へ配置したための減でございます。それと、21ページの14節の委託料の減でございます。この減の理由につきましては、27節の広域化基本構想策定業務負担金として支出するため、委託料が減額になったものでございます。

16節の賃借料については、水道情報システムの使用料としまして347万5,000円を計上しております。

22ページをお願いいたします。5目の減価償却費ですが、9,807万1,000円、これにつきましては水道施設の構築物あるいは機械等の償却費でございます。

2項の営業外費用には2,383万1,000円、前年対比としまして175万7,000円の減でございます。

23ページをお願いします。資本的収入及び支出について説明いたします。収入でございますが、1款の資本的収入につきましては5,480万1,000円を計上しました。前年と同額でございます。中身的には、4目の出資金360万円の減額を1目の企業債に充てたものでございます。

24ページをお願いします。支出でございますが、1款資本的支出2億751万円ですが、前年対比で3,716万7,000円の増でございます。増の理由につきましては、配水管の布設費ということで、前年対比791万3,000円の増でございますが、これは先ほどの20ページの4目総係費の人件費の一部をこちらへ移し替えをしたための増でございます。14節、19節、27節につきましては前年並みでございます。

2目の浄水整備費でございますが、4,406万9,000円、これにつきましては西の配水場の自己水源下の改良工事の設計委託と工事代、南浄水場のろ過器の交換工事が主なものでございます。

3目の固定資産購入費ですが、186万7,000円を計上しました。前年対比208万2,000円の減でございます。

25ページをお願いします。2項1目の企業債の償還金につきましては4,549万1,000円を計上しました。

申しわけありませんが、1ページに戻っていただきたいと思っております。第4条にあります。資本的収入5,480万1,000円から資本的支出2億751万円を差し引きますと、マイナスの1億5,270万9,000円となります。この不足金につきましては、当年分の損益勘定留保資金や減債積立金で補てんをいたします。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のほど、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 以上で平成25年度の各会計予算の説明が終わりました。

これらの審議決定につきましては、各常任委員会において予算事務調査の後、本定例会最終日に行いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号から議案第31号までの平成25年度の各会計予算については、本定例会最終日に審議決定することといたします。

---

○散会の宣告

○議長（野中嘉之君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 5時53分）